

平成25年秋田県告示第172号で告示された外部監査契約について、外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があつたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年4月22日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範
秋田県監査委員 中 田 潤
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 中 鳴 定 雄

※以下別紙報告書のとおり

平成 25 年度

包 括 外 部 監 査 の 結 果 報 告 書

秋田県の観光事業およびこの事業に関連する

第三セクターなどについて

秋 田 県 包 括 外 部 監 査 人

公認会計士 佐 久 間 清 光

目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1 外部監査の概要..... | 1 |
| 1. 外部監査の種類 | 1 |
| 2. 特定の事件（監査のテーマ） | 1 |
| 3. 監査対象年度 | 1 |
| 4. 監査対象部局 | 1 |
| 5. 監査の実施期間 | 1 |
| 6. 包括外部監査人および補助者..... | 1 |
| 7. 特定の事件を選定した理由..... | 2 |
| 8. 外部監査の方法 | 2 |
| (1) 監査の要点..... | 2 |
| (2) 主な監査手続..... | 3 |
| (3) 結果、指摘および意見..... | 3 |
| 9. 利害関係 | 3 |
| 第2 観光事業の概要..... | 4 |
| 1. 観光事業への取組について..... | 4 |
| (1) 日本における観光事業の重要性..... | 4 |
| ①世界の中での日本のポジション..... | 4 |
| ②日本における国際観光の状況..... | 8 |
| A. 観光基本法の成立と高度成長（昭和39年～昭和60年） | 8 |
| B. バブル経済とその崩壊（昭和61年～平成14年） | 8 |
| C. 観光立国の実現に向けた本格的な取組の開始（平成15年～） | 9 |
| (2) 秋田県の観光事業の特徴について..... | 9 |
| 2. 組織、職員および業務内容について..... | 18 |
| (1) 組織図について..... | 18 |
| (2) 観光文化スポーツ部の業務について..... | 19 |
| (3) 所管施設の運用について..... | 20 |
| ①所管施設の一覧..... | 20 |
| ②指定管理者制度について..... | 21 |
| A. 指定管理者制度..... | 21 |
| B. 指定管理者の指定..... | 21 |
| C. 利用料金に関する取扱いについて..... | 22 |
| D. 指定管理制度導入施設における評価について..... | 23 |

| | |
|---|----|
| ③所管施設の概要 | 24 |
| A. 秋田県ふるさと村 | 24 |
| B. 秋田県営十和田観光宿泊センター | 24 |
| C. 秋田県営八幡平オートキャンプ場 | 24 |
| D. 秋田県営大潟スポーツ宿泊センター | 25 |
| E. 秋田県営秋の宮山荘 | 25 |
| F. 秋田県営鳥海観光宿泊センター | 25 |
| G. 秋田県営男鹿オートキャンプ場 | 25 |
| H. 秋田県営宮沢海岸オートキャンプ場 | 25 |
| I. 秋田県営由利高原オートキャンプ場 | 26 |
| J. 秋田県営田沢湖オートキャンプ場 | 26 |
| K. 秋田県田沢湖スキー場 | 26 |
| L. 秋田県立男鹿水族館 | 26 |
| (4) 秋田県の出資する第三セクター事業について | 27 |
| ①第三セクターについて | 27 |
| A. 第三セクターとは | 27 |
| B. 第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画について | 28 |
| ②秋田県の出資する民間企業 | 30 |
| ③出資会社の概要 | 30 |
| A. 株式会社玉川サービス | 30 |
| B. 株式会社秋田ふるさと村 | 31 |
| C. 十和田ホテル株式会社 | 32 |
| D. 田沢湖高原リフト株式会社 | 34 |
| E. 株式会社男鹿水族館 | 35 |
| 第3 外部監査の結果、指摘および意見 | 36 |
| 1. 観光事業への取組について | 36 |
| (1) 重点推進方針について | 36 |
| ①お客様目線による、地域が主体となった新たな地域資源等の創り上げ、掘り起こしと磨き上げ | 36 |
| A. 概要 | 36 |
| B. 実施した手続 | 37 |
| C. 結果、指摘および意見 | 37 |
| ②ビジネスとして観光事業の経営に取り組む地域リーダーの育成・支援 | 38 |
| A. 概要 | 38 |
| B. 実施した手続 | 38 |
| C. 結果、指摘および意見 | 39 |

| | |
|---|----|
| ③デステイネーションキャンペーンを契機としたリピーター戦略を核とする「選ばれる秋田づくり」 | 39 |
| A. 概要 | 39 |
| B. 実施した手続 | 41 |
| C. 結果、指摘および意見 | 41 |
| ④観光消費額が高い外国人観光客誘致の強化 | 42 |
| A. 概要 | 42 |
| B. 実施した手續 | 43 |
| C. 結果、指摘および意見 | 43 |
| ⑤秋田県内の地域間および隣県などとの広域連携の強化 | 44 |
| A. 概要 | 44 |
| B. 実施した手續 | 44 |
| C. 結果、指摘および意見 | 44 |
| ⑥笑顔でのおもてなしによるリピーターの増加 | 45 |
| A. 概要 | 45 |
| B. 実施した手續 | 45 |
| C. 結果、指摘および意見 | 45 |
| (2) 組織・業務分掌について | 46 |
| ①秋田県の観光に関する組織編成について | 46 |
| A. 概要 | 46 |
| B. 実施した手續 | 49 |
| C. 結果、指摘および意見 | 49 |
| ②一般社団法人秋田県観光連盟との関係について | 49 |
| A. 概要 | 49 |
| B. 実施した手續 | 51 |
| C. 結果、指摘および意見 | 51 |
| 2. 個別の事業について | 54 |
| (1) 概要 | 54 |
| ①個別事業の概観 | 54 |
| A. 秋田県全体の歳出と観光費の推移 | 54 |
| B. 観光費等の推移 | 56 |
| C. 事業ごとの歳出額 | 57 |
| D. 重点推進方針と観光費 | 60 |
| ②契約事務 | 62 |
| A. 地方自治法の規定 | 62 |
| B. 秋田県における契約事務 | 68 |

| | |
|-------------------------|----|
| (2) 個別事業（観光費） | 76 |
| ①緊急雇用対策・観光事業..... | 76 |
| A. 概要 | 76 |
| B. 実施した手続..... | 78 |
| C. 結果、指摘および意見..... | 78 |
| ②緊急雇用対策・提案型観光事業..... | 81 |
| A. 概要 | 81 |
| B. 実施した手續..... | 81 |
| C. 結果、指摘および意見..... | 81 |
| ③広域観光団体共同事業..... | 82 |
| A. 概要 | 82 |
| B. 実施した手續..... | 82 |
| C. 結果、指摘および意見..... | 82 |
| ④観光連盟強化支援事業..... | 85 |
| A. 概要 | 85 |
| B. 実施した手續..... | 85 |
| C. 結果、指摘および意見..... | 85 |
| ⑤男鹿水族館推進事業..... | 85 |
| ⑥秋田ふるさと村推進事業..... | 86 |
| ⑦施設管理費 | 86 |
| ⑧男鹿水族館リニューアル事業..... | 87 |
| ⑨観光施設等緊急修繕事業..... | 87 |
| A. 概要 | 87 |
| B. 実施した手續..... | 87 |
| C. 結果、指摘および意見..... | 87 |
| ⑩東アジア観光誘客拡大事業..... | 88 |
| A. 概要 | 88 |
| B. 実施した手續..... | 88 |
| C. 結果、指摘および意見..... | 88 |
| ⑪韓国ドラマロケ地ブランド化推進事業..... | 89 |
| A. 概要 | 89 |
| B. 実施した手續..... | 89 |
| C. 結果、指摘および意見..... | 89 |
| ⑫「おもてなしの秋田」再構築事業..... | 90 |
| A. 概要 | 90 |
| B. 実施した手續..... | 91 |

| | |
|-----------------------------|-----|
| C. 結果、指摘および意見..... | 91 |
| ⑬秋田デスティネーションキャンペーン推進事業..... | 91 |
| A. 概要 | 91 |
| B. 実施した手続..... | 92 |
| C. 結果、指摘および意見..... | 92 |
| ⑭東北地域への観光誘客事業..... | 94 |
| A. 概要 | 94 |
| B. 実施した手續..... | 94 |
| C. 結果、指摘および意見..... | 94 |
| ⑮「冬の秋田でぬぐだまろう」推進事業..... | 95 |
| A. 概要 | 95 |
| B. 実施した手續..... | 95 |
| C. 結果、指摘および意見..... | 95 |
| ⑯観光宣伝諸費 | 96 |
| A. 概要 | 96 |
| B. 実施した手續..... | 96 |
| C. 結果、指摘および意見..... | 96 |
| (3) 個別事業（その他観光関連経費） | 97 |
| ①秋田県イメージアップ戦略推進事業..... | 97 |
| A. 概要 | 97 |
| B. 実施した手續..... | 97 |
| C. 結果、指摘および意見..... | 98 |
| ②韓国国際観光推進事業..... | 98 |
| A. 概要 | 98 |
| B. 実施した手續..... | 98 |
| C. 結果、指摘および意見..... | 99 |
| ③農山漁村コミュニティ・ビジネス総合推進事業..... | 100 |
| A. 概要 | 100 |
| B. 実施した手續..... | 100 |
| C. 結果、指摘および意見..... | 100 |
| ④がんばる食農観ビジネス応援事業..... | 101 |
| ⑤県外・海外事務所運営費..... | 102 |
| ⑥男鹿水族館災害復旧事業..... | 102 |
| 3. 観光施設について..... | 103 |
| (1) 共通事項 | 103 |
| ①実施した手續 | 103 |

| | |
|------------------------------|-----|
| ②結果、指摘および意見..... | 103 |
| A. 指定管理者の公募・選定について..... | 103 |
| B. 施設の利用料金について..... | 104 |
| C. 施設利用率向上の施策について..... | 106 |
| D. 指定管理者導入施設の評価制度について..... | 106 |
| E. 月例報告のフォーマット..... | 109 |
| F. 月例報告書の収受印の押印もれについて..... | 110 |
| G. アンケートによる評価について..... | 110 |
| (2) 秋田県ふるさと村..... | 113 |
| ①概要 | 113 |
| A. 施設の概要..... | 113 |
| B. 指定管理者およびその概要..... | 113 |
| C. 月別入場者数・利用者数..... | 114 |
| ②結果、指摘および意見..... | 114 |
| A. 施設と設置目的について..... | 114 |
| B. 指定管理料について..... | 116 |
| C. 余剰資金について..... | 117 |
| D. 投資判断基準について..... | 117 |
| E. 秋田県ふるさと村内の案内表示について..... | 118 |
| F. 秋田県から貸与されている重要物品について..... | 118 |
| G. 防災訓練の参加率について..... | 119 |
| H. 取締役会の開催頻度について..... | 119 |
| (3) 秋田県営十和田観光宿泊センター..... | 120 |
| ①概要 | 120 |
| A. 施設の概要..... | 120 |
| B. 指定管理者およびその概要..... | 120 |
| C. 月別入場者数・利用者数..... | 121 |
| ②結果、指摘および意見..... | 121 |
| (4) 秋田県営八幡平オートキャンプ場..... | 122 |
| ①概要 | 122 |
| A. 施設の概要..... | 122 |
| B. 指定管理者およびその概要..... | 122 |
| C. 月別入場者数・利用者数..... | 123 |
| ②結果、指摘および意見..... | 123 |
| A. 利用者数増加への一層の経営努力について..... | 123 |
| B. 保険について..... | 124 |

| | |
|--|-----|
| (5) 秋田県営大潟スポーツ宿泊センター..... | 126 |
| ①概要 | 126 |
| A. 施設の概要..... | 126 |
| B. 指定管理者およびその概要..... | 126 |
| C. 月別入場者数・利用者数..... | 127 |
| ②結果、指摘および意見..... | 127 |
| A. 公共施設の利用者満足度（平成 24 年度）調査表と実際のアンケート用紙との差異 | 127 |
| (6) 秋田県営秋の宮山荘..... | 128 |
| ①概要 | 128 |
| A. 施設の概要..... | 128 |
| B. 指定管理者およびその概要..... | 128 |
| C. 月別入場者数・利用者数..... | 129 |
| ②結果、指摘および意見..... | 129 |
| A. 備品の管理について..... | 129 |
| (7) 秋田県営鳥海観光宿泊センター..... | 130 |
| ①概要 | 130 |
| A. 施設の概要..... | 130 |
| B. 指定管理者およびその概要..... | 130 |
| C. 月別入場者数・利用者数..... | 131 |
| ②結果、指摘および意見..... | 131 |
| (8) 秋田県営男鹿オートキャンプ場..... | 132 |
| ①概要 | 132 |
| A. 施設の概要..... | 132 |
| B. 指定管理者およびその概要..... | 132 |
| C. 月別入場者数・利用者数..... | 133 |
| ②結果、指摘および意見..... | 133 |
| (9) 秋田県営宮沢海岸オートキャンプ場..... | 134 |
| ①概要 | 134 |
| A. 施設の概要..... | 134 |
| B. 指定管理者およびその概要..... | 134 |
| C. 月別入場者数・利用者数..... | 135 |
| ②結果、指摘および意見..... | 135 |
| (10) 秋田県営由利高原オートキャンプ場..... | 136 |
| ①概要 | 136 |
| A. 施設の概要..... | 136 |

| | |
|---------------------------|-----|
| B. 指定管理者およびその概要..... | 136 |
| C. 月別入場者数・利用者数..... | 137 |
| ②結果、指摘および意見..... | 137 |
| A. 運営協議会の議事録の作成..... | 137 |
| B. アンケート調査の回答が0件..... | 138 |
| C. 客単価について..... | 138 |
| (11) 秋田県営田沢湖オートキャンプ場..... | 140 |
| ①概要 | 140 |
| A. 施設の概要..... | 140 |
| B. 指定管理者およびその概要..... | 140 |
| C. 月別入場者数・利用者数..... | 141 |
| ②結果、指摘および意見..... | 141 |
| (12) 秋田県田沢湖スキー場..... | 142 |
| ①概要 | 142 |
| A. 施設の概要..... | 142 |
| B. 指定管理者およびその概要..... | 142 |
| C. 月別入場者数・利用者数..... | 143 |
| ②結果、指摘および意見..... | 143 |
| A. 取締役会の開催頻度について..... | 143 |
| B. 固定資産の実地照合について..... | 144 |
| C. 遊休固定資産について..... | 144 |
| D. 入場者数の把握..... | 145 |
| E. スキー学校売上について..... | 146 |
| (13) 秋田県立男鹿水族館..... | 147 |
| ①概要 | 147 |
| A. 施設の概要..... | 147 |
| B. 指定管理者およびその概要..... | 147 |
| C. 月別入場者数・利用者数..... | 148 |
| ②結果、指摘および意見..... | 148 |
| A. 投資判断基準について..... | 148 |
| B. 取締役会の開催頻度について..... | 149 |
| (14) 新玉川リゾート基盤施設..... | 149 |
| ①概要 | 149 |
| A. 施設の概要..... | 149 |
| B. 受託者およびその概要..... | 150 |
| ②結果、指摘および意見..... | 150 |

| | |
|---------------------------|-----|
| A. 非公募について..... | 150 |
| B. 修繕積立金および設備積立金について..... | 151 |
| C. 業務の再委託について..... | 151 |
| D. 取締役会の開催頻度について..... | 152 |
| 4. 終りに | 153 |

(注) 当報告書の数値については、表示単位未満は切り捨てを行っており、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 特定の事件（監査のテーマ）

秋田県の観光事業およびこの事業に関連する第三セクターなどについて

3. 監査対象年度

平成24年度（ただし、必要な範囲で過年度に遡及した）

4. 監査対象部局

秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課、観光戦略課イメージアップ推進室、観光振興課
および関連する第三セクターなど

5. 監査の実施期間

平成25年6月15日から平成26年3月3日まで

6. 包括外部監査人および補助者

| 区分 | 氏名 | 資格等 |
|---------|-------|-------|
| 包括外部監査人 | 佐久間清光 | 公認会計士 |
| 補助者 | 井出 潔 | 公認会計士 |
| 補助者 | 矢野 裕紀 | 公認会計士 |
| 補助者 | 長谷川裕一 | 公認会計士 |
| 補助者 | 齋藤 誉朗 | 公認会計士 |

7. 特定の事件を選定した理由

秋田県公式 Web サイトによれば、秋田県は『眞の秋田らしい観光を創造し、総合戦略産業として発展させていくため、「ふるさと秋田元気創造プラン」および「秋田県観光振興プラン」に基づいて、短期的および中長期的な対応を要することの整理などを行ない、総合戦略産業としての観光の重点推進方針を策定し』、これを推進しているところである。この方針により、秋田県は「観光は多くの産業に経済波及効果をもたらすものであり、食・農、文化、スポーツ、交通などと連携した施策を実施すること」としている。

しかしながら、これらの施策については、その支出と経済的波及効果との関連性が分かりづらい面があり、またそのような状況の中で歳出の規模が年々増加しており、財務的な重要性が増しているものと考えられる。そこで、秋田県の観光事業に関する諸施策（関連する第三セクターなどの事業を含む）について、効果的効率的な事務の執行がなされているか否かについて県民の関心も高いものと考えられることから、外部監査を実施することに意義があると判断し、特定の事件（テーマ）として選定した。

【参考】秋田県の観光費（歳出）推移

(単位：千円)

| H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 |
|----------|----------|----------|-------------|-------------|
| 721, 120 | 750, 318 | 806, 401 | 1, 419, 305 | 1, 597, 017 |

(県提出資料に基づき監査人が作成)

8. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

観光事業（関連する第三セクターなどの事業を含む）について、合規性、有効性、効率性および経済性などの観点から監査を行うこととし、具体的な視点を次のとおり定めた。

- ① 観光行政全般について明確な方針・目標などを設定し、事業実施の評価・改善が必要に応じてなされているか。
- ② 近隣の行政団体などとの連携は十分か。
- ③ 観光事業に関する契約事務が適切になされているか。
- ④ 観光施設の運営管理が適切になされているか。
- ⑤ 第三セクターなど関連団体の運営管理が適切になされているか。

(2) 主な監査手続

- ① 関係者からの説明聴取および関係者に対する質問
- ② 比率分析などの分析的手続
- ③ 関係法令などへの準拠性の検討
- ④ 内部管理文書などの閲覧
- ⑤ 証拠書類との突合
- ⑥ 固定資産などの実地照合

なお、詳細な監査手続については「第3 外部監査の結果、指摘および意見」に記載した。

(3) 結果、指摘および意見

監査の結果および意見について、監査人は次の区分で述べている。

| 区分 | 内容 |
|------|--|
| 【結果】 | 監査の手続を適用した結果、当該項目の概要を理解および補足する上で必要と判断した事項 |
| 【指摘】 | 現在の法令などに照らして違反または不当と監査人が判断した事項 |
| 【意見】 | 「指摘」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項または検討を要すると判断した事項 |

なお、これらの記載の区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、事実の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行なえない場合があることをご留意いただきたい。

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

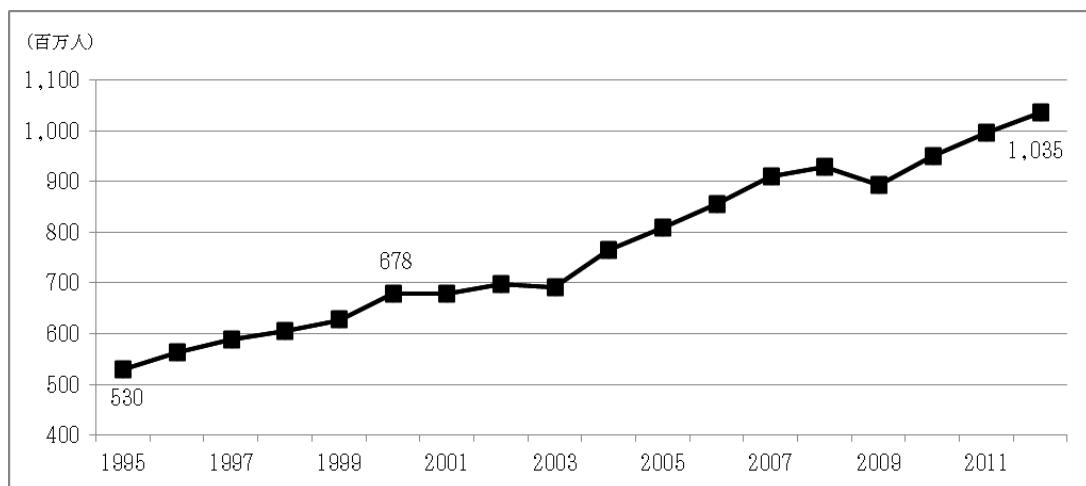
第2 観光事業の概要

1. 観光事業への取組について

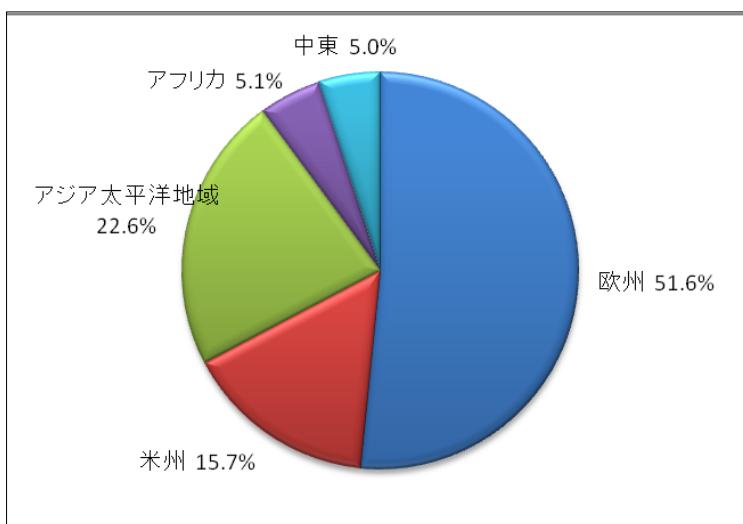
(1) 日本における観光事業の重要性

①世界の中での日本のポジション

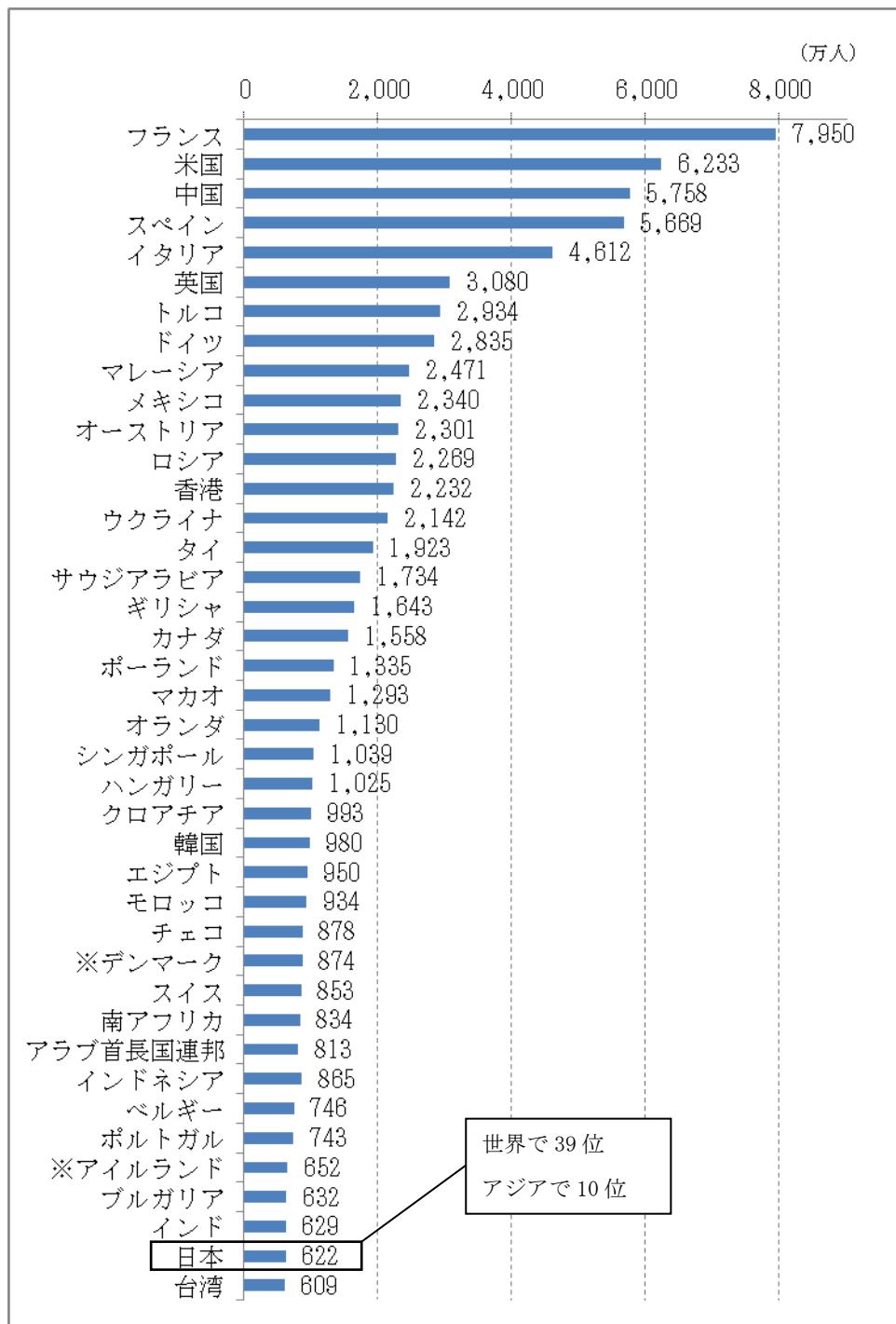
観光庁編集の「観光白書」をもとに、世界の観光の状況を概観してみると、以下のグラフのとおり、1995年には530百万人、2000年には678百万人であった国際観光客到着数が、2012年には前年比約4%増の1,035百万人となり、10億人を突破している。このことから、世界における国際観光市場は拡大傾向にあると言える。



地域別に見ると、2012年の国際観光客受入数のシェアは、以下のグラフのとおり、欧州が世界全体の半分以上を占めている。日本が属するアジア太平洋地域は22.6%となっており、欧州に次ぐ規模となっている。

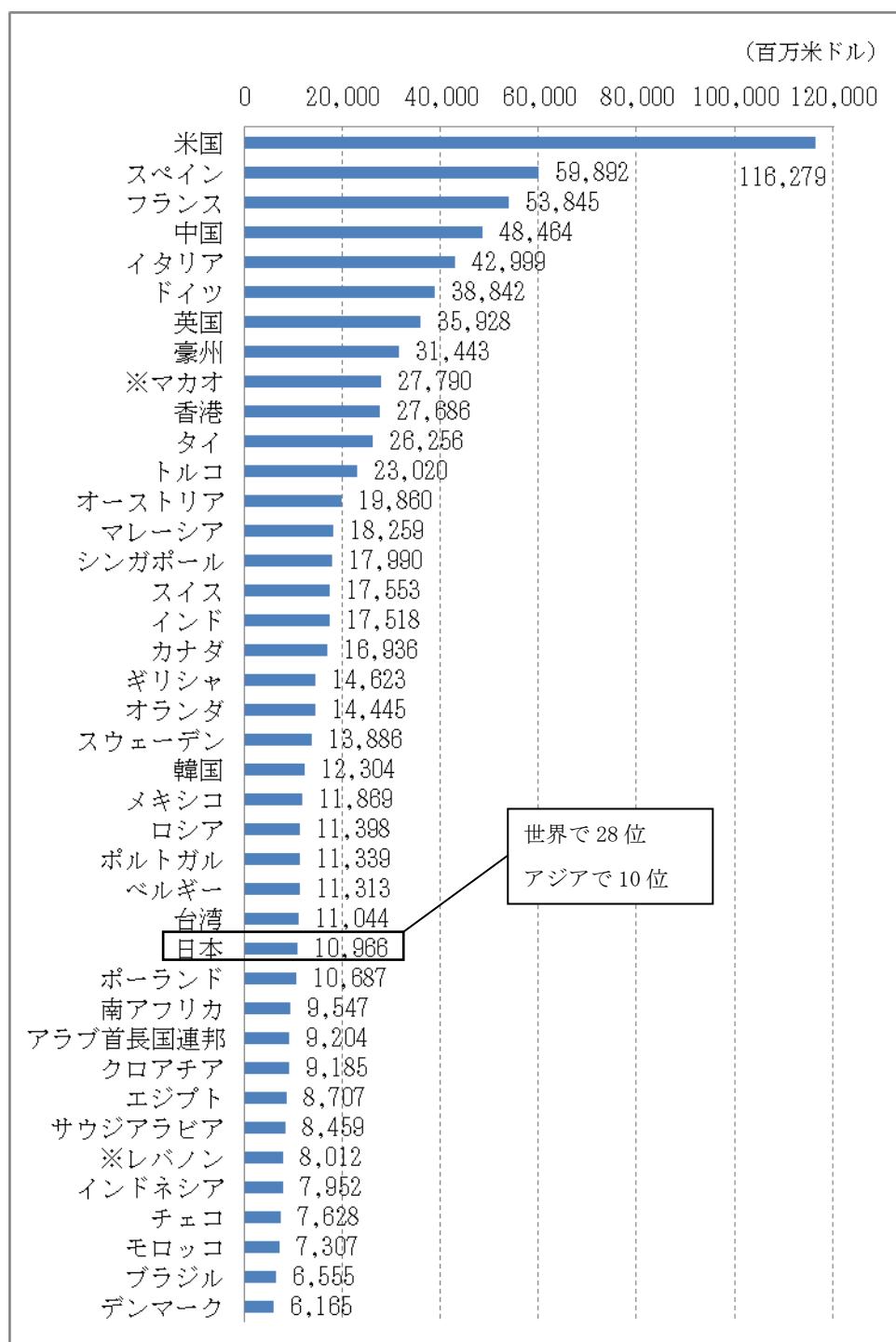


2011 年の外国人旅行者受入数を国別に見ると、以下のグラフのとおり、1 位はフランスの 7,950 万人となっている。アジア太平洋地域では、中国が最も多く 5,758 万人となっている。なお、日本は世界で 39 位、アジア太平洋地域では 10 位となっている。



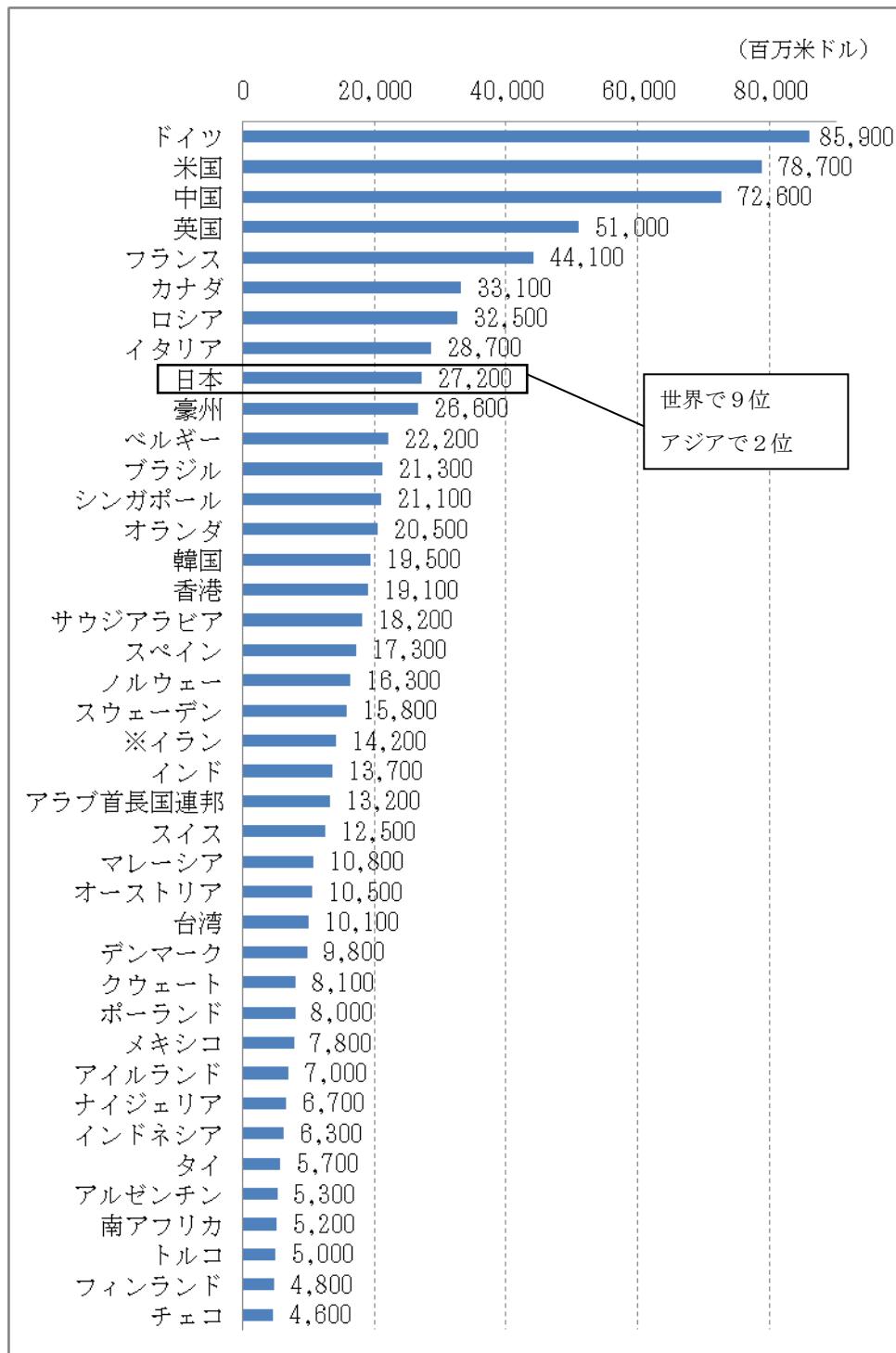
※デンマーク、アイルランドは 2010 年の数値である。

2011 年の国際観光収入を国別に見ると、1 位は米国の 116,279 百万米ドルとなっている。アジア太平洋地域では、中国が 48,464 百万米ドルとトップとなっている。なお、日本は世界で 28 位、アジア太平洋地域で 10 位となっている。



※マカオ、レバノンは 2010 年の数値である。

2011年の国際観光支出を国別に見ると、1位はドイツの85,900百万米ドルとなっている。アジア太平洋地域では中国が72,600百万米ドルと1位、日本は世界で9位、アジア太平洋地域で2位となっている。



※イランは2010年の数値である。

②日本における国際観光の状況

A. 観光基本法の成立と高度成長（昭和39年～昭和60年）

戦後、我が国の国際観光の振興は、外貨獲得に重点を置いた外国人旅行者の誘致から始まった。訪日外国人旅行者数は、観光基本法が制定された昭和38年には30万人となった。観光基本法では、国際収支の改善および外国との経済文化の交流の促進を目的とした外国人旅行者の訪日の促進が第一の政策目標に掲げられていた。

一方、邦人の海外旅行については、戦後の外貨不足に対応するために制限的な措置がとられていたが、国際的な活動が増大するに伴い、邦人の海外旅行者数も徐々に増加していった。このような状況を踏まえ、外貨持ち出し制限は付されていたものの、先ず昭和38年に業務目的の渡航が自由化され、翌39年には観光目的の海外渡航も自由化された。

昭和40年代半ばには、我が国の国際収支の黒字基調が定着すると、国際観光がこれまで有していた外貨獲得という目的的重要性が低下し、これに代わり国際交流や国際親善の増進が次第に重視されるようになった。こうして、昭和60年には訪日外国人旅行者数は233万人、邦人の海外旅行者数は495万人にまで増加した。

B. バブル経済とその崩壊（昭和61年～平成14年）

訪日外国人旅行者数、邦人の海外旅行者数が増加していく中で、我が国の大額な貿易黒字に起因する欧米との間の貿易摩擦を背景として、従来の訪日外国人旅行者の誘致に加え、邦人の海外旅行を促進するための政策が新たに展開されるようになった。具体的には、昭和62年に「海外旅行倍増計画（テン・ミリオン計画）」が作成され、平成3年までに邦人の海外旅行者数を1,000万人超とすることが目標とされた。実際、この目標は平成2年に達成されている。

これを受け、訪日外国人旅行者誘致の取組も再興され、平成3年には、「観光交流拡大計画（Two Way Tourism 21）」が策定され、双方向の観光交流の一層の拡大が図られた。

しかし、このような取組にもかかわらず、邦人の海外旅行者数と訪日外国人旅行者数の乖離は拡大し続け、平成7年には、邦人の海外旅行者数1,530万人に対し、訪日外国人旅行者数は335万人にとどまっている。

そのため、再び訪日外国人旅行者誘致に政策の軸足がシフトし、平成8年には訪日外国人旅行者数を平成17年に700万人に倍増させることを目標とした「ウェルカムプラン21」がとりまとめられた。更に、翌年には、同プランの目的の一つである地方圏への誘客を促進するため、「外国人観光客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律（外客誘致法）」が制定された。更に、このような取組を強化すべく、訪日外国人旅行者数を平成19年に800万人とすることを目標とした「新ウェルカムプラン21」がとりまとめられた。

C. 観光立国の実現に向けた本格的な取組の開始（平成 15 年～）

平成 15 年 1 月、当時の小泉総理大臣によって「観光立国懇談会」が開催され、観光立国の実現に向け、本格的な取組が開始された。

平成 18 年には、これをより一層明確かつ確実にするため、「観光基本法」を全面改正した「観光立国推進基本法」が成立した。これにより、観光を 21 世紀のわが国の重要な政策の柱に位置付けることが法律上も明確化され、同法に基づき定められた「観光立国推進基本計画」をマスター・プランとして施策が推進され始めた。

更に、観光行政の責任を有する組織を明確化するとともに、機能的かつ効率的な施策の実施を可能とする体勢を整備するため、平成 20 年に観光庁が発足した。なお、外国人旅行者の訪日促進のための重要な施策として「ビジット・ジャパン・キャンペーン」（平成 22 年よりビジット・ジャパン事業）が展開されている。

（2）秋田県の観光事業の特徴について

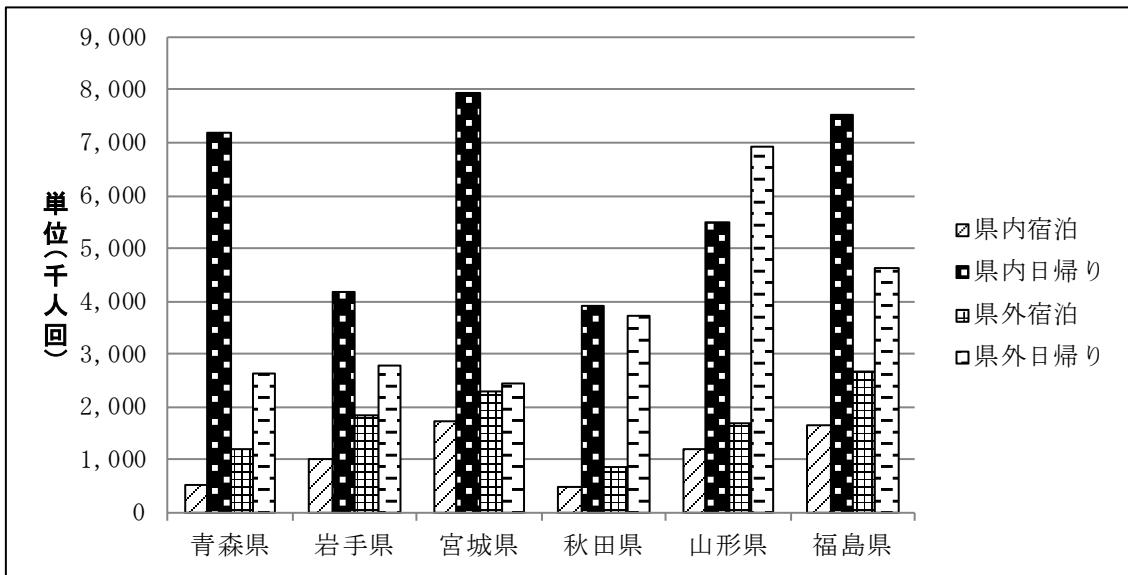
秋田県の観光事業の特徴について、観光入込客数および観光消費額を東北 6 県で比較すると以下のようになる。

なお、データはすべて観光白書による平成 24 年 1 月～12 月の累計であり、表中の各用語の内容は以下のとおりである。

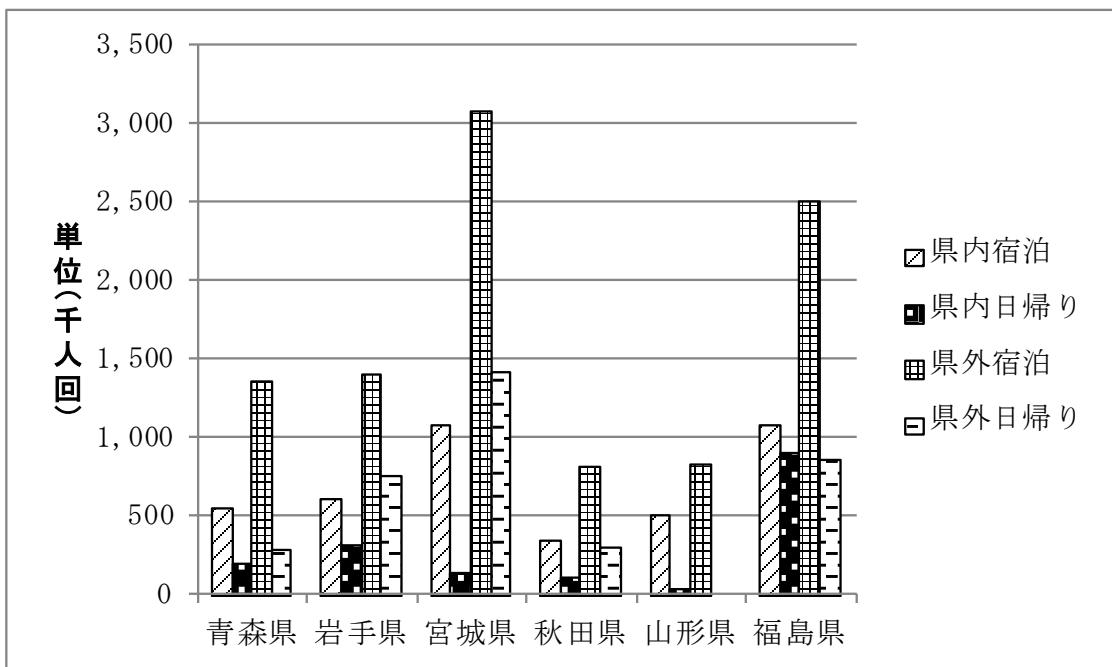
| 用語 | 内容 |
|-------|--|
| 県内宿泊 | 該当の県内の在住者が該当の県へ宿泊を伴って、各目的により訪問したと推定される人数 |
| 県内日帰り | 該当の県内の在住者が該当の県へ宿泊を伴わないで、日帰りで各目的により訪問したと推定される人数 |
| 県外宿泊 | 該当の県以外の在住者（県外在住者）が該当の県へ宿泊を伴って、各目的により訪問したと推定される人数 |
| 県外日帰り | 該当の県以外の在住者（県外在住者）が該当の県へ宿泊を伴わないで、日帰りで各目的により訪問したと推定される人数 |

【観光入込客数の比較】

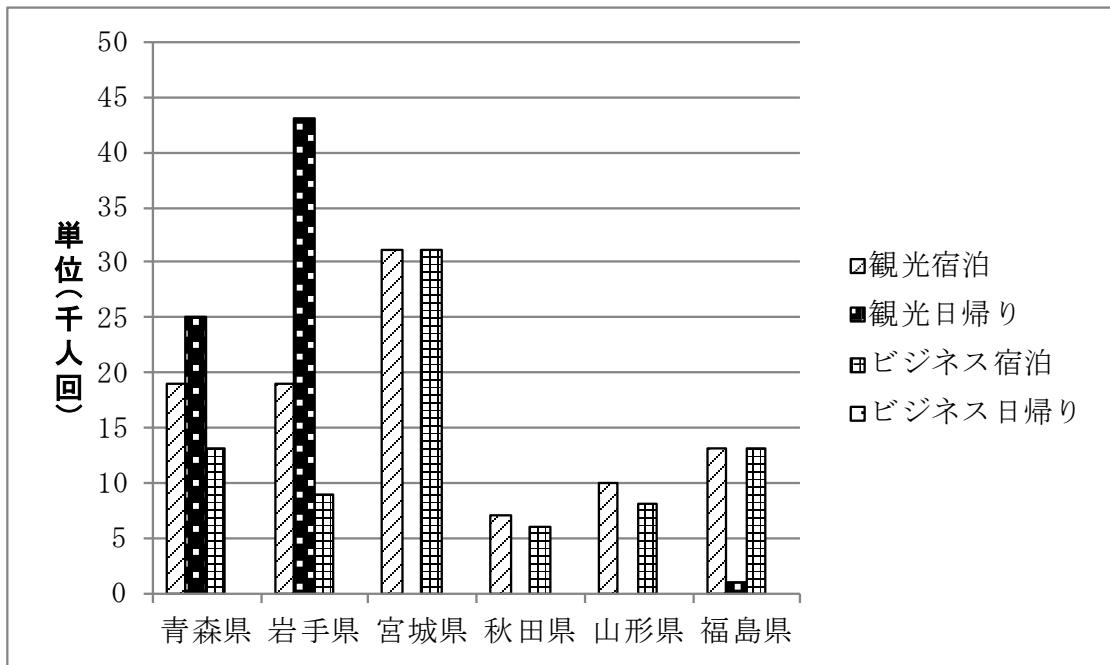
(日本人 : 観光目的)



(日本人 : ビジネス目的)



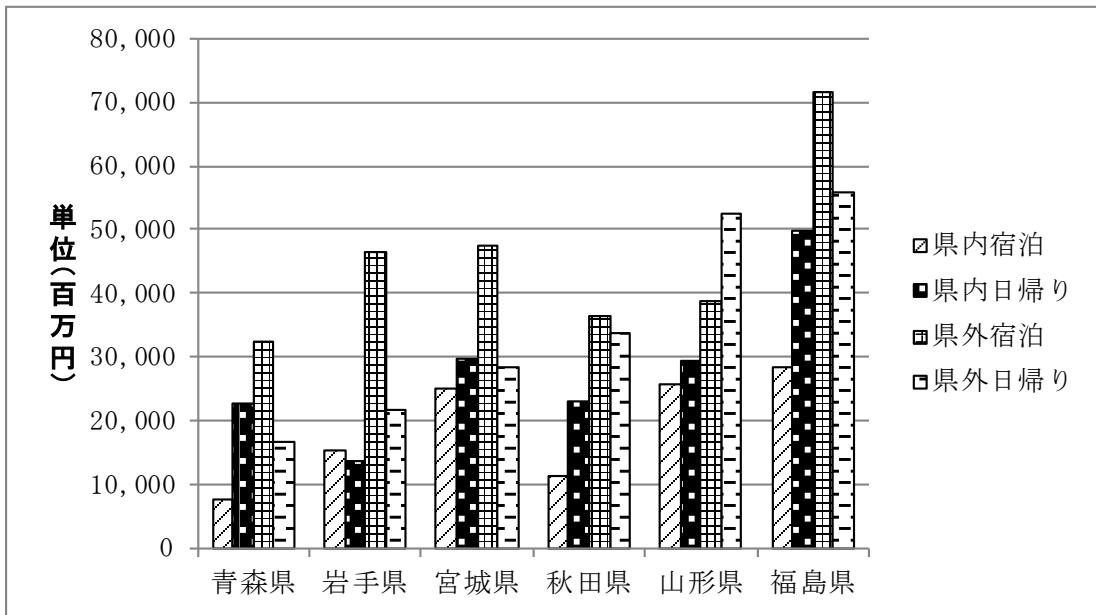
(訪日外国人)



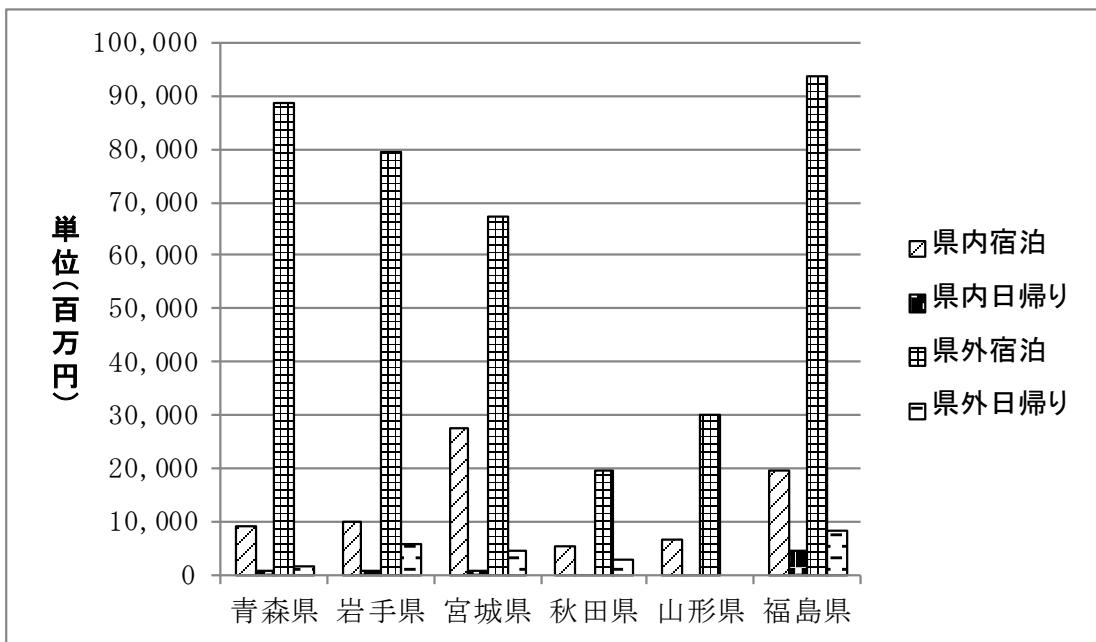
秋田県の観光入込客数の総数は東北他県と比較し、低い状態にあり、特に県外県内共に宿泊者数が少なく、日帰り客が多い構造となっている。これは秋田県には宿泊せずに他県に宿泊拠点を構え、日帰りで秋田県を訪れる観光客が多いことが推定される。

【観光消費額の比較】

(日本人 : 観光目的)

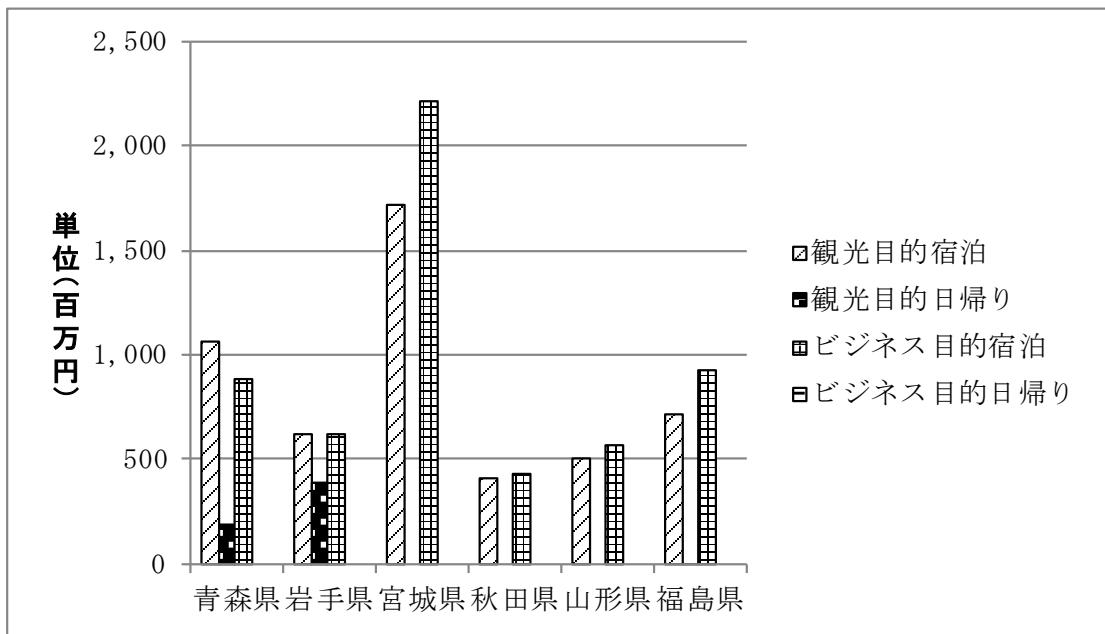


(日本人 : ビジネス目的)



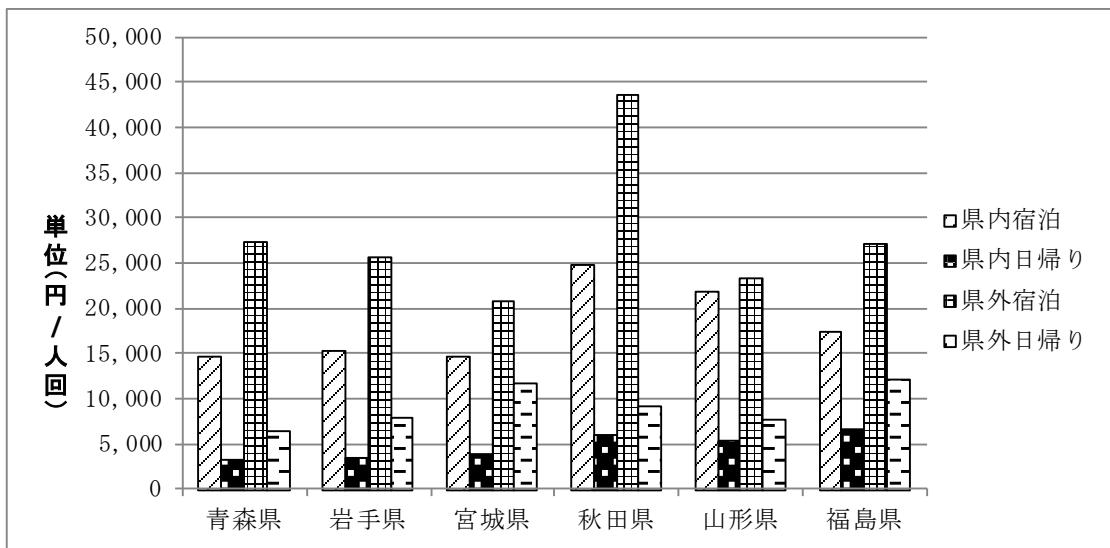
観光消費額のビジネス需要に関しては、秋田県は山形県とともに観光消費額が非常に低い水準にある。その主な理由は、他県は震災復興に関連した消費額が多く含まれていると推定される。

(訪日外国人)

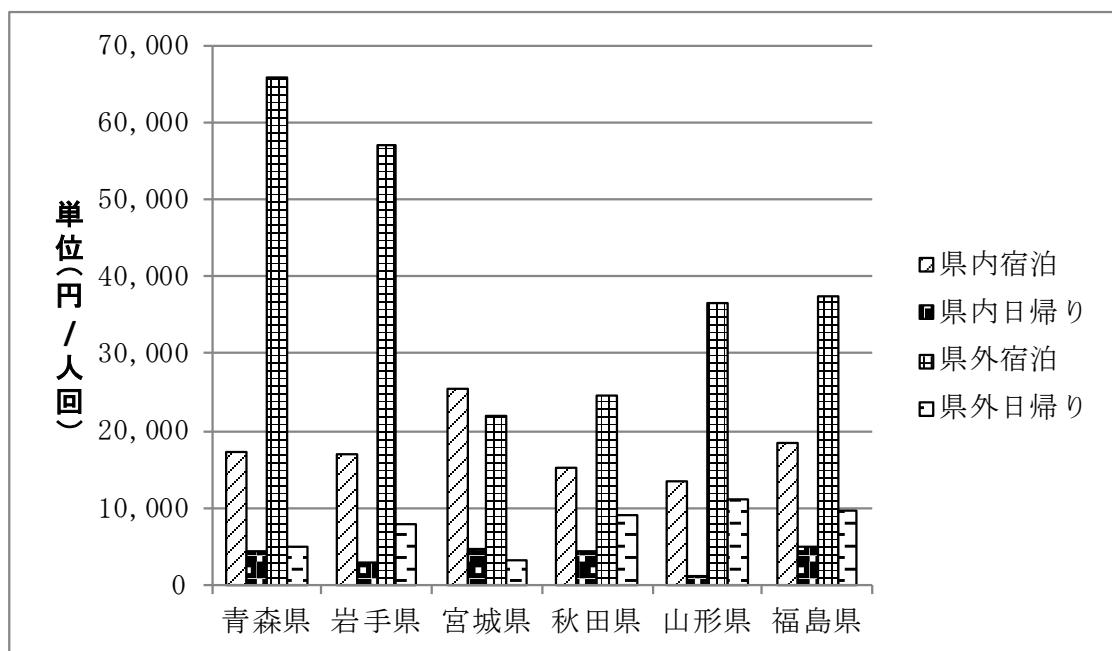


【観光消費単価の比較】

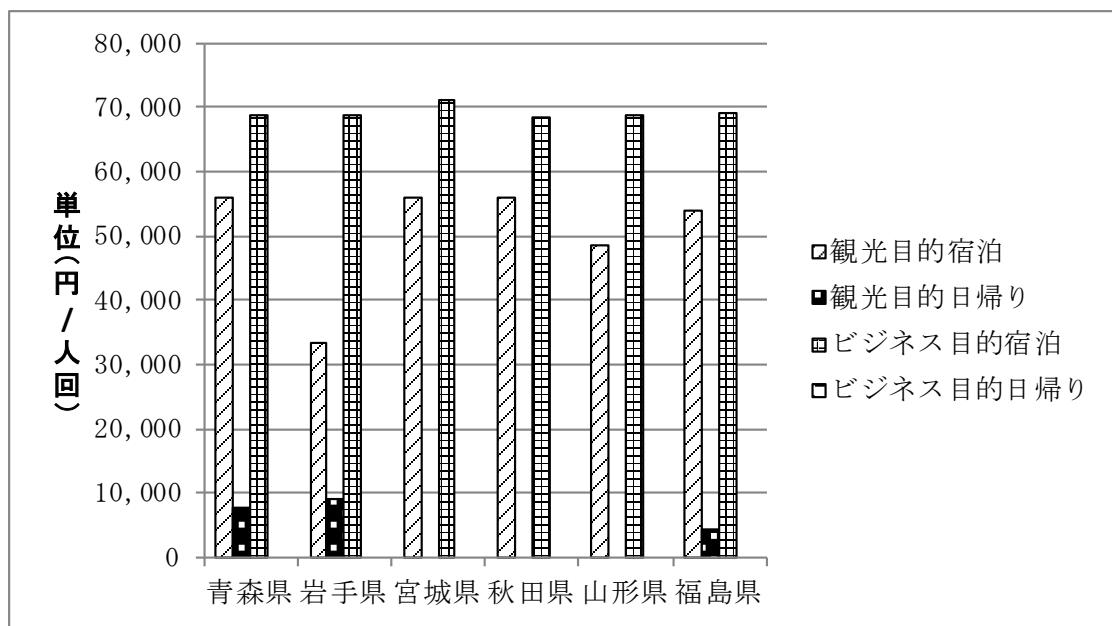
(日本人：観光目的)



(日本人 : ビジネス目的)



(訪日外国人)



秋田県は県外宿泊については観光入込客数が低いものの、観光消費額は東北他県と比較して、平均並みである。このため、秋田県は観光消費単価が非常に高い水準にある。今後はこの県外宿泊の観光入込客数をいかに伸ばせるかが秋田県の観光事業の焦点にあると言える。

また、訪日外国人の観光消費額については、日本人観光客の観光消費額と比較して、

低い水準にあるものの、一人当たりの観光消費単価が高い水準にあるため、秋田県においても、今後、訪日外国人の観光入込客数をいかに伸ばしていくかが課題であると言える。

【観光消費単価の分析】

(東北6県における観光客の消費単価：日本人観光目的のみ)

| 都道府県 | 観光消費額単価（円/人回） | | | | ①A/B | ②C/D | ③A/C | ④B/D | | | | |
|--------|---------------|--------|--------|-------|------|------|------|------|--|--|--|--|
| | 宿泊 | | 日帰り | | | | | | | | | |
| | 県外 A | 県内 B | 県外 C | 県内 D | | | | | | | | |
| 青森県 | 27,326 | 14,569 | 6,349 | 3,163 | 1.88 | 2.01 | 4.30 | 4.61 | | | | |
| 岩手県 | 25,508 | 15,169 | 7,769 | 3,297 | 1.68 | 2.36 | 3.28 | 4.60 | | | | |
| 宮城県 | 20,761 | 14,510 | 11,611 | 3,728 | 1.43 | 3.11 | 1.79 | 3.89 | | | | |
| 秋田県 | 43,581 | 24,829 | 9,117 | 5,916 | 1.76 | 1.54 | 4.78 | 4.20 | | | | |
| 山形県 | 23,177 | 21,689 | 7,576 | 5,361 | 1.07 | 1.41 | 3.06 | 4.05 | | | | |
| 福島県 | 27,101 | 17,337 | 12,061 | 6,647 | 1.56 | 1.81 | 2.25 | 2.61 | | | | |
| 6県単純平均 | 27,909 | 18,017 | 9,081 | 4,685 | 1.56 | 2.04 | 3.24 | 3.99 | | | | |

①県外宿泊単価 A ÷ 県内宿泊単価 B : 宿泊客のうち、県外宿泊客がもたらす消費額が多い比率

相対的に秋田県は割と高い水準にあるため、宿泊客は県外から誘致した方が単位当たり経済効果が大きいと考えられる。

②県外日帰り単価 C ÷ 県内日帰り単価 D : 日帰り客のうち、県外日帰り客がもたらす消費額が多い比率

相対的に秋田県は低い水準にある。これは秋田県への日帰り客に関して言えば、県内客も県外客もそれほど消費単価に大きな差異がないことを意味している。

③県外宿泊単価 A ÷ 県外日帰り単価 C : 県外客のうち、宿泊客がもたらす消費額が多い比率

相対的に秋田県は高い水準にあるため、県外客は宿泊客として誘致した方が単位当たり経済効果が大きいと考えられる。

④県内宿泊単価 B ÷ 県内日帰り単価 D : 県内客のうち、宿泊客がもたらす消費額が多い比率

この項目に関し、秋田県は平均並みと言え、目立った特徴はない。

【その他の分析】

(観光経済に関するその他指標)

| 都道府県 | 人口(人) | 面積(km ²) | 観光入客数 (観光+ビジネス+訪日外国人)(単位:千人) | 平成24年12月期 観光消費額 (単位:百万円) | 人口1人当たりの観光客数 | 人口1人当たりの観光消費額(千円) | 観光客密度 (1km ² あたりの観光客数・人) |
|------|-----------|----------------------|---------------------------------|--------------------------------|--------------|-------------------|--|
| 青森県 | 1,349,899 | 9,644.70 | 13,888 | 181,105 | 10.3 | 134.2 | 1,440.0 |
| 岩手県 | 1,303,351 | 15,278.89 | 12,859 | 194,265 | 9.9 | 149.1 | 841.6 |
| 宮城県 | 2,325,407 | 7,285.77 | 20,110 | 233,321 | 8.6 | 100.3 | 2,760.2 |
| 秋田県 | 1,063,168 | 11,636.30 | 10,406 | 132,930 | 9.8 | 125.0 | 894.3 |
| 山形県 | 1,151,863 | 9,323.46 | 16,564 | 183,153 | 14.4 | 159.0 | 1,776.6 |
| 福島県 | 1,962,333 | 13,782.76 | 21,727 | 332,595 | 11.1 | 169.5 | 1,576.4 |

*人口および面積は国土交通省国土地理院平成25年4月1日現在の「全国都道府県市区町村別面積調」による。

秋田県には世界に誇る自然、景勝地が数多く残されており、世界自然遺産である白神山地や日本一の深さを誇る田沢湖がある。また、食文化についても「あきたこまち」に代表されるように良質な米の生産地であり、秋田で食べる「きりたんぽ」は全国的にも知名度が高い。

このように数多くの魅力的な観光資源があるにもかかわらず、観光入込客数および観光消費額が少ないため、上記のその他の観光経済指標も比較的低い水準となっている。

このことは裏を返せば、観光入込客数を伸ばす余地がまだまだあるとも言えるため、秋田県が観光事業による地域活性化を主要施策として掲げていることは当然の帰結と言えるであろう。

なお、東北6県の比較分析による秋田県の観光事業の課題をまとめると以下のとおりとなる。

- ①東北他県に比べ、観光入込客数自体が少ない。
- ②特に県外からの宿泊客が少ないため、いかに県外から誘致するかが課題となる。
- ③訪日外国人の観光消費単価は高いため、海外からの観光客の誘致活動も強化する。

【重点推進方針】

秋田県は先ずは秋田県を知ってもらうことが重要と考え、県外特に東京での大々的な「秋田デスティネーションキャンペーン」を実施するなど、以下のような【重点推進方針】を打ち出し、具現化する予定である。

秋田県の観光は、東日本大震災の発生や風評被害、円高などの影響により、宿泊客数が大幅に落ち込むなど大きな影響を受けているが、観光需要の早期回復にとどまらず、秋田県が有する強みと魅力を更に活かしつつ、様々な課題を踏まえた新たな可能性を切り拓く視点のもとで、地域振興の推進力となる観光を成長産業として展開していく必要がある。

また、観光は多くの産業に経済波及効果をもたらすものであり、食・農、文化、スポーツ、交通などと連携した施策を実施することにより、総合戦略産業として大きく発展する可能性を持つとともに、交流の拡大による地域の活性化にも寄与するものである。

こうした中、「秋田デスティネーションキャンペーン」、「国民文化祭」といった大規模イベントの開催は、観光産業としての秋田のブランドイメージを国内外に向けて発信、定着させていく大きなチャンスである。

更に、観光振興は、観光団体、民間事業者、県、市町村など、それぞれの主体が明確な役割分担に基づき、民間主導による県民運動として一体的、効果的かつ継続的に取り組んでいく必要がある。

こうしたことから、真の秋田らしい観光を創造し、総合戦略産業として発展させていくため、「ふるさと秋田元気創造プラン」および「秋田県観光振興プラン」に基づき、短期的および中長期的な対応を要することの整理などを行なった上で、観光と総合的な連携を図る分野を含めた網羅的ではない、重点的・具体的な施策レベルの方針を定め、次により推進するものである。

【重点推進方針の振興プラン】

○お客様目線を重視し、ビジネスとして継続・成長していく秋田の観光産業を形成する

- ・ お客様目線による、地域が主体となった新たな地域資源等の創り上げ、掘り起こしと磨き上げ
- ・ ビジネスとして観光事業の経営に取り組む地域リーダーの育成・支援
- ・ 「秋田」ブランドの確立
- ・ デスティネーションキャンペーンを契機としたリピーター戦略を核とする「選ばれる秋田づくり」
- ・ 統一性のある情報発信
- ・ 観光消費額が高い外国人観光客誘致の強化
- ・ 秋田県内の地域間および隣県などとの広域連携の強化

○観光と「食・農」「文化」「スポーツ」「交通」など、多様な分野との総合的な連携を図り、交流拡大による地域の活性化、顧客ビジネスの展開につなげる

- ・秋田の食や農業体験などを入口とした誘客ビジネスへの展開
(食・農分野との連携)
- ・国民文化祭などを活かした文化活動による誘客創出
(文化分野との連携)
- ・スポーツイベントやスポーツチームなどを媒体とした情報発信や誘客促進
(スポーツ分野との連携)
- ・地方鉄道を核とした広域観光の推進 (交通分野との連携)

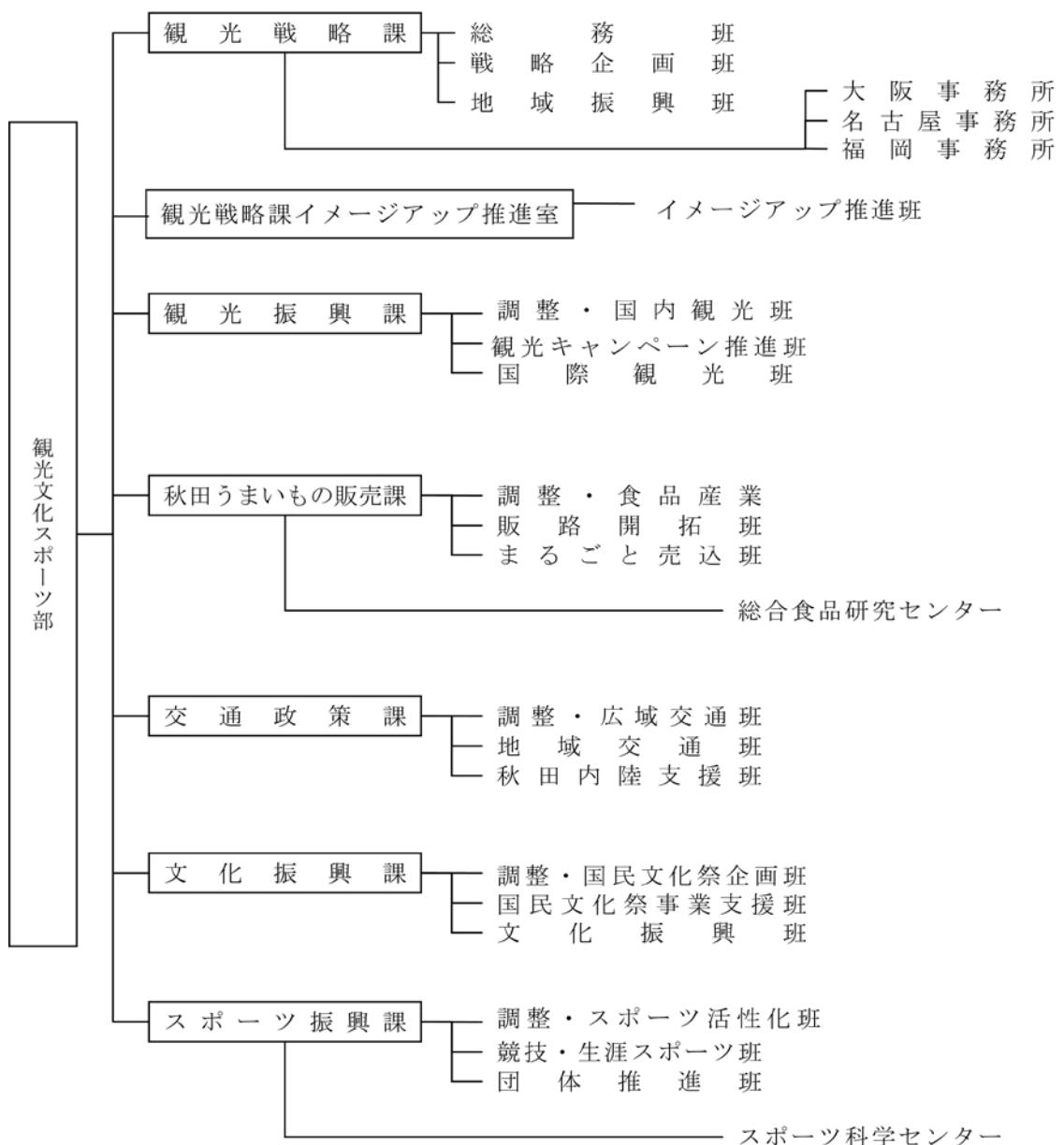
○県を挙げての取組態勢を再構築する

- ・組織体制および役割分担などの見直し、連携の強化
- ・笑顔でのおもてなしによるリピーターの増加
- ・二次交通アクセスの強化など受入環境の充実
- ・地域のすべてと連携する

2. 組織、職員および業務内容について

(1) 組織図について

秋田県は平成24年4月に観光に加え、農産物や食品の販売、交通など観光に密接に関連する分野を一元化し、総合戦略産業としての観光に対応できるよう観光と並んで交流人口の増大に貢献できる文化・スポーツを併せて所管する新たな部を設置することとした。部長が強力なリーダーシップを發揮し必要な施策を速やかに実行できる体制を整えることとした。新たな部は、観光と文化、スポーツの振興を通じて秋田の交流人口を増やすほか、秋田ブランドを確立して県産品などの売り上げを伸ばすことを目的とし、部の名称を「観光文化スポーツ部」としている。



(平成 24 年 4 月 1 日現在、県ホームページより)

(2) 観光文化スポーツ部の業務について

秋田県の観光文化スポーツ部のうち、観光事業を担っているのは観光戦略課、観光戦略課イメージアップ推進室および観光振興課の 3 課（室）である。各課（室）の事務分掌（一部省略）は以下のとおりである。

A. 観光戦略課：職員数：20 名（非常勤・臨時職員含む）

- ・ 県営観光施設の整備・管理
- ・ 観光戦略の企画推進

- ・市町村と地域振興局の連携
 - ・観光統計
- B. 観光戦略課イメージアップ推進室：職員数：8名（臨時職員含む）
- ・秋田県イメージアップ戦略の目標達成に向けたプロジェクトの総合企画・調整
- C. 観光振興課：職員数：28名（非常勤・臨時職員含む）
- ・観光地域づくりの推進
 - ・大型観光キャンペーン
 - ・海外誘客に関すること
 - ・その他観光振興に関すること

（3）所管施設の運用について

①所管施設の一覧

秋田県の観光戦略課が所管する施設の一覧は以下のとおりである。

| 観光戦略課 | 所管施設 | 指定管理者 |
|-------|------------------|--------------|
| | 秋田県ふるさと村 | 株式会社秋田ふるさと村 |
| | 秋田県営十和田観光宿泊センター | 株式会社十和田ホテル |
| | 秋田県営八幡平オートキャンプ場 | 有株会社八幡平リゾート |
| | 秋田県営大潟スポーツ宿泊センター | 株式会社ルーラル大潟 |
| | 秋田県営秋の宮山荘 | 株式会社秋の宮山荘 |
| | 秋田県営鳥海観光宿泊センター | 株式会社フォレスター鳥海 |
| | 秋田県営男鹿オートキャンプ場 | 株式会社おが地域振興公社 |
| | 秋田県営宮沢海岸オートキャンプ場 | |
| | 秋田県営由利高原オートキャンプ場 | 由利本荘市 |
| | 秋田県営田沢湖オートキャンプ場 | 商栄株式会社 |
| | 秋田県田沢湖スキー場 | 田沢湖高原リフト株式会社 |
| | 秋田県立男鹿水族館 | 株式会社男鹿水族館 |

（県提出資料に基づき監査人が作成）

②指定管理者制度について

A. 指定管理者制度

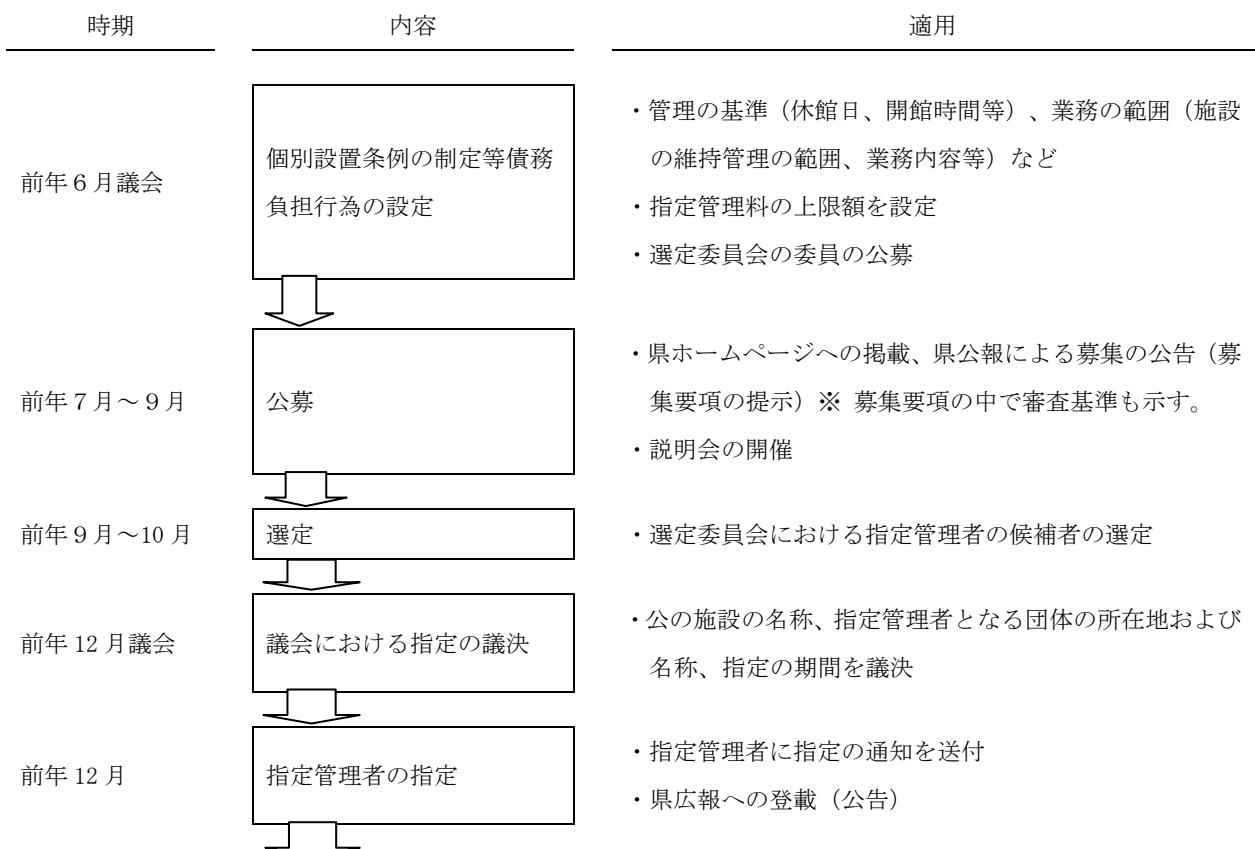
指定管理者制度とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者などが有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年の地方自治法の一部改正により導入されている。

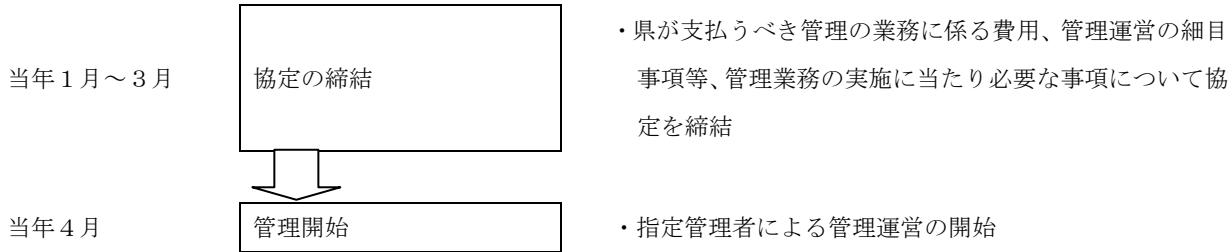
指定管理者制度の導入により、従来、公共団体や公共的団体などに限られていた公の施設の管理主体は、株式会社など民間事業者にも拡大されている。

秋田県では、「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」（総務部総務課平成17年3月17日制定）を策定し、指定管理者の指定などに関する標準的な事務処理について定め、指定管理者制度の適切かつ効果的な運用を図っている。

B. 指定管理者の指定

「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」によると、指定管理者を指定する場合、次のフロー図に基づき、選定が行なわれる。





C. 利用料金に関する取扱いについて

観光戦略課が所管する施設については、基本的にはすべて指定管理者制度が導入されているが、利用料金などの取扱いについて、完全利用料金制および利用料金併用制の2種類が存在する。

利用料金制度は、公の施設の使用料を県の歳入でなく、指定管理者の収入とし、それを当該施設の管理運営経費（人件費・事業費など）に充てる制度である。

完全利用料金制とは、指定管理者が收受する利用料金のみで施設全体の管理運営に必要な経費を賄う方法であり、利用料金併用制とは、一部を利用料金で賄い、残りを県からの指定管理料で賄う方法である。

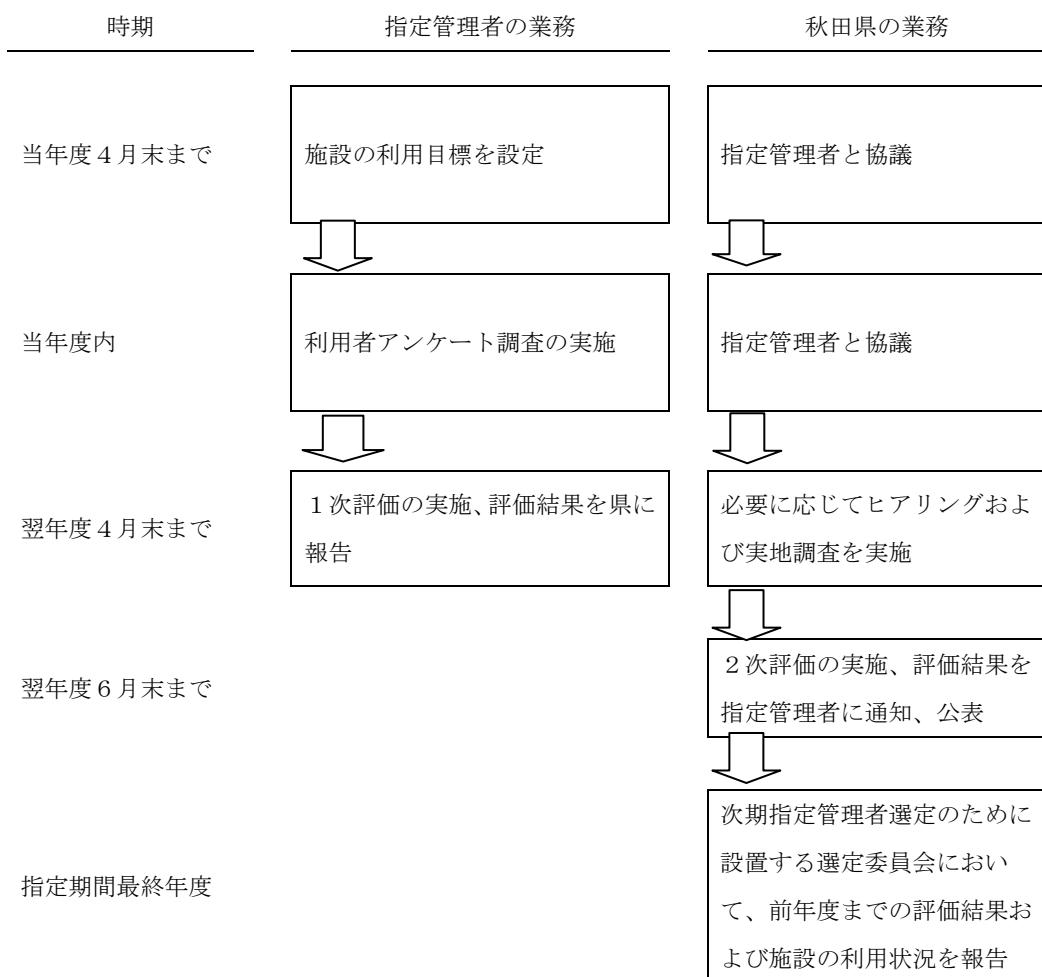
| 施設名 | 指定管理者 (H25年3月31日現在) | 指定期間 | 利用料金制度 |
|----------------------|------------------------|-----------|---------|
| 秋田県ふるさと村 | 株秋田ふるさと村 | H23～H27年度 | 利用料金併用制 |
| 秋田県営十和田 観光宿泊センター | 十和田ホテル株 | H23～H27年度 | 完全利用料金制 |
| 秋田県営八幡平 オートキャンプ場 | 有秋田八幡平リゾート | H23～H27年度 | 完全利用料金制 |
| 秋田県営大潟スポーツ 宿泊センター | 株ルーラル大潟 | H23～H27年度 | 完全利用料金制 |
| 秋田県営秋の宮山荘 | 株秋の宮山荘 | H23～H27年度 | 完全利用料金制 |
| 秋田県営鳥海 観光宿泊センター | 株フォレスタ鳥海 | H23～H27年度 | 完全利用料金制 |
| 秋田県営男鹿 オートキャンプ場 | 株おが地域振興公社 | H23～H27年度 | 完全利用料金制 |
| 秋田県営宮沢海岸 オートキャンプ場 | 株おが地域振興公社 | H23～H27年度 | 完全利用料金制 |
| 秋田県営由利高原 オートキャンプ場 | 由利本荘市 | H23～H27年度 | 完全利用料金制 |
| 秋田県営田沢湖 オートキャンプ場 | 商栄株 | H23～H27年度 | 完全利用料金制 |
| 秋田県田沢湖スキー場 | 田沢湖高原リフト株 | H23～H27年度 | 完全利用料金制 |
| 秋田県立男鹿水族館 | 株男鹿水族館 | H21～H25年度 | 利用料金併用制 |

(県ホームページ「公の施設一覧」より)

D. 指定管理制度導入施設における評価について

指定管理者制度導入施設の管理状況の評価を秋田県は1年に一度実施することにより、指定管理者の業務改善を促し、もってサービス水準の向上ならびに当該施設の目的に照らした運営の適切性および効率性の確保を図っている。

「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」によると、評価の流れとしては以下のとおりである。



③所管施設の概要

A. 秋田県ふるさと村

秋田県の文化遺産を次代に継承するとともに、郷土の文化を創造する機会を提供し、および観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、もって県民のゆとりのある文化的な生活の向上に寄与するため、平成6年に横手市に開村した。管理運営は、指定管理者制度によって秋田県の第三セクター「株式会社秋田ふるさと村」が行なっている。秋田県の魅力を紹介するテーマパークで、名産品・特産物の展示・販売、工芸品の制作実演の見学や、実際に体験できる工房もある。

敷地内には、秋田県立近代美術館、プラネタリウム、ワンダーキャッスルなどのアミューズメントのほか郷土料理も楽しめる。

開村後、しばらくは有料施設の入館料のほかに入村料（共通券：1,600円ほか）を徴収していたが、平成11年に入村無料となった。

B. 秋田県営十和田観光宿泊センター

国際情勢の緊迫などで幻となった昭和15年の東京オリンピックを前に、日本を訪れる外国人観光客のための宿として、政府の要請で建てられたホテルのひとつであり、秋田県が昭和11年に着工、昭和13年に完成し、昭和14年にオープンしている。第二次世界大戦後、一時、米軍に接収されたが、昭和27年に秋田県が買い戻し、昭和34年からは秋田県観光公社、平成9年からは十和田ホテル（株）が運営に当たっている。

設計は日本大学工学部土木建築科教授であった、長倉謙介氏により行なわれた。長倉氏は十和田ホテル建設のためヨーロッパ視察にも出かけたといわれ、その成果が北欧の山荘を思わせる外観によく現れている。様々な工夫を凝らした「木」の趣は、いまなお学ぶべきものがあり、文化財的価値も高いと言える。平成9年に、風雪による外壁の老朽化と陳腐化した機能の大改修を終え、日本の伝統を生かしながらも居心地のよいホテルとして営業を再開している。

C. 秋田県営八幡平オートキャンプ場

当施設は平成4年に設置された。国立公園八幡平の山麓、標高500mに位置し、十和田湖、八幡平、田沢湖などへの拠点として最高の立地にある。189,000m²の広大な敷地の中には、炊事施設、コインシャワー、水洗トイレ完備のサニタリーを備えたテントサイトゾーンが4か所119サイト、センターhausには売店、無料休憩所、大浴場がある。そのほか周辺には泉質の異なる温泉、玉川温泉、後生掛温泉、藤七温泉など10か所以上もあるので温泉を巡ることも可能である。

D. 秋田県営大潟スポーツ宿泊センター

当施設は平成 8 年に設置された。広大な風景が続く八郎潟干拓地、大潟村にあるホテルである。新鮮な食材を使った料理と最上階の天然温泉が楽しめる。特に天然温泉からの眺望がすばらしく、東側は森吉山・太平山に連なる山々を、西側は夕陽を眺めることができる。館内のアートと 5 月の菜の花畠も好評である。

E. 秋田県営秋の宮山荘

当施設は平成 8 年に設置された。秋田県の最南端、栗駒山の麓に位置する秋の宮温泉郷にある。秋の宮温泉郷は開湯が 1703 年（元禄 15 年）と、県内でも一番古い温泉地として知られている。当山荘では保湿効果抜群の美肌温泉が豊富な源泉を利用した大浴場でジャグジー、露天風呂など 7 種類のお風呂で楽しめる。お箸で食べられる旬素材の創作フレンチ＆和の折衷料理も好評である。

F. 秋田県営鳥海観光宿泊センター

当施設は平成 9 年に設置された。山形・秋田県境にそびえる、標高 2,236m の独立峰『鳥海山』の秋田県側の 2 合目に建つ。ブナ林が広がる敷地は約 18ha と広大で、敷地内を散策するだけでも、素晴らしい自然環境を満喫することができる。全ての客室から鳥海山を真正面に望み、とくに早朝、朝陽に染まる山容は息を飲むほどの美しさである。露天風呂も併設された貸切風呂もあり、こちらからも塙越しに鳥海山を望める。

G. 秋田県営男鹿オートキャンプ場

当施設は平成 12 年に設置された。10ha もの広いエリアの中に今やアウトドアの主流となっているオートキャンプ用のサイトは 70 区画が設置されている。また、フリーサイトとしても利用出来る多目的広場や、最近増えつつあるキャンピングカーの専用サイトもあるほか、ラウンジや展望室などがある木造 2 階建てのセンターハウス、場内 3 か所に設けられている炊事場を兼ねたサニタリー棟やコテージなどが緑豊かな大自然の広いエリアの中にゆったりとレイアウトされている。

H. 秋田県営宮沢海岸オートキャンプ場

当施設は平成 12 年に設置された。「日本の水浴場 88 選」に選ばれた、水のきれいな宮沢海水浴場に隣接している。緑あふれるキャンプサイトからは雄大な日本海を望むことができる。

I. 秋田県営由利高原オートキャンプ場

当施設は平成 4 年に設置された。池に映し出される「逆さ鳥海」やレンゲツツジなど四季の草花や美しい景色が楽しめる。大谷地池のそばにあり、まれにみるベストロケーションの中で、アウトドアライフを堪能することができる。

J. 秋田県営田沢湖オートキャンプ場

当施設は平成 12 年に設置された。日本一深い湖、田沢湖畔にあるオートキャンプ場である。ここは今から約 4000 年前の縄文時代の集落跡や土器が発掘された場所でもあるため、古代人が生活していたと思われる場所で縄文時代に思いをはせ、田沢湖を眺めながらキャンプ生活を楽しむことが出来る。

K. 秋田県田沢湖スキー場

当施設は、昭和 45 年に秋田県などにより設置された。田沢湖の東部、秋田駒ヶ岳の斜面にある田沢湖高原に位置し、田沢湖畔からは車で 10 分ほどの距離がある。田沢湖を望む景観は素晴らしいが、その一方で田沢湖から吹き上げる風で強い向かい風となることもある。昭和 46 年、昭和 57 年、平成 19 年に国体での使用実績もあり、競技向けの上級コースからスキー教室向けの初心者コースまで多彩なコースを揃える。平成 17 年に大規模な改修が行なわれた。

L. 秋田県立男鹿水族館

魚、海獣などとの触れ合いを通じた学習の機会を提供し、ならびに県民の自然保護および地球環境保全についての理解を深めるとともに、観光レクリエーション活動のための利便の増進を図るため、昭和 42 年に設置された。設立主体は秋田県企業局（現公営企業課）である。秋田県の魚「ハタハタ」など秋田県近海で生息する魚をはじめとして、カワウソ、ペンギンなど、300 余種の水生生物を展示していた。また昭和 47 年には日本で初めてワニ（パナマメガネカイマン）の繁殖に成功している。

平成 14 年 8 月に秋田県立男鹿水族館をリニューアルのため閉館し、平成 15 年に秋田県・男鹿市とコクドなど民間企業 5 社の出資による第三セクター方式で運営会社が設立され、平成 16 年 7 月に男鹿水族館 GAO として新装開業した。

(4) 秋田県の出資する第三セクター事業について

①第三セクターについて

A. 第三セクターとは

第三セクターとは、法律的に確立された概念ではないが、国および地方公共団体が経営する公企業を第一セクター、私企業を第二セクターとし、それらとは異なる第三の方式による法人が第三セクターと呼ばれている。

日本においては、国または地方公共団体（第一セクター）が民間企業（第二セクター）と共同出資によって設立した法人を指すことが多く、その場合、多くは設立が比較的容易でその運営方式も自由な株式会社の形態を探ることが多い。

1980 年代後半に、「民活法」「リゾート法」などを契機に官民双方のメリットを活かすとして全国的に急増したが、官民の役割分担が不明確であったため、もたれ合いによる放漫経営を招きがちで、近年経営難が表面化し、その整理が話題となっている。そこで各自治体は、「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）において、「第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。」こととされ、「第三セクター等の改革について」（平成 20 年 6 月 30 日付け総務省自治財政局長通知）により、平成 20 年度までに外部専門家などで構成される経営検討委員会を設置し、評価検討を行なうとともに、その検討結果を踏まえ、平成 21 年度までに改革プランを策定するなど、集中的な取組を総務省より要請されている。

これを受け、秋田県においても時代とともに変化する第三セクターの役割を見据え、事業および組織形態のあり方を抜本的に見直し、第三セクターの一層の効率的・効果的な事業実施体制の確立と自立的運営を促進するため、県の「整理合理化指針」を策定している。平成 23 年度から従来の整理合理化指針に替わる「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画」を策定し、現在第三セクターに対する整理および合理化の取組を進めている。

なお、秋田県における第三セクターの定義として、秋田県の出資比率が 25% 以上の法人を当該行動計画の対象法人として定めている。

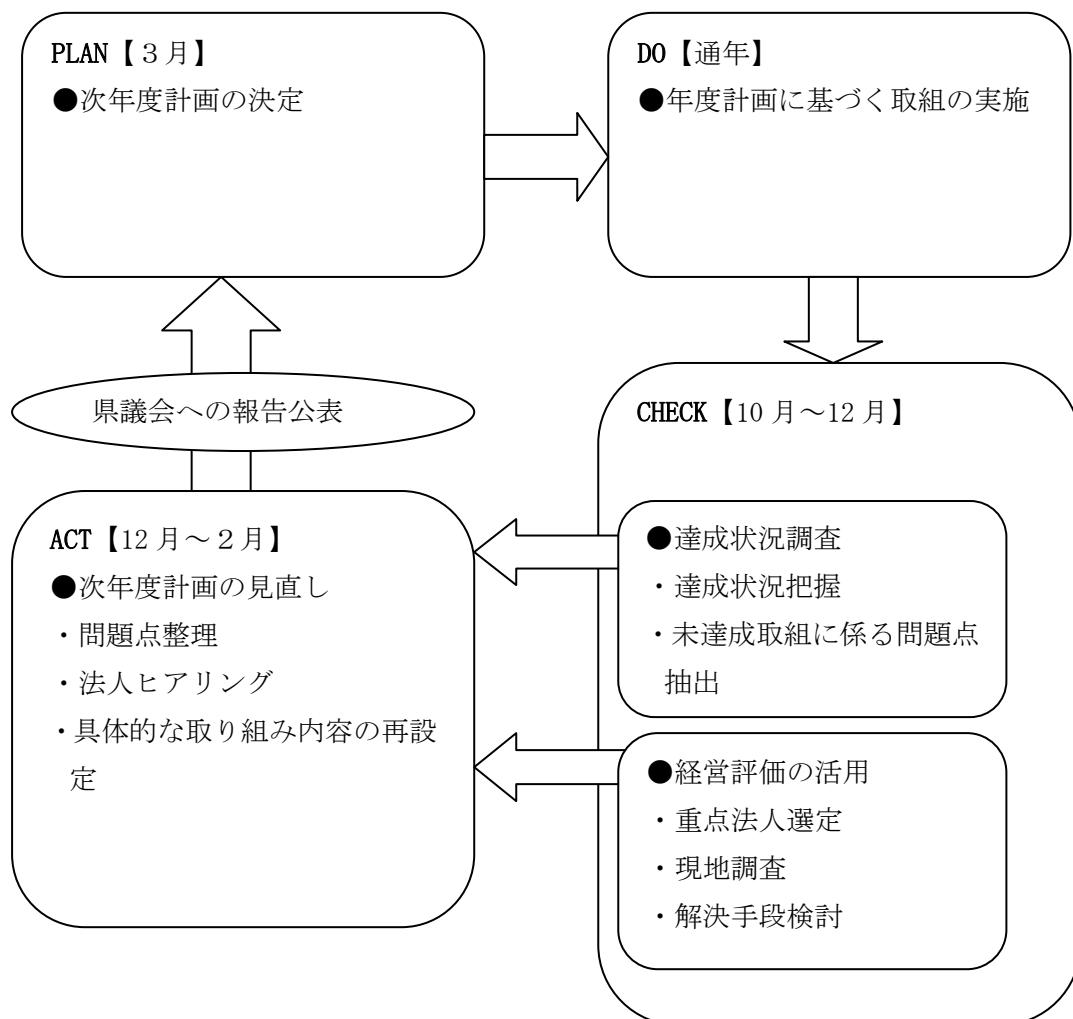
B. 第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画について

秋田県は 法人経営の健全化および県行政の効率的な推進を図るため、第三セクターのあり方および県関与について見直しを行なうとともに、今後の具体的な行動計画を明らかにするため、平成 23 年度より「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画」を策定し、実施期間を平成 23 年度から平成 25 年度の 3 年間と定め、以下の取組を各年度で実施している。

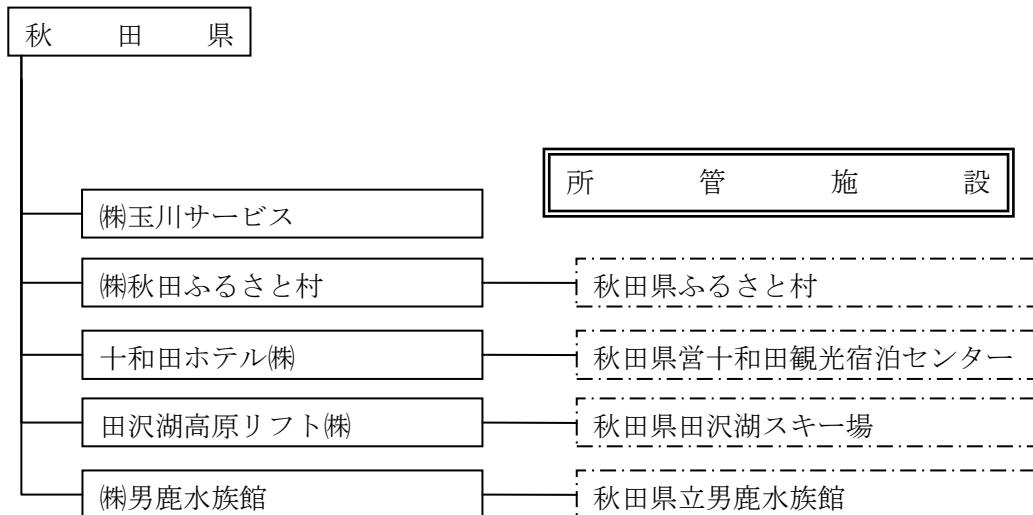
| 実施内容 | 時期 |
|---------------------------------|---------|
| ①第三セクターに対する経営評価の実施 | 7月～9月 |
| ②当年度経営評価と前年度指摘事項への対応の県議会への報告・公表 | 9月議会 |
| ③年度計画の取組実施状況の確認・達成見込み調査 | 10月～12月 |
| ④経営評価の指摘事項への対応に係る調査・検討 | 10月～12月 |
| ⑤次年度計画の見直し | 12月～2月 |
| ⑥行動計画達成見込みと次年度計画の見直しの県議会への報告・公表 | 2月議会 |
| ⑦経営評価を踏まえた対応に係る報告 | 2月議会 |
| ⑧行動計画達成状況と次年度計画の見直しの決定と公表 | 3月 |

(「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画」より)

当該行動計画による第三セクターの経営改善の流れを図で表すと以下のようになる。



②秋田県の出資する民間企業



(県提出資料に基づき監査人が作成)

③出資会社の概要

A. 株式会社玉川サービス

【設立】県のリゾート構想に基づき、玉川重点整備地区に民間宿泊施設および自然公園施設が整備される計画であったことから、地区内の県有基盤施設の維持管理や給湯施設の整備などを目的として設立された。

【業務】主たる業務は新玉川地区進出企業に対する玉川温泉供給施設の設備運営であり、その他、自然公園施設の管理事業、清掃および除雪事業を営んでいる。

【県の財政支出】

(単位:千円)

| | H22年度 | H23年度 | H24年度 | 支出目的・対象事業概要など |
|-------|-------|-------|-------|-------------------------------------|
| 補助金 | - | - | - | |
| 委託費 | 9,823 | 9,709 | 9,617 | 県有基盤施設の維持管理業務、基盤道路除雪業務、ビジターセンター管理業務 |
| 貸付金残高 | - | - | - | |

(「経営概要書」より)

株式会社玉川サービスは給排水施設の維持管理業務など、特定の業務の請負しか行なっていないため、年間利用料収入および利用者人数などの記載はなし。

B. 株式会社秋田ふるさと村

【設立】秋田県の文化遺産の継承、新たな郷土文化創造拠点として、また新たな観光拠点として、この二つの機能を十分に生かし相乗効果による県民文化の向上と地域産業の振興を図ることを目的に県などの出資により設立された。

【指定管理業務】 指定管理業務は以下の業務である。

- ① 秋田県ふるさと村の管理運営業務
- ② 施設設備維持管理業務
- ③ 企画運営業務
- ④ 事務処理業務

【直近3年の年間利用者数および年間料金収入】

| | H22年度 | H23年度 | H24年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 直近3年の年間利用者数 | 692,534人 | 760,929人 | 620,212人 |
| 直近3年の年間料金収入 | 139,109千円 | 148,197千円 | 139,168千円 |

(「管理運営評価等状況票」より)

【直近5年の収支決算】

(単位：千円)

| 直近5年の収支決算 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 |
|-----------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収入計 | | 533,532 | 515,401 | 497,677 | 509,601 | 498,715 |
| (内訳) | 利用料収入 | 141,649 | 147,596 | 139,109 | 148,197 | 139,168 |
| | 指定管理料 | 193,165 | 174,769 | 166,030 | 156,068 | 156,068 |
| | その他収入 | 198,718 | 193,036 | 192,538 | 205,336 | 203,479 |
| 支出計 | | 509,604 | 483,279 | 476,738 | 488,424 | 473,287 |
| (内訳) | 人件費 | 98,293 | 94,176 | 98,989 | 100,847 | 100,017 |
| | 人件費以外 | 411,311 | 389,103 | 377,749 | 387,577 | 373,270 |
| 差引 | | 23,928 | 32,122 | 20,939 | 21,177 | 25,428 |

(「管理運営評価等状況票」より)

【県の財政支出】

(単位:千円)

| | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | 支出目的・対象事業概要など |
|-------|---------|---------|---------|---------------------------------------|
| 補助金 | 750 | 1,000 | 1,000 | 少子化対策応援ファンド事業 |
| 委託費 | 236,960 | 228,548 | 227,957 | 秋田県ふるさと村および近代美術館維持管理等業務委託、地域の魅力発信推進事業 |
| 貸付金残高 | - | - | - | |

(「経営概要書」より)

C. 十和田ホテル株式会社

【設立】歴史的・文化的価値の高い十和田ホテルを後世に伝えるとともに、同ホテルの効率的な運営を図り、もって十和田地域の観光振興に寄与することを目的に県などの出資により設立された。

【指定管理業務】十和田ホテルに関する次の業務である。

- ① 使用の許可、使用の許可の取消しならびに使用の制限および停止に関する業務
- ② 施設および設備の維持管理に関する業務
- ③ 本施設の利用の促進に関する業務

【直近3年の年間利用者数および年間料金収入】

| | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 |
|-------------|------------|------------|------------|
| 直近3年の年間利用者数 | 16,975 人 | 12,226 人 | 13,835 人 |
| 直近3年の年間料金収入 | 301,643 千円 | 194,166 千円 | 225,396 千円 |

(「管理運営評価等状況票」より)

【直近5年の収支決算】

(単位:千円)

| 直近5年の収支決算 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 |
|-----------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収入計 | | 285,106 | 311,491 | 301,643 | 194,166 | 225,396 |
| (内訳) | 利用料収入 | 285,106 | 311,491 | 301,643 | 194,166 | 225,396 |
| | 指定管理料 | — | — | — | — | — |
| | その他収入 | — | — | — | — | — |
| 支出計 | | 351,202 | 335,536 | 295,901 | 193,506 | 184,627 |
| (内訳) | 人件費 | 121,789 | 120,049 | 103,516 | 66,309 | 70,337 |
| | 人件費以外 | 229,413 | 215,489 | 192,385 | 127,197 | 114,290 |
| 差引 | | ▲66,096 | ▲24,045 | 5,742 | 660 | 40,769 |

(「管理運営評価等状況票」より)

【県の財政支出】

(単位:千円)

| | H22年度 | H23年度 | H24年度 | 支出目的・対象事業概要など |
|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 補助金 | — | — | — | |
| 委託費 | — | — | — | |
| 貸付金残高 | — | — | — | |

(「経営概要書」より)

D. 田沢湖高原リフト株式会社

【設立】昭和45年の国体を契機に田沢湖スキー場を開設するに当たり、スキー場の建設・運営に民間活力を活用すべきとして設立される。県の出資により、経営の安定化を支援する。

【指定管理業務】田沢湖スキー場の管理運営である。

【直近3年の年間利用者数および年間料金収入】

| | H22年度 | H23年度 | H24年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 直近3年の年間利用者数 | 93,463人 | 104,207人 | 101,823人 |
| 直近3年の年間料金収入 | 141,586千円 | 135,850千円 | 148,392千円 |

(「管理運営評価等状況票」より)

【直近5年の収支決算】

(単位:千円)

| 直近5年の収支決算 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 |
|-----------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収入計 | | 299,542 | 287,770 | 244,965 | 247,478 | 250,505 |
| (内訳) | 利用料収入 | 181,329 | 167,771 | 141,586 | 135,850 | 148,392 |
| | 指定管理料 | — | — | — | — | — |
| | その他収入 | 118,213 | 119,999 | 103,379 | 111,628 | 102,114 |
| 支出計 | | 305,031 | 296,920 | 265,158 | 265,344 | 278,841 |
| (内訳) | 人件費 | 159,637 | 110,735 | 98,417 | 109,390 | 102,870 |
| | 人件費以外 | 145,394 | 186,185 | 166,741 | 155,954 | 175,971 |
| 差引 | | ▲5,489 | ▲9,150 | ▲20,193 | ▲17,866 | ▲28,336 |

(「管理運営評価等状況票」より)

【県の財政支出】

(単位:千円)

| | H22年度 | H23年度 | H24年度 | 支出目的・対象事業概要など |
|-------|--------|--------|--------|--------------------------------------|
| 補助金 | — | — | — | |
| 委託費 | 30,392 | 27,672 | 33,222 | 秋田県田沢湖スポーツセンター指定管理者委託業務、玉川園地指定管理委託業務 |
| 貸付金残高 | — | — | — | |

(「経営概要書」より)

E. 株式会社男鹿水族館

【設立】魚などとの触れ合いを通じた学習の機会を提供し、県民の自然保護および地球環境保全についての理解を深めるとともに、秋田県の観光振興を図ることを目的に県などの出資により設立された。

【指定管理業務】秋田県立男鹿水族館の管理運営である。

【直近3年の年間利用者数および年間料金収入】

| | H22年度 | H23年度 | H24年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 直近3年の年間利用者数 | 213,547人 | 232,966人 | 206,125人 |
| 直近3年の年間料金収入 | 417,298千円 | 359,361千円 | 323,188千円 |

(「管理運営評価等状況票」より)

【直近5年の収支決算】

(単位:千円)

| 直近5年の収支決算 | | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 |
|-----------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収入計 | | 422,720 | 445,339 | 420,809 | 473,667 | 429,939 |
| (内訳) | 利用料収入 | 173,466 | 185,035 | 174,692 | 187,604 | 169,326 |
| | 指定管理料 | 92,814 | 85,010 | 80,759 | 81,308 | 81,498 |
| | その他収入 | 156,440 | 175,294 | 165,358 | 204,755 | 179,115 |
| 支出計 | | 422,639 | 429,332 | 415,776 | 464,948 | 436,442 |
| (内訳) | 人件費 | 113,696 | 113,320 | 116,256 | 124,020 | 115,398 |
| | 人件費以外 | 308,943 | 316,012 | 299,520 | 340,928 | 321,044 |
| 差引 | | 81 | 16,007 | 5,033 | 8,719 | ▲6,503 |

(「管理運営評価等状況票」より)

【県の財政支出】

(単位:千円)

| | H22年度 | H23年度 | H24年度 | 支出目的・対象事業概要など |
|-------|--------|--------|--------|-----------------------------------|
| 補助金 | - | - | - | |
| 委託費 | 92,809 | 91,828 | 95,200 | 水族館を管理するに当たり、人件費、広告宣伝費、生物購入費などを支出 |
| 貸付金残高 | - | - | - | |

(「経営概要書」より)

第3 外部監査の結果、指摘および意見

1. 観光事業への取組について

(1) 重点推進方針について

秋田県は前述のとおり、重点的・具体的な施策レベルの方針を定め、次のような振興プランを実施している。

①お客様目線による、地域が主体となった新たな地域資源等の創り上げ、掘り起こしと磨き上げ

A. 概要

客観的な視点を交え、地域が主体となって、観光の地域資源の整理や課題の区分を行ない、今後の振興策について検討を実施する調査などを支援する。具体的な活動としては、各地域毎（十和田・小坂・八幡平、田沢湖・角館など）のリーダーによる協議会を設置し、月1回程度の会合により、課題点および対応策への協議を行なっている。なお、エリア別の協議会の構成は以下のようになっている。

| 区分 | 十和田・小坂・八幡平 | 田沢湖・角館 | 横手 | 秋田白神 | 男鹿半島 | 鳥海 |
|----------------|------------------|------------------|----------------|---|------------------------------------|-------------------|
| 平成24年度 事業採択 | ○ | ○ | ○ | 事前調査 | 事前調査 | 事前調査 |
| 協議会名 | 十和田八幡平観光再構築推進協議会 | 田沢湖・角館観光再構築推進協議会 | 横手地区観光再構築推進協議会 | 秋田白神観光重点エリア協議会 | 男鹿地域観光再構築推進協議会 | 由利地域観光振興会 |
| 会長 | 十和田八幡平観光物産協会会长 | 田沢湖・角館観光連盟会長 | 横手市観光連盟会長 | NPO法人能代市観光協会会長 | 男鹿市産業建設部部長 | ハーブワールドAKITA代表取締役 |
| 副会長 | 小坂まちづくり㈱代表取締役社長 | JR東日本角館駅駅長 | 横手市観光連盟副会長 | 藤里町商工会副会長 八峰町観光協会会長 男鹿ハタハタしょつる研究会会長 | 男鹿半島教育旅行誘致協議会会長 男鹿ハタハタしょつる研究会会長 | 佛史跡保存伝承の里天鷲村取締役 |

| | | | | | | |
|-----------------------|---|------------------------------------|---|---|--|--|
| 委員 | 鹿角市(観光交流課)、小坂町(観光産業課)、鹿角広域観光推進会議、(社)十和田八幡平観光物産協会、大湯温泉観光協会、秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合、かづの商工会、鹿角青年会議所、㈱鹿角観光ふるさと館あんとらあ、㈱ゴールデン佐渡、小坂まちづくり㈱、秋北バス(㈱花輪営業所、秋田県ハイヤー協会鹿角支部、かづの農業協同組合、鹿角金融団 | 仙北市、田沢湖・角館観光連盟理事(10名)、JR田沢湖駅、JR角館駅 | 横手市(観光物産課)、横手市観光連盟、横手商工会議所、よこて市商工会、秋田ふるさと村、JR横手駅、㈱羽後交通観光、増田町蔵の会、銀行等 | 能代市、藤里町、三種町、八峰町、NPO能代観光協会、二ツ井町観光協会、三種町観光協会、八峰町観光協会、能代物産振興会、藤里町商工会、JR能代駅、(資)第一タクシー、白神ガイド | 男鹿市(商工観光課)、(社)男鹿市観光協会、男鹿温泉郷協同組合、男鹿温泉飲食店組合、男鹿市商工会、男鹿半島教育旅行誘致協議会、男鹿萬盛閣、沙瀬旅館、ホテル帝水、三浦荘、㈱男鹿水族館、㈱男鹿地域振興公社、寒風山観光㈱、みさき会館、海鮮市場、JR男鹿駅、中央交通㈱、秋田観光バス㈱、男鹿食品(有)、男鹿ハタハタしょつる研究会、男鹿のやきそばを広める会、男鹿グルメ開発委員会男鹿半島ボランティアの会 | 由利本荘市(観光振興課)、にかほ市(観光課)、由利地域観光推進機構、にかほ市観光協会、由利本荘市商工会、にかほ市商工会、ホテルフオレスタ鳥海、たつみ寛洋ホテル、ハーブワールドパーク、岩城アイランドパーク㈱、道の駅象潟等、JR羽後本荘駅、JR象潟駅、㈱羽後交通観光、(資)象潟合同タクシー、㈱齋彌酒造店、天寿酒造㈱、㈱佐藤酒造店、㈱飛良泉本舗 |
| 事務局 | 十和田八幡平観光物産協会 | 田沢湖・角館観光連盟 | 横手市観光連盟 | 能代市観光振興課 | 男鹿市観光商工課 | 由利地域観光推進機構 |
| 平成 24 年度開催回数など | 協議会 5 回 WG 5 回 GD 5 回 | 協議会 8 回 | 協議会 2 回 PT 2 回 WS 3 回 | 協議会 2 回 PT 4 回 | 協議会 6 回 PT 1 回 | 協議会 4 回 PT 4 回 |

(県提出資料に基づき監査人が作成)

B. 実施した手続

- 当該振興プランに関する入手資料などの閲覧および質問を実施し、実施内容および進捗状況の確認を行なった。

C. 結果、指摘および意見

【結果】

監査の結果、エリア別の協議会が組成されており、活発な意見交換が行なわれていることを確認した。

②ビジネスとして観光事業の経営に取り組む地域リーダーの育成・支援

A. 概要

「事業としての意識」を持った、これから観光関連産業をリードする経営者や後継者を育成するため、経営、融資、流通といったビジネスに関する専門性を高めるとともに、金融機関など関係機関による経営指導や資金確保などについての総合的・専門的な支援や研修の場の設定など、意欲ある民間事業者などを外部の協力を得ながら重点的に支援する。具体的には秋田県観光連盟の主催により、以下のような研修会などを実施している。

(宿泊施設経営トップなど意識改革研修)

実施日時：平成25年2月20日、平成25年2月27日、平成25年3月4日

実施内容：県内宿泊施設の経営体力を充実強化し、秋田県の受け入れ態勢の底上げを図るため、宿泊施設の経営トップなどを対象にした意識改革研修

参加者：主として、秋田県観光連盟加盟の宿泊施設の経営者

(観光秋田未来塾)

実施日時：平成25年6月以降、平成26年2月までに6回開催

実施内容：国内各地で観光地の再生などに取り組んでいる講師陣による以下のようないくつかのテーマでの研修を実施

- ・マーケティング
- ・料理
- ・コスト管理と設備管理
- ・経営計画と金融基礎知識
- ・組織の活性化と人材強靭化
- ・実践的新事業開発とまとめ

参加者：主として、秋田県観光連盟加盟の宿泊施設の経営者および従業員など

B. 実施した手続

- ・当該振興プランに関する入手資料などの閲覧および質問を実施し、実施内容および進捗状況の確認を行なった。

C. 結果、指摘および意見

【意見】

現状、観光事業の経営に取り組む地域リーダーの育成・支援という観点からは、リーダーになりうる人材をより幅広く募集している段階であるため、秋田県観光連盟加盟の宿泊施設から広く参加者を募集している。

しかしながら、現状の研修内容からすると各所属の宿泊施設などの改善には役立つが、地域全体を担っていく地域リーダーの育成にはさらなる時間を要すると考えられる。県全体の観光を盛り上げること、特にリピーターの獲得については、地域ぐるみでの取組が必須となるため、その点からは地域リーダーの育成は急務だと言える。したがって、各施設単位のみでなく、広く地域全体の観光を盛り上げるための方策など、地域リーダー育成という目的をより明確にした研修の実施を検討することが必要である。

また、観光秋田未来塾の参加者リストを確認したところ、前述①のエリア別協議会の参加メンバーとあまり一致していない。当該研修は地域リーダーの育成という観点から非常に有用な研修と考えられることから、より当該研修を効果的なものとするためには、研修参加者について、エリア別協議会への参加を促すか、エリア別協議会参加メンバーを優先的に招待するなどの方策も検討することが必要である。

③デスティネーションキャンペーンを契機としたリピーター戦略を核とする 「選ばれる秋田づくり」

A. 概要

「選ばれる秋田づくり」の前提として、秋田県をより多くの人に知ってもらうため、平成25年10月～12月のデスティネーションキャンペーン（以下DC）開催を契機に、秋田県の観光を総合戦略産業としてステップアップさせるため、県・市町村・民間が一体となった取組である秋田DC推進事業を集中的に実施する。当該DC推進事業の予算は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 項目 | 実施時期など | 内容 | 平成 25 年度 当初予算額 |
|-----------------------|------------------------------|---|-------------------|
| オープニングイベ ント実施事業 | 平成25年9月お よび10月 | DC の開催に合わせ、有楽町を中心 に都内各所で観光・食と連動した PR を実施。 | 98,281 |
| ラッピング電車等 運行事業 | 平成25年9月お よび10月 | 山手線でのラッピング電車の運行 と羽田空港駅でのラッピング広告 の実施およびイベント列車（SL）の 運行により、秋田 DC の開始を集中 的に PR。 | 40,121 |
| 地域の集客力アッ プ事業 | 平成25年4月～ 平成26年3月 | 秋田 DC の地域の主体となる地域部 会のエリアとその周辺地域におい て、自ら集客力の高い企画を発案 し、積極的に観光客を迎える態 勢を強化しようとする地域の取組 などに対し支援。 | 9,000 |
| エリア別パンフレ ット作成事業 | 平成25年4月～ 平成26年3月 | 県内 5 エリアの現地型パンフレッ トを作成 | 16,000 |
| 大型観光看板リニ ューアル事業 | 平成25年4月～ 平成26年3月 | 観光看板等のリニューアル化 | 4,155 |
| 秋田県観光 DC 推進 協議会負担金 | 平成24年度から 平成26年度まで の3年間 | キャンペーン総事業費 300,000 千 円について、秋田県が 50% を負担。 | 60,000 |
| 合 計 | | | 227,557 |

(県提出資料に基づき監査人が作成)

また、当該秋田 DC 推進事業に係る観光振興課の歳出額の推移は以下のとおりで
ある。

(単位：千円)

| | H23 年度 歳出実績 | H24 年度 歳出実績 | H25 年度 当初予算額 | 合計 |
|-------------|----------------|----------------|-----------------|---------|
| 秋田 DC 推進事業費 | 1,733 | 84,725 | 227,557 | 314,017 |

(県提出資料に基づき監査人が作成)

B. 実施した手続

- ・当該振興プランに関する入手資料などの閲覧および質問を実施し、実施内容および進捗状況の確認を行なった。

C. 結果、指摘および意見

【意見】

DC キャンペーンは平成 25 年 10 月 1 日から 12 月 31 日に本番を迎えたが、それ以前にもプレ DC 業務として、多額の歳出を行なっている。

このような長期にわたり、比較的多額な支出を行なう事業については、計画 (Plan) → 実行 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Act) の 4 段階を繰り返し、業務を継続的に改善（いわゆる PDCA サイクル）することで、次の事業へつなげることが重要である。

今回の DC キャンペーンについて、現在、実行 (Do) 段階であるため、評価 (Check) → 改善 (Act) のプロセスは今後の課題事項になるかと考えられるが、秋田県観光振興課では評価、改善のための数値目標として、DC キャンペーン本番による宿泊者数 120 万人を数値目標としている。

しかしながら、当該数値目標については、他県による観光キャンペーン後の観光入客および宿泊者などの実績数の上昇率と秋田県の過年度の宿泊者数の実績推移などから決定されたものであり、投資額（歳出予算総額）に対する効果測定という面が一部抜けているとも考えられる。これについては、当該投資規模（歳出予算規模）に関して、いくらの経済効果（観光収入の増加など）が見込まれるかという観点での分析が必要である。

したがって、より厳密に評価、改善のプロセスを行なうためには、投資額（歳出予算総額）に対する効果測定という観点からの指標の設定を検討することが必要である。

また、観光事業の成功のためにはリピーターの確保が絶対条件となるため、DC キャンペーンにより訪れた観光客に対して、いかにリピーターとするかをより深く研究する必要がある。その際にリピーターの定義付けからはじめ、対象となるリピーターの選定をした上で、具体的なリピーター戦略の方策をまとめが必要がある。

今回の DC キャンペーンについては、おもてなし活動などの個別具体的な戦略が見受けられるものの、そもそもリピーターの定義およびリピーターとしてのターゲットなどの基本戦略の観点がまだ十分に研究されている状態ではない。したがって、早急に県主導による具体的かつ体系的なリピーター戦略の方針の確立を検討することが必要である。

④観光消費額が高い外国人観光客誘致の強化

A. 概要

秋田県は短期的な手法として、東アジア地域、とりわけ直接秋田と結びついているマーケット（韓国、台湾など）を中心に、韓国ドラマ「アイリス」続編のロケや冬季スポーツ合宿などの誘致、「雪国体験」・「温泉」、チャーター便戦略などのプロモーションを展開している。

また、中長期的な手法としては、東アジアにこだわらず、欧米のマーケットも見据えて、在日大使館・公使館を経由した形での秋田における日本の原風景への興味・誘因などのプロモーションを行なっていく予定である。

なお、東北6県における平成23年12月累計の訪日外国人の観光消費単価の比較は以下のとおりである。

| 都道府県 | 観光消費額単価（円/人回） | | | | | | | | | | | |
|------|---------------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|-----|
| | 日本人 | | | | | | | | 訪日外国人 | | | |
| | 観光目的 | | | | ビジネス目的 | | | | 観光目的 | | ビジネス目的 | |
| | 県内宿泊 | 県内日帰り | 県外宿泊 | 県外日帰り | 県内宿泊 | 県内日帰り | 県外宿泊 | 県外日帰り | 宿泊 | 日帰り | 宿泊 | 日帰り |
| 青森県 | 14,569 | 3,163 | 27,326 | 6,349 | 17,196 | 4,125 | 65,838 | 4,843 | 55,785 | 7,585 | 68,794 | - |
| 岩手県 | 15,169 | 3,297 | 25,508 | 7,769 | 16,706 | 2,726 | 57,027 | 7,704 | 33,095 | 8,884 | 68,849 | - |
| 宮城県 | 14,510 | 3,728 | 20,761 | 11,611 | 25,407 | 4,678 | 21,897 | 3,091 | 56,011 | - | 71,132 | - |
| 秋田県 | 24,829 | 5,916 | 43,581 | 9,117 | 15,187 | 4,333 | 24,597 | 9,074 | 55,719 | - | 68,188 | - |
| 山形県 | 21,689 | 5,361 | 23,177 | 7,576 | 13,389 | 1,099 | 36,402 | 11,118 | 48,431 | - | 68,828 | - |
| 福島県 | 17,337 | 6,647 | 27,101 | 12,061 | 18,176 | 4,961 | 37,412 | 9,626 | 53,828 | 4,134 | 69,161 | - |

（日本観光協会「観光白書」のデータを利用し監査人が作成）

上表のとおり、訪日外国人の観光消費単価は観光・ビジネス目的ともに高い水準にあるため、このような観光消費単価の高い訪日外国人数にターゲットを絞って、誘致を強化する方策は有用であると考えられる。

このように秋田県は外国人観光客の誘致を重点施策の一つとして挙げているが、重点施策に対する予算配分や効果の測定の指標として、外国人宿泊者数の目標と実績の数値を使用しているとのことである。

(秋田県への外国人宿泊者数の目標と実績)

| | H22 年度 | | | H23 年度 | | | H24 年度 | | | H25 年度(*) | | |
|----|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|
| | 目標 (人) | 実績 (人) | 達成率 (%) |
| 韓国 | 16,500 | 31,320 | 189.8% | 18,100 | 7,110 | 39.3% | 19,700 | 4,440 | 22.5% | 21,300 | 3,890 | 18.3% |
| 台湾 | 15,200 | 12,390 | 81.5% | 16,800 | 3,420 | 20.4% | 18,400 | 6,370 | 34.6% | 20,000 | 970 | 4.9% |
| 香港 | 2,100 | 3,430 | 163.3% | 2,300 | 820 | 35.7% | 2,500 | 760 | 30.4% | 2,700 | 90 | 3.3% |
| 中国 | 2,600 | 5,280 | 203.1% | 3,000 | 2,170 | 72.3% | 3,400 | 3,610 | 106.2% | 3,800 | 260 | 6.8% |
| 計 | 36,400 | 52,420 | 144.0% | 40,200 | 13,520 | 33.6% | 44,000 | 15,180 | 34.5% | 47,800 | 5,210 | 10.9% |

(*) 各年度の集計は暦年の実績であり、従業員 10 人以上の宿泊施設の合計数値である。

(県提出資料に基づき監査人が作成)

秋田県への外国人宿泊者数は平成 23 年 3 月の東日本大震災を契機に激減している状態である。しかしながら、それ以後も目標数値を更新していないために達成率が著しく低い状態が続いている。

B. 実施した手続

- 当該振興プランに関する入手資料などの閲覧および質問を実施し、実施内容および進捗状況の確認を行なった。

C. 結果、指摘および意見

【意見】

外国人観光客の誘致に関して、観光案内所や案内板の各国語対応などのハード面での受け入れ体制も重要な要素となるため、その誘致費用は幅広く必要となり、金額も多額になることが通常である。したがって、外国人観光客の誘致事業を行なう際には、どの程度の費用をかけ、どの程度の効果をもたらすものかをあらかじめ計画し、事後的に当該計画の評価を行ない、次の施策へつなげることが特に重要となる。そのためには当該方策に関する予算配分に対して適切な設定および予算配分への効果の測定方法を明確化することが重要である。

秋田県では事業の予算配分に関する支出の効果測定としては、各年度の秋田県への外国人宿泊者数の目標と実績の比較が重要な指標の一つとして考えられているが、東日本大震災前の数値目標であり、状況が大きく変化しているにもかかわらず変更を行なっていないとのことであるため、当該数値では外国人観光客の誘致事業の支出に関する効果測定を適切に行なうことができない。

したがって、目標数値とは別に予算配分の効果測定を行なうためのより実体に近い予想数値を設定し、達成度合いを詳細に確認することで、当該事業の予算配分に関する効果を確認する体制を整備することを検討する必要がある。

⑤秋田県内の地域間および隣県などとの広域連携の強化

A. 概要

秋田県の観光において特徴的ないわゆる「ルート観光」（県・地域をまたがる観光客の移動が中心の観光）の課題を見据え、北東北三県観光立県推進協議会、東北観光推進機構など、広域連携組織の活用や自治体間の一層の連携を図ることにより、県境、行政区域を越えた観光地の広域連携を積極的に推進する。

具体的には前述したエリア別協議会の設定および「ルート観光」におけるモデル観光ルートのちらしの作成および配布などを行なっている。

B. 実施した手続

- 当該振興プランに関する入手資料などの閲覧および質問を実施し、実施内容および進捗状況の確認を行なった。

C. 結果、指摘および意見

【意見】

当該方策について、秋田県内の地域間の連携強化は、「(1) 重点推進方針について①お客様目線による、地域が主体となった新たな地域資源等の創り上げ、掘り起こしと磨き上げ A. 概要」で述べたエリア別協議会により、各地域区分で協議が行なわれた上で、秋田県の観光振興課が各地域区分からの協議の取りまとめを行なっている。しかしながら、各エリア別協議会は秋田県内ののみの団体から構成されているため、県境・行政区域を越えた協議は期待できない。特に「十和田・小坂・八幡平」および「秋田白神」エリアに関しては、青森県との県境にまたがる観光地であるため、当該エリア別協議会において、青森県側における同団体と共同する方策を検討することが必要である。

また、秋田県は「第2 観光事業の概要 1. 観光事業への取組について (2) 秋田県の観光事業の特徴について」で記載したとおり、他県から日帰りで訪れる観光客が多いと考えられる。そのため、「ルート観光」に関連した隣県との広域連携が非常に重要な位置付けを占めると考えられる。これについて、秋田県は北東北三県観光立県推進協議会や秋田・山形・新潟連携観光PR事業により、隣県との広域連携を強化しているものと考えられるが、当該協議会やPR事業の内容としては、広域での観光を盛り上げるためのPR活動に主点を置いている。したがって、具体的な「ルート観光」に関する協議（鉄道・バスなどの交通手段の連携も含めたもの）を実施していくことが必要である。

⑥笑顔でのおもてなしによるリピーターの増加

A. 概要

観光や観光以外でも秋田を訪れた人が“あんべいい秋田”に共感し、「あきたにしました。」とリピーターになってもらえるよう、民間事業者・民間団体発の笑顔でのお迎え運動を自治体も積極的に支援するなど、県を挙げて「おもてなしムードメント」の取組を推進する。

具体的には当該目的に賛同した団体やグループを「おもてなし STAFF」としてグループ登録するとともに、会員証である「缶バッジ」と「秋田、総おもてなし宣言書」を渡している。



缶バッジ



宣言書

「おもてなし STAFF」となった一人一人が手軽にできるおもてなし活動を各所で実践し、その際シンボルアイテムの缶バッジを着用することで、活動の一体感を醸成し、おもてなしムードを盛り上げることを狙いとしている。

B. 実施した手続

- 当該実施プランに関する入手資料などの閲覧および質問を実施し、実施内容および進捗状況の確認を行なった。

C. 結果、指摘および意見

【意見】

「おもてなし STAFF」の具体的な活動については、各会員および会員の所属する団体などに一任されているが、活動例として、以下の例を挙げている。

- ・「ようこそ」の思いを込めて来県者にごあいさつやお声掛け
- ・「また来てください」の思いを込めて列車や観光バスに手振り
- ・施設やお店・道順や交通機関の紹介説明や情報提供
- ・店舗前や歩道・にぎわいスポット等の清掃・美化ディスプレイ活動
- ・観光パンフレットの店内設置や配布・ポスターやのぼりの掲示PR
- ・ちょっとした「サービス」「おまけ」「特典」「割引券」などの企画・提供
- ・各所ボランティアガイドや町歩きガイドの実施やプランの紹介提供
- ・各種参加型体験プランの企画運営や情報提供
- ・各種お祭り・イベントの企画運営や情報提供

平成25年11月30日現在、「おもてなしSTAFF」の登録状況は835団体、68,506人が登録されている。今後も更に拡大していく予定である。

秋田県を訪れる観光客およびビジネス客にとっては、このような活動は目に見える形で地域の一体感を感じ取ることができるため、非常に興味深い試みである。

ただし、当該取組について、登録人数などの管理はしっかりと行なわれているものの、活動のフィードバックの方法が確立されていないため、会員の自主性に任せられているおもてなし活動が継続して行なわれない可能性がある。

このような素晴らしい活動を継続的に行ない、次回の活動へと繋げるためには、フィードバック作業は重要な要素となる。

フィードバック作業については、様々な方法が考えられるが、その一つの方法として、アンケートにおける「おもてなしSTAFF」からの改善提案などの吸い上げを実施し、提案に基づいた研修などを行なっていくことを検討することが必要である。

(2) 組織・業務分掌について

①秋田県の観光に関する組織編成について

A. 概要

秋田県は平成24年4月1日に組織改編により「観光文化スポーツ部」を新設している。観光、文化、スポーツの振興はいずれも交流人口の拡大につながるとして、各部に分かれていた担当課を再編し、施策の相乗効果が発揮できるように一元化したが、最大の狙いは、観光施策の推進態勢を強化することにある。県は観光を「総合戦略産業」と位置付けており、文化、スポーツだけでなく、関係部署との連携を強化し、一体的な施策の展開を目指している。また、観光文化スポーツ部の部長には、民間の旅行会社出身者が就任している。

観光文化スポーツ部の中で、観光関連事業にかかる課（室）は観光戦略課、観光戦略課イメージアップ推進室、観光振興課の3課（室）であり、それぞれの業務内容および所属人員数は以下のとおりである。

(観光戦略課)

| 課名 | 担当 | 分掌事務 | H24年4月1日付職員数 | | | | |
|-------|-------|---------------------------------------|--------------|-----|-----|------|--------|
| | | | 一般職員 | 任期付 | 再任用 | 派遣職員 | 市町村等併任 |
| 観光戦略課 | 総務班 | ・人事・組織、人事評価、危機管理、服務管理、倫理保持に関すること。 | 15 | | | | 16 |
| | | ・公印管理、叙勲・表彰、給与・旅費、福利厚生、メンタルヘルスに関すること。 | | | | | |
| | | ・予算・決算、検査・監査、財産管理・物品管理に関すること。 | | | | | |
| | | ・部内の連絡調整に関すること。 | | | | | |
| | | ・行政改革に関すること。 | | | | | |
| | | ・県外事務所に関すること。 | | | | | |
| | 戦略企画班 | ・部内の企画・調整に関すること。 | | | | | |
| | | ・ふるさと秋田元気創造プランに関すること。 | | | | | |
| | | ・県議会に関すること。 | | | | | |
| | | ・広報・広聴に関すること。 | | | | | |
| | | ・他部局との連絡調整に関すること。 | | | | | |
| | | ・観光の推進方針等の企画推進に関すること。 | | | | | |
| 観光戦略課 | 地域振興班 | ・食農観連携に関すること | | | | | |
| | | ・政策・事業評価に関すること。 | | | | | |
| | | ・国への提案・要望に関すること。 | | | | | |
| | | ・県外事務所の整理統合に関すること。 | | | | | |
| | | ・観光統計に関すること。 | | | | | |
| | | ・東北観光推進機構に関すること。 | | | | | |
| | | ・市町村と地域振興局との連携に関すること。 | | | | | |
| | | ・秋田ふるさと村に関すること。 | | | | | |
| | | ・男鹿水族館に関すること。 | | | | | |
| | | ・県営田沢湖スキー場に関すること。 | | | | | |
| | | ・県有宿泊施設に関すること。 | | | | | |
| | | ・県有オートキャンプ場に関すること。 | | | | | |

| 課名 | 担当 | 分掌事務 | H24年4月1日付職員数 | | | | |
|---------------------|-------------|-----------------------------------|--------------|-----|-----|------|--------|
| | | | 一般職員 | 任期付 | 再任用 | 派遣職員 | 市町村等併任 |
| 観光アツブ戦略課 推進室イメージ | イメージアップ推進班 | ・イメージアップ戦略、関連事業の進行管理に関すること。 | 5 | 1 | | | 6 |
| | | ・イメージアップ戦略推進本部に関すること。 | | | | | |
| | | ・コミュニケーションデザイン「あきたびじょん」の展開に関すること。 | | | | | |
| | | ・各種広報媒体を活用した魅力発信に関すること。 | | | | | |
| | | ・マススメディアに対する広報活動に関すること。 | | | | | |
| | | ・在京テレビキー局等との番組制作協力に関すること。 | | | | | |
| | | ・あきた美の大使等、秋田ゆかりの人との連携に関すること。 | | | | | |
| | | ・メディアプロデューサーの育成に関すること。 | | | | | |
| | | ・イメージアップ貢献者の表彰に関すること。 | | | | | |
| 観光振興課 | 調整・国内観光班 | ・課内の連絡調整に関すること。 | 14 | 2 | 1 | 3 | 1 21 |
| | | ・議会・予算・決算・監査に関すること。 | | | | | |
| | | ・課内物品管理および文書管理に関すること。 | | | | | |
| | | ・ふるさと秋田元気創造プランの推進および事業評価に関すること。 | | | | | |
| | | ・観光振興ラジオの進行管理に関すること。 | | | | | |
| | | ・観光情報の収集・発信に関すること。 | | | | | |
| | | ・あきたファン・ドット・コムに関すること。 | | | | | |
| | | ・受入態勢の整備促進に関すること。 | | | | | |
| | | ・教育旅行誘致に関すること。 | | | | | |
| | | ・「おもてなし」再構築事業に関すること。 | | | | | |
| | | ・秋田密着型旅行商品開発促進協議会に関すること。 | | | | | |
| | | ・冬季誘客イベント支援事業補助金に関すること。 | | | | | |
| | | ・(社)秋田県観光連盟に関すること。 | | | | | |
| | | ・鳥海固定公園観光開発協議会に関すること。 | | | | | |
| | | ・北東北三県観光立県推進協議会に関すること。 | | | | | |
| 観光キャンペーン推進班 | 観光キャンペーン推進班 | ・復興調整費による観光誘客事業に関すること。 | | | | | |
| | | ・東北観光振興機構(圏内観光事業)に関すること。 | | | | | |
| | | ・秋田・山形・新潟連携観光PR事業に関すること。 | | | | | |
| | | ・国外への観光情報の発信に関すること。 | | | | | |
| 国際観光班 | 国際観光班 | ・県外からの観光客の誘客に関すること。 | | | | | |
| | | ・韓国誘客対策事業に関すること。 | | | | | |
| | | ・韓国ドラマ関連事業に関すること。 | | | | | |
| | | ・インバウンド推進連携事業に関すること。 | | | | | |
| | | ・JETプログラムに関すること。 | | | | | |
| | | ・東アジア観光誘客拡大事業に関すること。 | | | | | |
| | | ・北東北三県観光立県推進協議会(国際観光部会事業)に関すること。 | | | | | |
| | | ・北東北三県・北海道ソウル事務所事業に関すること。 | | | | | |
| | | ・国際観光振興機構(JNTO)に関すること。 | | | | | |
| | | ・東北観光推進機構(海外事業)に関すること。 | | | | | |
| | | ・日本観光振興協会(海外事業)に関すること。 | | | | | |
| | | ・観光庁VJ事業に関すること。 | | | | | |
| | | ・復興調整費による観光誘客事業(海外事業)に関すること。 | | | | | |

B. 実施した手続

- ・入手資料などの閲覧、質問による組織の概要および各課（室）の業務分掌の確認を行なった。

C. 結果、指摘および意見

【意見】

県は業務の迅速性および各課の横断的取組を重視して、上記のような観光文化スポーツ部を組織したことは一定の評価に値すると考える。

当初の目的では観光の基本方針・大綱を観光戦略課が担い、具体的な調整および実施を観光振興課が担うことを予定していたことが伺えるが、観光戦略課の業務分掌によると指定管理者および第三セクターの管理、グリーンツーリズムに関する業務が規定されており、観光戦略課は必ずしも観光の基本方針・大綱のみを行なう部署ではなくになっている。これにより本来であれば、観光振興課が行なう方が適切であると考えられるツアーの企画募集に関する業務（具体的には平成25年度「美の国秋田・旬を感じるツアー」など、企画募集自体は他団体ではあるが問い合わせの窓口として、観光戦略課が併記されている。）までもが、観光戦略課で行なわれている状況にある。

本来であれば、観光戦略課においては、戦略および基本方針の策定および管理に専従させる必要があると考えられるため、観光戦略課と観光振興課が行なう業務分掌の見直しを検討することが必要である。

②一般社団法人秋田県観光連盟との関係について

A. 概要

秋田県観光連盟は県内における観光事業の健全な発展と振興ならびに地域の活性化を図り、あわせて県民の健全な観光旅行の普及発達を促し、県民の生活、文化および経済の向上発展に寄与することを目的として、昭和26年に設立されたものである。

平成25年4月1日に一般社団法人へ移行するに当たり、秋田県内の観光資源および産業を総合的に広く情報発信するとともに、観光客の誘致促進と受入態勢の整備を図り、もって秋田県の観光および産業の振興に寄与することを目的とするところになった。一般社団法人秋田県観光連盟の法人概要は以下のとおりである。

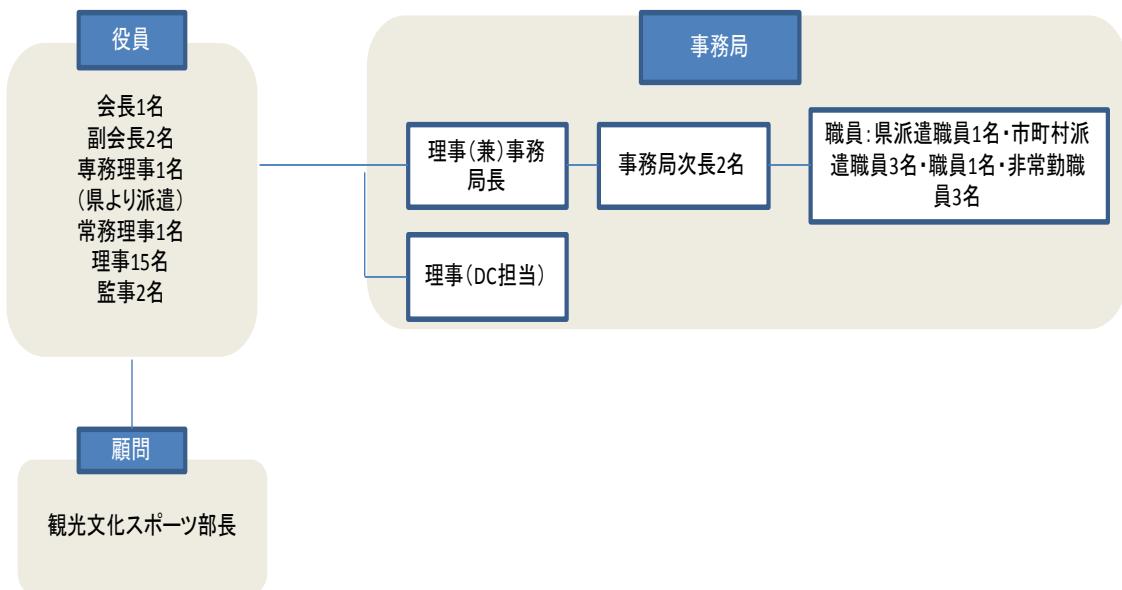
(会員および会費収入の推移)

| 区分 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 |
|----|-----------------|--------|--------|--------|--------|
| 会員 | 市町村 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| | 観光協会 | 38 | 37 | 36 | 36 |
| | 民間 | 271 | 269 | 264 | 286 |
| | 賛助会員 | 29 | 33 | 34 | 33 |
| | 会員数計 (単位:人) | 363 | 364 | 359 | 380 |
| | 会費収入 (単位:千円) | 27,025 | 25,253 | 25,956 | 25,526 |
| | | | | | 25,751 |

(秋田県観光連盟「事業報告書」より)

(役員・事務局体制)

(平成 25 年 4 月 1 日現在)



(秋田県観光連盟「事業報告書」より)

観光連盟と秋田県の取組は、その目的が観光振興という点では共通しており、それぞれの特性などを踏まえつつ、パートナーとして取り組むことが求められている。

しかしながら、近年秋田県の観光関連事業費が増大し、秋田県が直接賄いきれなくなったものを補完的に観光連盟が業務委託するケースが増加しつつあるのが現状である。また、観光連盟は秋田県庁第2庁舎の1階に事務所を秋田県から無償で貸与されており、秋田県の観光案内窓口としての業務も同時に行なっている。

観光連盟の平成 24 年度の正味財産増減計算書における一般正味財産増減額の要約は以下のとおりである。

(単位：千円)

| 勘定科目 | H24 年度金額 |
|------------------|----------------|
| (1) 経常収益 | 179,902 |
| 受取会費 | 25,526 |
| 事業収益 | 60 |
| 受取補助金等 | 154,307 |
| (県補助金) | (32,280) |
| (県からの受託収益) | (112,234) |
| (その他受託収益) | (4,723) |
| (民間助成金) | (5,070) |
| 雑収益 | 8 |
| (2) 経常費用 | 178,265 |
| 事業費 | 154,928 |
| 管理費 | 23,337 |
| 当期経常増減額 | 1,637 |
| (3) 経常外収益 | - |
| (4) 経常外費用 | - |
| 当期経常外増減額 | - |
| 一般正味財産増減額 | 1,637 |

上記のように観光連盟は経常収益 179,902 千円のうち、県からの補助金および受託収益が合計 144,514 千円であり、その割合は 80% を超えており、財政的に秋田県に大きく依存している状態である。また、同連盟は、秋田県庁第 2 庁舎の 1 階入口の正面に事務所を秋田県から無償貸与されている様子から外観的にも秋田県との密接な関係が伺える。

B. 実施した手続

- ・入手資料などの閲覧、質問による組織の概要および観光振興課と一般社団法人秋田県観光連盟の関係の確認を行なった。

C. 結果、指摘および意見

【意見】

県からの委託事業と補助金の詳細および観光連盟からの再委託率の詳細は以下のとおりである。

| 事業名 | 受託収益 | | 左記に対応する観光連盟からの委託費 | | 再委託率 (%) |
|------------------------------------|---------------|---------|-------------------|--------------------------------|----------|
| | | | (観光連盟が再委託している分) | | |
| | 受託収益 | 受託(補助)元 | 委託金額 | 委託先 | |
| | 金額 (単位:千円) | | 金額 (単位:千円) | | |
| (補助金) | | | | | |
| 広域観光団体共同事業 | 800 | 秋田県 | - | - | |
| 観光連盟強化支援事業 | 31,480 | 秋田県 | - | - | |
| 補助金計 | 32,280 | | - | | |
| (委託事業) | | | | | |
| 韓国現地コーディネーター事業業務委託 | 7,199 | 観光振興課 | 6,840 | (株)インペインターナショナル | 95.0% |
| 「韓国から秋田への旅行商品造成支援業務」業務委託 | 4,062 | 観光振興課 | 1,800 | (株)インペインターナショナル | 44.3% |
| 北東北三県・北海道ソウル事務所運営業務委託 | 8,800 | 観光振興課 | - | - | 0.0% |
| 「宿泊施設経営トップ等意識改革事業」業務委託 | 1,806 | 観光振興課 | - | - | 0.0% |
| 秋田・山形・新潟連携観光PR事業業務委託 | 4,497 | 観光振興課 | 3,058 | (株)アートシステム・(株)JR東日本企画 | 68.0% |
| 「ふるさと秋田まつりin有楽町2012」実施業務委託 | 11,438 | 観光振興課 | 6,962 | (株)JTBコミュニケーションズ (株)JR東日本企画 | 60.8% |
| “おいでよ秋田へ”情報発信強化事業業務委託 | 2,100 | 観光振興課 | 1,830 | 旅奇公告有限公司・日遊推廣有限公司 | 87.1% |
| 誘客プロモーション事業業務委託 | 9,668 | 観光振興課 | 6,000 | 日遊推廣有限公司 | 62.1% |
| インバウンド推進連携事業業務委託 | 5,999 | 観光振興課 | 5,337 | (株)インペインターナショナル | 89.0% |
| アイリス2ロケ誘致事業業務委託 | 5,409 | 観光振興課 | 2,930 | (株)インペインターナショナル | 54.2% |
| アイリスミュージアム等業務委託 | 962 | 観光振興課 | 900 | (株)インペインターナショナル | 93.6% |
| 観光統計データ集計等業務委託 | 1,050 | 観光戦略課 | - | - | 0.0% |
| 秋田県観光総合サイト「あきたファン・ドット・コム」の維持管理業務委託 | 1,399 | 観光振興課 | 1,085 | (株)トラパンツ | 77.6% |
| 復興支援訪日支援促進事業業務委託 | 6,151 | 観光振興課 | 3,629 | 日遊推廣有限公司 | 59.0% |
| 復興航空キーエージェント招聘事業業務委託費 | 780 | 観光振興課 | 112 | 日遊推廣有限公司 | 14.4% |
| 石巻復興支援事業業務委託 | 4,810 | 観光振興課 | - | - | 0.0% |
| 「冬の秋田でぬぐだまろう」推進事業業務委託 | 20,308 | 観光振興課 | 13,000 | (株)JR東日本企画 | 64.0% |
| 冬期観光キャンペーン集中宣伝事業業務委託 | 3,801 | 観光振興課 | - | - | 0.0% |
| 観光宣伝資料作成事業業務委託 | 7,900 | 観光振興課 | 7,887 | 秋田活版印刷(株) | 99.8% |
| 韓国とのスキー交流推進事業業務委託 | 2,561 | スポーツ振興課 | 1,800 | (株)インペインターナショナル | 70.3% |
| 北東北三県・北海道ソウル事務所物産共同事業 | 1,529 | 商業貿易課 | - | - | 0.0% |
| 委託業務費計 | 112,234 | | 63,170 | | 56.2% |

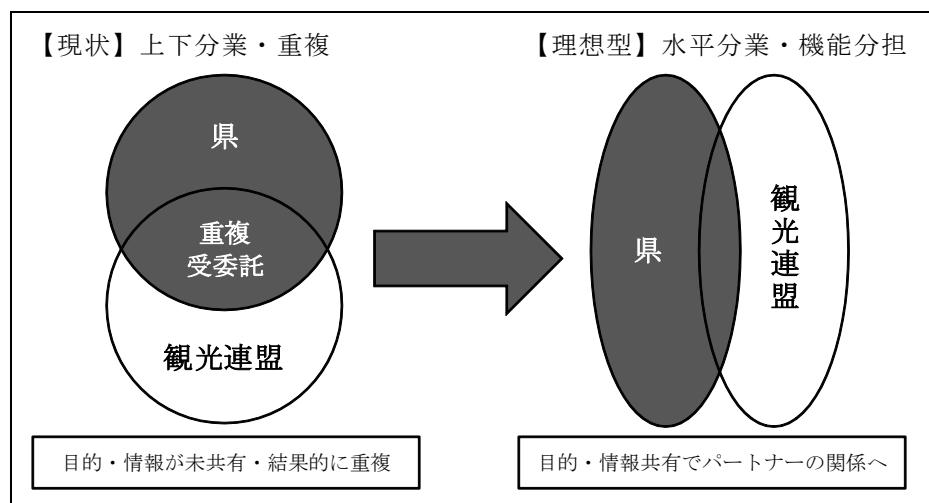
(県提出資料に基づき監査人が作成)

本来、一般社団法人は会員に役立つ業務を行ない、運営費などを会員からの会費によって賄い、事業運営を行なうことを基本とするものであるが、一般社団法人秋田県観光連盟の場合は、上記のように県からの委託業務による収入および補助金が経常収益の80%超であることからもわかるように秋田県観光振興課の下請け業者の的な役割となってしまっている。確かに一般社団法人秋田県観光連盟の目的が観光振興という点では共通していることから、秋田県の本来行なうべき業務を代行している点は一定の理解ができるが、現状では会員に役立つ業務の提供と言うよりは、秋田県における観光事業の代行業者の役割に近いと考えられる。

したがって、一般社団法人秋田県観光連盟の本来あるべき業務、ひいては連盟と秋田県との関係について、今一度再考すべきである。

その際、秋田県から観光連盟への業務委託について、観光連盟側での再委託率が56.2%と高めであることから、委託業務費用の節減の観点から秋田県側で直接業務を行なえる可能性がないかを十分に検討する必要がある。更に、秋田県から連盟へ業務委託を行なう基準（どの業務を観光連盟に委託するか）が不明瞭であるため、まずは委託業務全体を再度洗い直し、前述した観光連盟の役割分担の見直しを考慮した上で、観光連盟への委託業務に関する基本方針および基準を設定すべきである。

なお、平成24年12月7日検討委員会「観光連盟の機能強化に関する検討委員会」において、観光連盟の望ましい在り方が議論されており、それによると現状の「上下分業・重複」型から「水平分業・機能分担」型への移行を理想としている。



(秋田県「観光連盟の機能化について」を基に監査人が作成)

理想型の「水平分業・機能分担」型の組織体系を実現するためには、観光連盟自体の自主独立が必要不可欠である。そのためには、県の収入に過度に依存しない運営体制の構築をする必要があり、その一つとして連盟自体の秋田県外部からの自主財源を確立することが重要である。

2. 個別の事業について

(1) 概要

①個別事業の概観

A. 秋田県全体の歳出と観光費の推移

秋田県の歳出の推移は下表のとおりである。なお、下表は秋田県ホームページの「財政状況」に掲載されている情報をもとに監査人が作成したものである。ただし、「(うち観光費)」については、秋田県提出の資料を参考とした。

【秋田県の歳出推移】

(単位：千円)

| | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 議会費 | 1,188,292 | 1,139,254 | 1,128,991 | 1,275,858 | 1,229,006 |
| 総務費 | 34,636,578 | 36,635,230 | 44,550,280 | 35,327,994 | 32,378,494 |
| 民生費 | 61,030,705 | 80,270,352 | 70,727,497 | 71,817,570 | 70,522,335 |
| 衛生費 | 17,198,466 | 22,973,796 | 26,255,530 | 30,308,335 | 17,394,932 |
| 労働費 | 10,433,022 | 12,282,984 | 8,060,748 | 9,860,368 | 7,071,207 |
| 農林水産業費 | 55,214,918 | 61,703,409 | 56,956,608 | 57,263,147 | 48,689,449 |
| 商工費 | 78,004,273 | 104,498,058 | 107,083,337 | 123,546,223 | 115,901,199 |
| (うち観光費) | 721,120 | 750,318 | 806,401 | 1,419,305 | 1,597,016 |
| 土木費 | 75,606,812 | 78,958,750 | 69,935,652 | 66,311,079 | 64,232,075 |
| 警察費 | 26,852,298 | 26,581,912 | 25,423,032 | 25,489,448 | 24,424,131 |
| 教育費 | 116,257,788 | 119,063,768 | 121,522,066 | 116,047,251 | 113,657,401 |
| 災害復旧費 | 7,618,363 | 4,196,210 | 2,036,754 | 2,307,068 | 3,521,693 |
| 公債費（※） | 95,054,381 | 95,636,860 | 97,330,530 | 97,630,080 | 98,216,805 |
| 諸支出金 | 21,318,656 | 21,149,673 | 21,134,708 | 20,730,314 | 21,168,527 |
| 計 | 600,414,552 | 665,090,256 | 652,145,733 | 657,914,735 | 618,407,259 |

(※) 借換債を除く

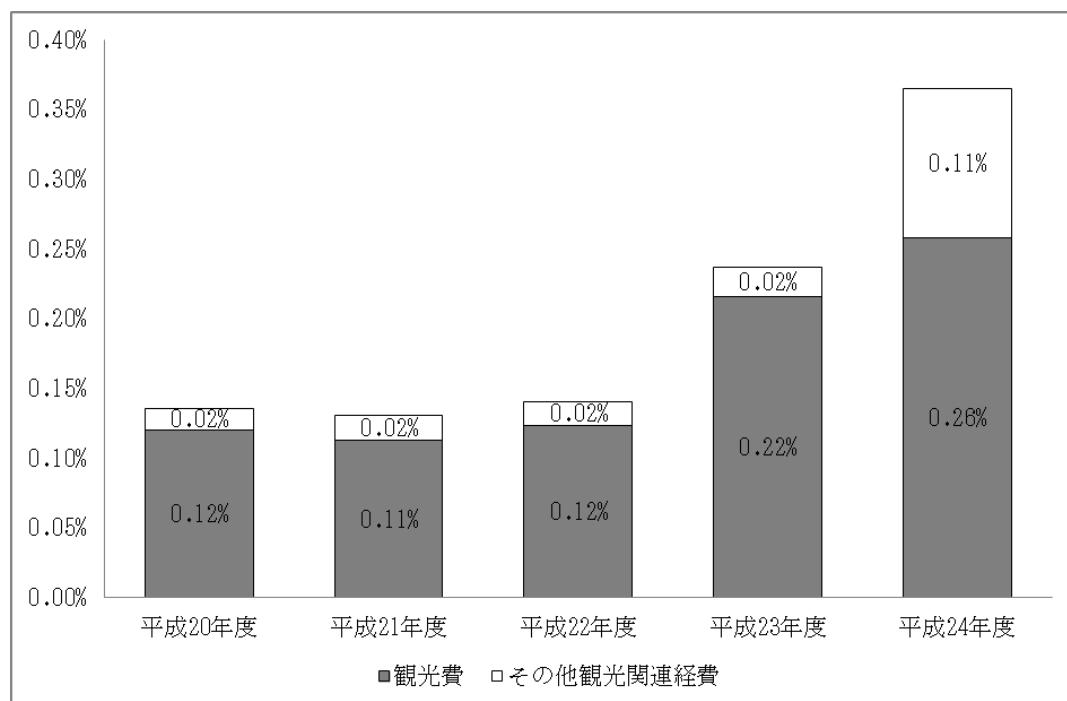
| | | | | | |
|---------------|--------|---------|---------|---------|---------|
| (うちその他観光関連経費) | 94,445 | 120,165 | 107,071 | 138,495 | 660,718 |
|---------------|--------|---------|---------|---------|---------|

上記表、および以下のグラフのとおり、過去 5 年間における秋田県全体の歳出額は平成 21 年度を境に減少傾向にある。一方で観光費等は増加傾向にあり、秋田県全体に占める観光費等の割合は平成 23 年度において、平成 20 年度の 1.7 倍、平成 24 年度においては同年度の 2.6 倍となっている。

観光費等とは、観光費およびその他観光関連経費の合計を示す。その他観光関連経費とは観光所管部署（平成23年度までは産業労働部観光課、平成24年度以降は観光文化スポーツ部観光戦略課、観光戦略課イメージアップ推進室、観光振興課）において観光費以外の科目で計上されている歳出である。

なお、平成23年度以前の観光所管部署である観光課は産業労働部観光課であったが、観光と「食・農」「文化」「スポーツ」「交通」など、多様な分野との総合的な連携を図り、交流拡大による地域の活性化、誘客ビジネスの展開につなげる目的のもと、平成24年度の組織改編により、観光文化スポーツ部が新設された。

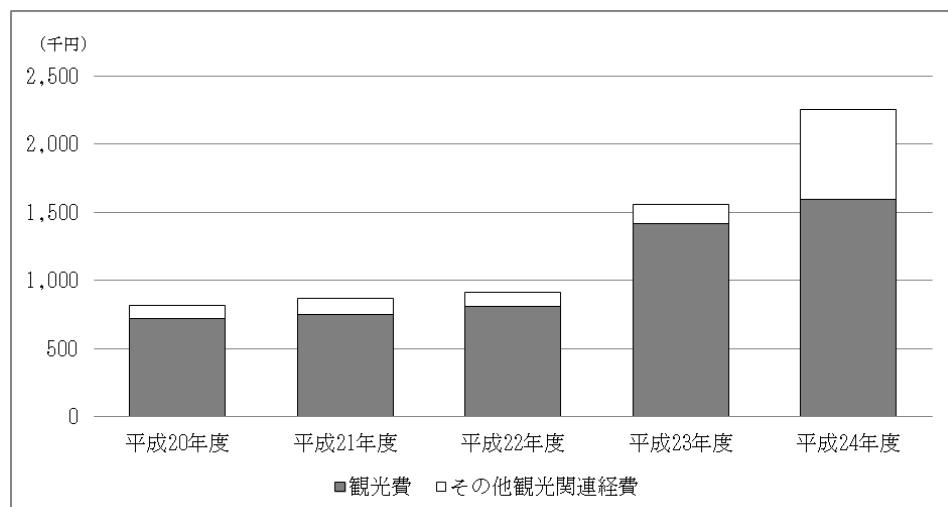
【秋田県の歳出全体に占める観光費等の割合の推移】



B. 観光費等の推移

観光費等の推移は以下のグラフのとおりである。

【観光費等の推移】



また、執行箇所ごとの計上額は下表のとおりである。(表中の「その他」には、主として地方事務所、地域振興局などが含まれる。)

| 区分 | 執行箇所 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | (単位：千円) H24年度 |
|---------------|------------|---------|---------|---------|-----------|------------------|
| 観光費 | 観光課 | 721,120 | 750,318 | 806,401 | 1,055,876 | |
| | 観光戦略課 | | | | | 880,381 |
| | イメージアップ推進室 | | | | | 1,200 |
| | 観光振興課 | | | | | 597,761 |
| | その他 | | | | 363,428 | 117,673 |
| | 計 | 721,120 | 750,318 | 806,401 | 1,419,305 | 1,597,016 |
| その他観光関連 経費 | 観光課 | 94,445 | 120,165 | 107,071 | 138,495 | |
| | 観光戦略課 | | | | | 402,683 |
| | イメージアップ推進室 | | | | | 159,530 |
| | 観光振興課 | | | | | 23,761 |
| | その他 | | | | | 74,744 |
| | 計 | 94,445 | 120,165 | 107,071 | 138,495 | 660,718 |
| 合計 | | 815,565 | 870,483 | 913,472 | 1,557,800 | 2,257,734 |

上記各表のとおり、秋田県の観光費等は増加傾向にある。

平成 23 年度においては“「ニッポンの笑顔」秋田から！”推進事業、緊急雇用対策事業等により、対前年度 644,328 千円の増加（70.54% 増）となっている。

平成 24 年度においては男鹿水族館リニューアル事業、男鹿水族館災害復旧事業、秋田デスティネーションキャンペーン推進事業などにより、対前年度 699,934 千円の増加（44.93% 増）となっている。

C. 事業ごとの歳出額

観光費等の内訳を事業別、執行箇所別に整理すると下表のとおりとなる。なお、下表は秋田県から提出を受けた歳出データを基に監査人が作成したものであり、以後、歳出関連の記述、表についても同様である。各事業の内容については「(2) 個別事業（観光費）」および「(3) 個別事業（その他観光関連経費）」を参照されたい。

(a) 観光費

| 事業名等 | 執行箇所 | H23年度 | H24年度 | 増減額 | 内容 |
|-------------------|--------|---------|---------|----------|-------|
| 緊急雇用対策・観光事業 | 観光課 | 73,705 | | -73,705 | |
| | 観光振興課 | | 17,100 | 17,100 | |
| | その他 | 101,357 | 52,778 | -48,578 | (2) ① |
| 計 | | 175,063 | 69,878 | -105,184 | |
| 緊急雇用対策・提案型観光事業 | 観光振興課 | | 65,716 | 65,716 | (2) ② |
| 計 | | | 65,716 | 65,716 | (2) ② |
| 観光戦略推進事務費 | 観光振興課 | | 70 | 70 | |
| | 観光戦略課 | | 12,901 | 12,901 | |
| | 福岡事務所 | | 75 | 75 | |
| | 名古屋事務所 | | 67 | 67 | |
| | その他 | | 31 | 31 | |
| 計 | | | 13,145 | 13,145 | |
| 広域観光団体共同事業 | 観光課 | 30,278 | | -30,278 | |
| | 観光振興課 | | 14,028 | 14,028 | |
| | 観光戦略課 | | 15,800 | 15,800 | (2) ③ |
| | 名古屋事務所 | | 94 | 94 | |
| 計 | | 30,278 | 29,923 | -355 | |
| 観光連盟強化支援事業 | 観光課 | 33,480 | | -33,480 | |
| | 観光戦略課 | | 31,480 | 31,480 | (2) ④ |
| 計 | | 33,480 | 31,480 | -2,000 | |
| 男鹿水族館推進事業 | 観光課 | 85,373 | | -85,373 | |
| | 観光戦略課 | | 85,573 | 85,573 | (2) ⑤ |
| 計 | | 85,373 | 85,573 | 200 | |
| 秋田ふるさと村推進事業 | 観光課 | 163,871 | | -163,871 | |
| | 観光戦略課 | | 163,976 | 163,976 | (2) ⑥ |
| | その他 | 850 | 850 | | |
| 計 | | 164,721 | 164,826 | 105 | |
| 施設管理費 | 観光課 | 12,263 | | -12,263 | |
| | 観光戦略課 | | 11,685 | 11,685 | (2) ⑦ |
| | その他 | 43 | 47 | 4 | |
| 計 | | 12,306 | 11,732 | -573 | |
| 男鹿水族館リニューアル事業 | 観光課 | 97,531 | | -97,531 | |
| | 観光戦略課 | | 383,705 | 383,705 | (2) ⑧ |
| | その他 | 4 | 110 | 105 | |
| 計 | | 97,535 | 383,815 | 286,280 | |
| 観光施設等緊急修繕事業 | 観光戦略課 | | 37,009 | 37,009 | |
| | その他 | | 60,562 | 60,562 | (2) ⑨ |
| 計 | | | 97,572 | 97,572 | |
| 観光振興諸費 | 観光課 | 10,859 | | -10,859 | |
| | 観光振興課 | | 8,631 | 8,631 | |
| | 観光戦略課 | | 1,450 | 1,450 | |
| | 大阪事務所 | 64 | 94 | 29 | |
| | 福岡事務所 | 118 | 107 | -11 | |
| | 名古屋事務所 | 116 | 109 | -7 | |
| | その他 | 2,912 | 2,711 | -201 | |
| 計 | | 14,071 | 13,104 | -967 | |
| 旅行業指導費 | 観光課 | 93 | | -93 | |
| | 観光振興課 | | 110 | 110 | |
| | その他 | | | | |
| 計 | | 93 | 110 | 16 | |
| 東アジア観光誘客拡大事業 | 観光課 | 24,233 | | -24,233 | |
| | 観光振興課 | | 14,874 | 14,874 | (2) ⑩ |
| 計 | | 24,233 | 14,874 | -9,359 | |
| 地域の魅力発信推進事業 | 観光課 | 6,400 | | -6,400 | |
| | 観光戦略課 | | 5,000 | 5,000 | |
| | その他 | | | | |
| 計 | | 6,400 | 5,000 | -1,400 | |
| 韓国ドラマロケ地ブランド化推進事業 | 観光課 | 29,188 | | -29,188 | |
| | 観光振興課 | | 48,223 | 48,223 | |
| 計 | | 29,188 | 48,223 | 19,035 | (2) ⑪ |

(単位：千円)

| 事業名等 | 執行箇所 | H23年度 | H24年度 | 増減額 | 内容 |
|--------------------------|----------------------|-----------|-----------|----------|-------|
| 「おもてなしの秋田」再構築事業 | 観光課 | 63,163 | | -63,163 | (2) ⑫ |
| | 観光振興課 | | 10,463 | 10,463 | |
| | 計 | 63,163 | 10,463 | -52,699 | |
| 秋田デスティネーションキャンペーン推進事業 | 観光課 | 1,732 | | -1,732 | (2) ⑬ |
| | 観光振興課 | | 84,713 | 84,713 | |
| | その他 | | 11 | 11 | |
| 計 | | 1,732 | 84,725 | 82,992 | |
| インバウンド推進連携事業 | 観光振興課 | | 6,359 | 6,359 | |
| | 計 | | 6,359 | 6,359 | |
| | 東北地域への観光誘客事業 | 観光振興課 | 85,713 | 85,713 | |
| 計 | | 85,713 | 85,713 | (2) ⑭ | |
| 重点エリア観光再構築推進事業 | 観光振興課 | 8,588 | | 8,588 | |
| | 観光戦略課 | | 207 | 207 | |
| | 計 | 8,795 | 8,795 | | |
| まるごと秋田集中売り出し事業 | 観光振興課 | 28,437 | | 28,437 | |
| | イメージアップ推進室 | | 1,200 | 1,200 | |
| | 計 | 29,637 | 29,637 | | |
| 「冬の秋田でぬぐだまろう」推進事業 | 観光振興課 | 35,454 | | 35,454 | (2) ⑮ |
| | 観光戦略課 | | 1,987 | 1,987 | |
| | その他 | | 22 | 22 | |
| 計 | | 37,464 | 37,464 | | |
| 観光宣伝諸費 | 観光課 | 24,304 | | -24,304 | (2) ⑯ |
| | 観光振興課 | | 13,379 | 13,379 | |
| | 観光戦略課 | | 930 | 930 | |
| 計 | | 24,304 | 14,309 | -9,995 | |
| 外国語食農観まるごとPR資料作成事業 | 観光振興課 | 6,306 | | 6,306 | |
| | 計 | | 6,306 | 6,306 | |
| | 給与費（観光費） | 166,105 | | -166,105 | |
| 緊急雇用対策・観光事業（ふるさと雇用基金） | 観光課 | 57,974 | | -57,974 | |
| | 観光振興課 | | 149,589 | 149,589 | |
| | その他 | 80,910 | | -80,910 | |
| 計 | | 138,885 | | -138,885 | |
| “あきたで元気に！”大型観光キャンペーン推進事業 | 観光課 | 93,647 | | -93,647 | |
| | 計 | 93,647 | | -93,647 | |
| | “「ニッポンの笑顔」秋田から！”推進事業 | 観光課 | 81,671 | | |
| 計 | その他 | 177,050 | | -177,050 | |
| | | 258,722 | | -258,722 | |
| | 合 計 | 1,419,305 | 1,597,016 | 177,711 | |

(b) その他観光関連経費

| (単位：千円) | | | | | | |
|-----------|-----------------------|--|---|---|----------|-------|
| 科目名 | 事業名等 | 執行箇所 | H23年度 | H24年度 | 増減額 | 内容 |
| 一般管理費 | 給与費（総務費） | 観光戦略課 | 47,329 | 47,329 | | |
| | 計 | | 47,329 | 47,329 | | |
| 広報費 | 秋田県イメージアップ戦略推進事業 | イメージアップ推進室 | 154,839 | 154,839 | | |
| | その他 | | 1,969 | 1,969 | | (3) ① |
| | 計 | | 156,809 | 156,809 | | |
| | 秋田県イメージアップ戦略推進体制整備事業 | イメージアップ推進室 | 4,690 | 4,690 | | |
| | 計 | | 4,690 | 4,690 | | |
| 開発企画費 | 韓国国際観光推進事業 | 観光課 | 138,495 | | -138,495 | |
| | | 観光振興課 | | 14,929 | 14,929 | (3) ② |
| | 計 | | 138,495 | 14,929 | -123,566 | |
| 農地総務費 | 農山漁村コミュニティ・ビジネス総合推進事業 | 観光戦略課 | 27,163 | 27,163 | | |
| | その他 | | 4,134 | 4,134 | | (3) ③ |
| | 計 | | 31,298 | 31,298 | | |
| | 給与費（農地総務費） | 観光戦略課 | 15,262 | 15,262 | | |
| | 計 | | 15,262 | 15,262 | | |
| 商業総務費 | 給与費（商業総務費） | 観光戦略課 | 49,893 | 49,893 | | |
| | 計 | | 49,893 | 49,893 | | |
| 物産あつ旋費 | がんばる食農観ビジネス応援事業 | 観光戦略課 | 29,799 | 29,799 | | |
| | 名古屋事務所 | | 64 | 64 | | (3) ④ |
| | 計 | | 29,864 | 29,864 | | |
| 事務所費 | 給与費（事務所費） | 観光戦略課 | 71,216 | 71,216 | | |
| | 計 | | 71,216 | 71,216 | | |
| | 県外・海外事務所運営費 | 観光振興課 大阪事務所 福岡事務所 名古屋事務所 その他 | 8,831 25,546 33,344 9,219 461 | 8,831 25,546 33,344 9,219 461 | | (3) ⑤ |
| | 計 | | 77,403 | 77,403 | | |
| 観光施設災害復旧費 | 男鹿水族館災害復旧事業 | 観光戦略課 その他 | 162,017 4 | 162,017 4 | | (3) ⑥ |
| | 計 | | 162,021 | 162,021 | | |
| | 合 計 | | 138,495 | 660,718 | 522,222 | |

D. 重点推進方針と観光費

前述のとおり、秋田県は、眞の秋田らしい観光を創造し、総合戦略産業として発展させていくため、「ふるさと秋田元気創造プラン」および「秋田県観光振興プラン」に基づき、短期的および中長期的な対応を要することの整理などを行なった上で、重点的・具体的な施策レベルの方針を定め推進していくものとして、総合戦略産業としての観光の重点推進方針を掲げている。

平成 24 年度の当該重点推進方針と観光費等の各事業の平成 24 年度の歳出を紐づけると以下のとおりとなる。

【当該重点推進方針と各事業の歳出の関係】

| | | (単位：千円) |
|--------|--|-----------|
| 重点目標 1 | お客様目線を重視し、ビジネスとして継続・成長していく秋田の観光産業を形成する | 578,328 |
| 1-1 | お客様目線による、地域が主体となった新たな地域資源等の創り上げ、掘り起こしと磨き上げ | |
| | 緊急雇用対策・観光事業 | 69,878 |
| | 緊急雇用対策・提案型観光事業 | 65,716 |
| | 重点エリア観光再構築推進事業 | 8,795 |
| 1-2 | ビジネスとして観光事業の経営に取り組む地域リーダーの育成・支援 | |
| 1-3 | 「秋田」ブランドの確立 | |
| | 秋田県イメージアップ戦略推進事業 | 156,809 |
| | 秋田県イメージアップ戦略推進体制整備事業 | 4,690 |
| 1-4 | デスティネーションキャンペーンを契機としたリピーター戦略を核とする「選ばれる秋田づくり」 | |
| | 秋田デスティネーションキャンペーン推進事業 | 84,725 |
| | 「冬の秋田でぬぐだまろう」推進事業 | 37,464 |
| 1-5 | 統一性のある情報発信 | |
| | まるごと秋田集中売り出し事業 | 29,637 |
| 1-6 | 観光消費額が高い外国人観光客誘致の強化 | |
| | 韓国国際観光推進事業 | 14,929 |
| | 東アジア観光誘客拡大事業 | 14,874 |
| | 韓国ドラマロケ地ブランド化推進事業 | 48,223 |
| | インバウンド推進連携事業 | 6,359 |
| | 外国語食農観まるごと PR 資料作成事業 | 6,306 |
| 1-7 | 秋田県内の地域間及び隣県等との広域連携の強化 | |
| | 広域観光団体共同事業 | 29,923 |
| 重点目標 2 | 観光と「食・農」「文化」「スポーツ」「交通」など、多様な分野との総合的な連携を図り、交流拡大による地域の活性化、顧客ビジネスの展開につなげる | 61,162 |
| 2-1 | 秋田の食や農業体験等を入口とした誘客ビジネスへの展開（食・農分野との連携） | |
| | がんばる食農観ビジネス応援事業 | 29,864 |
| | 農山漁村コミュニティ・ビジネス総合推進事業 | 31,298 |
| 2-2 | 国民文化祭等を活かした文化活動による誘客創出（文化分野との連携） | |
| 2-3 | スポーツイベントやスポーツチーム等を媒体とした情報発信や誘客促進（スポーツ分野との連携） | |
| 2-4 | 地方鉄道を核とした広域観光の推進（交通分野との連携） | |
| 重点目標 3 | 県を挙げての取組態勢を再構築する | 690,351 |
| 3-1 | 組織体制及び役割分担などの見直し、連携の強化 | |
| | 観光連盟強化支援事業 | 31,480 |
| 3-2 | 笑顔でのおもてなしによるリピーターの増加 | |
| | 「おもてなしの秋田」再構築事業 | 10,463 |
| 3-3 | 二次交通アクセスの強化など受入環境の充実 | |
| | 男鹿水族館リニューアル事業 | 383,815 |
| | 観光施設等緊急修繕事業 | 97,572 |
| | 地域の魅力発信推進事業 | 5,000 |
| | 男鹿水族館災害復旧事業 | 162,021 |
| 3-4 | 地域のすべてと連携する | |
| 合計 | | 1,329,850 |

上記表のとおり、重点推進方針の対象となっている事業の歳出合計は 1,329,850 千円であり、これは平成 24 年度の観光費等全体の 58.9%に相当する。なお、重点推進方針の対象とされていない歳出は以下の表のとおりである。このうち、給与費以外で大きな割合を占めるものとして、秋田ふるさと村推進事業費、男鹿水族館推進事業費、県外・海外事務所運営費があるが、これらは、観光施設や事務所の運営に係る経費であり、政策を推進するためと言うよりはむしろ義務的に生ずる経費の性質を有するため、重点推進方針の対象からは外れている。また、東北地域への観光誘客事業費については、平成 23 年度から繰り越されて執行したものであり、そもそも重点推進方針は平成 24 年度当初予算および 6 月の補正予算で計上したものを対象としているため対象外となっている。

【重点推進方針の対象とされていない歳出】

| | 歳出額（千円） | 構成比 |
|--------------|---------|-------|
| 秋田ふるさと村推進事業 | 164,826 | 7.3% |
| 東北地域への観光誘客事業 | 85,713 | 3.8% |
| 男鹿水族館推進事業 | 85,573 | 3.8% |
| 県外・海外事務所運営費 | 77,403 | 3.4% |
| 観光宣伝諸費 | 14,309 | 0.6% |
| 観光戦略推進事務費 | 13,145 | 0.6% |
| 観光振興諸費 | 13,104 | 0.6% |
| 施設管理費 | 11,732 | 0.5% |
| 旅行業指導費 | 110 | 0.0% |
| 給与費 | 461,966 | 20.5% |
| 合 計 | 927,884 | 41.1% |

(参考)

| | |
|----------------------|-----------|
| 重点推進方針の対象とされている歳出合計 | 1,329,850 |
| 重点推進方針の対象とされていない歳出合計 | 927,884 |
| | 2,257,734 |

②契約事務

「(2) 個別事業（観光費）」以下においては、各個別事業の内訳として、基本的に契約単位での検討を行なう。そのため、ここでは、契約事務について概観する。

A. 地方自治法の規定

(a) 契約締結方法の類型

地方公共団体の契約については、地方自治法第2編第9章第6節を基礎として行なわれる。地方自治法で定められている契約の締結方法は、下表のとおり、一般競争入札、指名競争入札、随意契約およびせり売りの4種類となっている。

【契約締結方法の4類型】

| | |
|--------|--|
| 一般競争入札 | 不特定多数の参加を求め、そのうち、地方公共団体に最も有利な価格で申込みをした者を契約の相手方とする方法。 |
| 指名競争入札 | 地方公共団体が資力、信用その他について適当であると認める特定多数の競争加入者を選んで入札の方法により競争をさせ、その中から最も有利な条件を提示した者を契約の相手方とし、その者と契約を締結する方法。 |
| 随意契約 | 地方公共団体が競争の方法によらないで任意に特定の者を選定してその者と売買、貸借、請負その他の契約を締結する方法。 |
| せり売り | 買受者が口頭をもって価格の競争をする方法。 |

地方自治法上、原則は一般競争入札に付することとされており、一般競争入札以外の方法については、同法施行令において認められる場合が列挙されている。詳細は次頁以降の各契約方法の説明を参照されたい。

(b) 契約金額、落札者の決定

i. 一般競争入札

・入札の参加者

一般競争入札は、基本的には誰でも自由に参加することができる性格であるものの、適切な契約履行の観点から、下表のとおり入札参加者の資格制限が設けられている。

【一般競争入札の入札参加資格制限】

| | |
|---|--|
| 1 | 特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者を参加させることができない。 |
| 2 | 一般競争入札に参加しようとする者が次のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても同様とする。 <ul style="list-style-type: none">・契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をしたとき。・競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたときまたは公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合したとき。・落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げたとき。・地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。・正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。・上記の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結または契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。 |

更に、地方自治法施行令においては、第 167 条の 5 および第 167 条の 5 の 2 において、いわゆる条件付き一般競争入札の採用が認められている。これは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、契約の種類や金額に応じ、工事、製造または販売等の実績、従業員の数、資本金額、その他経営の規模・状況、更には事務所の所在地、当該契約に係る工事等についての経験・技術的適性の有無に関して一定の条件を付すことができるというものである。

・予定価格

一般競争入札の際、あらかじめ作成される基準金額を予定価格と言う。

予定価格は価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。(いわゆる単価契約。) この単価契約は「予算決算及び会計令」(昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号) で認められているものである。

・入札保証金

地方自治法施行令では、第 167 条の 7において、一般競争入札による場合、入札参加者に入札保証金を納付させなければならない旨が規定されている。なお、当該納付は、国債、地方債その他地方公共団体の長が確実と認める担保の提供によることもできる。

・開札、落札者の決定

地方自治法において、収入の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとされている。

一方、支出の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとされているが、一定の考慮から、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる旨が規定されている。その具体例は地方自治法施行令第 167 条の 10 および第 167 条の 10 の 2 に規定されている。

【落札者決定の例外】

| | |
|---|---|
| 1 | 最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせずに、次順位の価格をもって申込みをした者を落札者とする。(いわゆる低入札価格調査制度。) |
| 2 | あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。(いわゆる最低制限価格制度。) |
| 3 | 予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする。(いわゆる総合評価方式。) |
| 4 | 総合評価方式を用いる入札において、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とせずに、次順位の条件をもって申込みをした者を落札者とする。 |

ii. 指名競争入札

・入札の参加者

前述のとおり、地方自治法上、一般競争入札が原則であるため、入札参加者を指名して限定する指名競争入札は例外的方法である。そのため、指名競争入札を採用できる場合は以下の表のように限定されている。

【指名競争入札が認められる場合】

| | |
|---|---|
| 1 | 工事または製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質または目的が一般競争入札に適しないものをするとき。 |
| 2 | その性質または目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。 |
| 3 | 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。 |

・予定価格

指名競争入札における予定価格に関しては前述の一般競争入札の規定が準用される。

・開札、落札者の決定

指名競争入札における開札、落札者の決定に関しては前述の一般競争入札の規定が準用される。

iii. 隨意契約

・契約の相手方の決定

随意契約も指名競争入札と同様、一般競争入札の例外的方法であるため、対象が以下のとおりに限定されている。なお、以下の表は地方自治法施行令を参考に監査人が作成した。

【随意契約が認められる場合】

| | | |
|---|---|--|
| 1 | 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が下表の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約を締結するとき。 | |
| | 工事または製造 の請負 | 都道府県および指定都市 2,500 千円 市町村（指定都市を除く。以下同様） 1,300 千円 |
| | 財産の買入れ | 都道府県および指定都市 1,600 千円 市町村 800 千円 |
| | 物件の借入れ | 都道府県および指定都市 800 千円 市町村 400 千円 |
| | 財産の売払い | 都道府県および指定都市 500 千円 市町村 300 千円 |
| | 物件の貸付け | 300 千円 |
| | 上記以外のもの | 都道府県および指定都市 1,000 千円 市町村 500 千円 |
| | | |
| | | |
| | | |
| 2 | 不動産の買入れまたは借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工または納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質または目的が競争入札に適しないものをするとき。 | |
| 3 | 障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子福祉団体が行なう事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき。 | |
| 4 | 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。 | |
| 5 | 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 | |
| 6 | 競争入札に付することが不利と認められるとき。 | |
| 7 | 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 | |
| 8 | 競争入札に付し入札者がないとき、または再度の入札に付し落札者がないとき。 | |
| 9 | 落札者が契約を締結しないとき。 | |

- ・予定価格

随意契約は入札という手続は経ないものの、適正な価格で契約すべきことに変わりはないため、競争入札における予定価格に準じてこれを定めなければならないとされている。

iv. せり売り

- ・せり売りの参加者

せり売りも一般競争入札の例外として、動産の売扱いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをするときのみに認められている方法である。せり売りの参加者についても前述の一般競争入札と同様の参加資格要件が準用される。

- ・予定価格

せり売りの場合においても、適切に予定価格を設定し、最終のせり者の提示価格が予定価格に達していない場合には再度のせり売りに付すなどの対応が必要となる。

(c) 契約の締結

地方自治法においては、原則として、契約書を作成し、地方公共団体の長またはその委任を受けた者が、契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされている。(地方自治法第 234 条 5 項)

(d) 契約の履行確認

i . 監督・検査

地方自治法においては、工事もしくは製造その他についての請負契約または物件の買入れその他の契約を締結した場合、当該契約の適正な履行を確保するため、またはその受ける給付の完了の確認をするため、監督または検査をしなければならない旨が規定されている。(地方自治法第 234 条の 2 第 1 項)

監督の場合には、立会い、指示その他の方法によらなければならず、また、検査の場合には、契約書、仕様書および設計書その他の関係書類に基づいて行なわなければならない。(地方自治法施行令第 167 条の 15 第 1 項および第 2 項)

ii. 契約保証金

地方自治法施行令上、契約の締結に際しては、契約の相手方に契約保証金を納付させなければならない旨が規定されている。なお、当該納付は、入札保証金同様、国債、地方債その他地方公共団体の長が確実と認める担保の提供によることもできるとされている。

B. 秋田県における契約事務

(a) 契約締結方法の類型

前述のとおり、地方自治法上は原則的な契約締結方法としての一般競争入札、例外的方法としての指名競争入札、随意契約、せり売りが定められているが、秋田県においても同様に、財務規則第7章の中でこれら4種類の契約方法について規定している。

(b) 契約金額、落札者の決定

i. 一般競争入札

・入札の参加者

財務規則第158条において、条件付き一般競争入札による場合には、入札の参加に必要な資格の内容、資格審査の申請方法等について県公報または新聞への掲載等の方法により公示しなければならない旨が規定されている。

・入札の公告

財務規則第158条の2において、一般競争入札の公告は、入札期日の前日から起算して10日前までに県公報または新聞への掲載等により行なわなければならない旨が規定されている。ただし、急を要する場合にはこれを5日前まで短縮できるものとされている。公告事項は以下のとおりである。

【公告事項】

| | |
|---|----------------------|
| 1 | 入札に付する事項 |
| 2 | 契約条項を示す場所および日時 |
| 3 | 入札執行の場所および日時 |
| 4 | 入札保証金に関する事項 |
| 5 | 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 |
| 6 | 上記の他、必要と認める事項 |

・予定価格

予定価格については、財務規則第 159 条の中で以下のとおり定められている。

【予定価格に関する定め】

| | |
|---|---|
| 1 | 予定価格を定め、予定価格調書を作成して封書にし、開札の際にこれを開札場所に置く。 |
| 2 | 予定価格は一般競争入札に付する事項の総額について定める。ただし、単価契約の場合には単価について予定価格を定める。 |
| 3 | 予定価格を定める場合においては、当該物件、工事または役務の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮する。 |

・入札保証金

財務規則第 160 条において、原則として、一般競争入札に参加しようとする者に、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付させなければならない旨が規定されている。なお、入札保証金の納付は以下の担保の提供によるものである。

【担保として認められるもの】

| | |
|---|--------------------------------|
| 1 | 銀行振出小切手 |
| 2 | 銀行保証小切手 |
| 3 | 国債 |
| 4 | 秋田県債 |
| 5 | 郵便貯金銀行の発行する振替払出証書 |
| 6 | 郵便貯金銀行の発行する為替証書 |
| 7 | インターネット公有財産売却システムを管理する事業者の保証証書 |

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部または一部を納付させないことができる。(財務規則第162条)

【入札保証金の納付を要しない場合】

| | |
|---|---|
| 1 | 入札者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 |
| 2 | 一般競争入札に付する場合において、入札者が過去2年の間に国または地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。 |
| 3 | 条件付き一般競争入札の場合に、当該入札に参加する資格を有する者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。 |

・開札、落札者の決定

前述のとおり、地方自治法施行令では、支出の原因となる契約について、「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする」という原則的方法に対する例外的方法により契約の相手方を決定できる旨が規定されているが、これらは秋田県においても導入されている。具体的には、低入札価格調査制度については、「秋田県低入札価格調査取扱要綱」などを定めており、最低制限価格制度については、最低制限価格の算定方法を「秋田県低入札価格調査取扱要綱」などに定める方法と同様とすることとしている。また、総合評価落札方式についても、「秋田県総合評価落札方式運用の手引き」などを定めている。

ii. 指名競争入札

・入札の参加者

先ず、財務規則第169条によれば、指名競争入札に付する場合には、入札に参加する者をなるべく5人以上指名しなければならないとされている。

また、指名競争入札に関するその他の詳細な資格要件については、「秋田県建設工事入札制度実施要綱」に定められている。

・その他の事項

指名競争入札に関するその他の事項(予定価格、落札者の決定方法など)については、財務規則第170条において、一般競争入札の規定を準用することとされている。

iii. 隨意契約

・契約の相手方の決定

前述のように、地方自治法施行令第 167 条の 2において、随意契約によることができる場合が限定列挙されている。秋田県も当該規定に則し、随意契約の可否について判断している。

・予定価格

随意契約における予定価格については、一般競争入札に準ずることが財務規則第 171 条の 3において規定されている。

・見積書の徴収

財務規則第 172 条において、随意契約によろうとする場合には、原則として 2 人以上の契約の相手方となるべき者から見積書を徴収しなければならない旨が規定されている。なお、以下の場合については以下に記載する人数の見積書を徴収することとなる。

【見積書徴収の例外】

| | | |
|---|--|-----|
| 1 | 予定価格が 5 万円未満のもの | 1 人 |
| 2 | 動物、機械、見本品、美術品等でほかに求め難い物件の購入 | 1 人 |
| 3 | 特殊な修繕 | 1 人 |
| 4 | 契約内容の特殊性により、相手方が特定される工事請負等 | 1 人 |
| 5 | 再度入札に付しても落札者がないとき | 1 人 |
| 6 | 集中調達機関が物品の購入の依頼を受けて物品の購入を行なう場合において、見積書を徴する者をあらかじめ特定しない方法を用いたとき | 1 人 |
| 7 | 随意契約によることができる工事又は製造の請負又は財産の買入れの契約のうち、予定価格が 50 万円以上のもの | 3 人 |

なお、以下に該当する場合には見積書の徴収を省略できる。

【見積書徴収の省略が認められる場合】

| | |
|---|---|
| 1 | 官公署と契約をするとき |
| 2 | 法令に料金または価格が定められているものについて契約をするとき |
| 3 | 官報、定期刊行物その他これらに類するもので価格が表示され、かつ、一定しているものについて契約をするとき |
| 4 | 役務の提供を受ける場合または事務もしくは事業を委託する場合で、その性質または目的により見積書を徴取し難い契約をするとき |
| 5 | 不動産の購入または借上げの契約をするとき |

IV. せり売り

・予定価格

せり売りの予定価格についても、予定価格は一般競争入札の場合に準ずる旨が規定されている。(財務規則第 173 条)

(c) 契約の締結

契約の締結に関しては、財務規則第 7 章第 7 節で規定されており、契約を締結する場合には、契約締結時およびこれに添付された設計図書その他の書類を審査し、契約書を作成して、契約の相手方とともに当該契約書に記名押印するものとされている。なお、契約書には次表の事項を記載するものとされている。ただし、6 から 11 までについて、契約の性質または目的により該当のない場合においては記載不要とされている。

また、これにかかわらず、1 件の金額が 160 万円を超えない契約（ただし、公有財産を購入する場合を除く）については、契約書の作成に代え、請書によることができるものとされている。

更に、次表のとおり、事務上の便宜から、契約書および請書の作成を省略できる場合についても規定されている。

【契約書に記載が必要な事項】

| | |
|----|---|
| 1 | 契約の目的 |
| 2 | 契約金額 |
| 3 | 履行期限 |
| 4 | 契約保証金に関する事項 |
| 5 | 契約不履行の場合における契約保証金の処分に関する事項 |
| 6 | 危険負担に関する事項 |
| 7 | 契約の目的たる給付の完了の確認または検査の時期に関する事項 |
| 8 | 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害賠償金に関する事項 |
| 9 | 対価支払の時期に関する事項 |
| 10 | 契約に関する紛争の解決方法に関する事項 |
| 11 | その他必要な事項 |

【契約書・請書の作成が省略できる場合】

| | |
|---|---|
| 1 | 50万円を超えない契約をするとき |
| 2 | せり売りに付するとき |
| 3 | 物品の売却の場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき |
| 4 | 官公署と契約する場合において契約書を作成する必要がないと認められるとき |
| 5 | 単価についての契約に基づき、一定期間継続して製造、修繕、加工、供給等をさせ、または使用等をするとき |

(d) 契約の履行確認

i . 検査

・検査の実施者

契約に係る検査は、知事が別に定める場合を除き、契約担当者または知事が命ずる職員である検査員が行なうものとされている。(財務規則第 180 条の 2)

・検査の方法

検査員は、請負契約に係る検査を行なう場合には、契約者および当該契約に係る工事監督職員の立会いを求めなければならないとされている。(財務規則第 180 条の 3 第 1 項)

・検査調書の作成

検査員は、検査を完了したときは、検査調書を作成し、契約担当者に提出しなければならない。検査を行なった結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものと認められるときは、その措置についての意見を当該検査調書に記載しなければならない。(財務規則第180条の4)

なお、契約金額が160万円を超えない請負契約または物品の買入れその他の契約に係る検査については、当該検査の結果、その給付が当該契約の内容に適合しない場合を除き、検査調書の作成を省略することができる。検査調書の作成を省略した場合には、支出命令書等に検査証明をしなければならない。(財務規則第180条の5)

ii. 契約保証金

財務規則第177条において、原則として、契約の相手方に、契約金額の100分の10以上契約保証金を納付させなければならない旨が規定されている。なお、契約保証金は以下の担保提供によるものである。

【担保として認められるもの】

| | |
|---|---------------------------------|
| 1 | 銀行振出小切手 |
| 2 | 銀行保証小切手 |
| 3 | 国債 |
| 4 | 秋田県債 |
| 5 | 郵便貯金銀行の発行する振替払出証書 |
| 6 | 郵便貯金銀行の発行する為替証書 |
| 7 | 銀行、契約担当者が確実と認める金融機関または保証事業会社の保証 |

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部または一部を納付させないことができる。(財務規則第178条)

【契約保証金の納付を要しない場合】

| | |
|---|---|
| 1 | 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 |
| 2 | 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。 |
| 3 | 契約の相手方が過去 2 年の間に国または地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 |
| 4 | 法令に基づき延納が認められている場合において、確実な担保が提供されたとき。 |
| 5 | 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。 |
| 6 | 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれないと認められるとき。 |

契約保証金は、契約の相手方の義務の履行があったときに還付される。(財務規則第 179 条)

(2) 個別事業（観光費）

①緊急雇用対策・観光事業

A. 概要

当該事業は、「各地域振興局等が臨時的な雇用・就業機会を創出するとともに、地域の実情に合わせ、特色のある観光振興を進めるため、緊急雇用創出等臨時対策基金を活用した事業を行なう」ことを目的としている。

そもそも、当該事業は、厚生労働省が現下の厳しい雇用情勢を踏まえて実施する雇用創出基金による事業のうち、緊急雇用創出事業において交付する緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源として造成された基金をもとに、秋田県が、失業者を対象として、次の雇用までの臨時・短期の雇用・就業機会を提供する事業や、あわせて再就職に必要な知識や技能を習得させることを目的として行なう事業である。

当該事業は、県が失業者を直接雇用する、または、民間企業等への委託方式により民間企業等が失業者を雇用する方法により実施される。秋田県がホームページにおいて公開している事業概要によると、各個別事業と事業の実施期間は以下のとおりである。

【秋田県の緊急雇用対策事業の類型】

| No. | 事業名 | 内容 | 実施期間 |
|-----|---------------|--|------------|
| 1 | 緊急雇用事業 | 失業者に対して、次の雇用までの臨時・短期の雇用・就業機会を提供する。 | 平成 23 年度まで |
| 2 | 重点分野雇用創出事業 | 地域の成長分野として都道府県ごとにあらかじめ指定した重点分野（秋田県では、「介護」「医療」「農林水産」「環境・エネルギー」「観光」「地域社会雇用」「教育・研究」「産業振興」「少子化・子育て」「安全・安心」「情報通信」の 11 分野）に該当する内容の事業を行い、失業者に対して、次の雇用までの臨時・短期の雇用・就業機会を提供する。 | 平成 25 年度まで |
| 3 | 地域人材育成事業 | 重点分野に該当する内容の事業を行い、失業者に対して、次の雇用までの臨時・短期の雇用・就業機会を提供するほか、併せて就職に必要な知識や技能等を習得させる。 | 平成 24 年度まで |
| 4 | 震災等緊急雇用対応事業 | 東日本大震災等の影響による失業者に対して、次の雇用までの臨時・短期の雇用・就業機会を提供し、または、就職に必要な知識や技能等を習得させる事業を行なう。 | 平成 25 年度まで |
| 5 | 起業支援型地域雇用創造事業 | 民間企業やN P O 法人等を委託先として、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業を行なう。 | 平成 26 年度まで |

なお、観光関連3課（室）所管の事業は以下のとおりである。

【観光関連の緊急雇用対策事業】

| 実施主体 (県担当課名) | 事業名 | 類型 | 事業区分 | 金額 (千円) | 歳出事業名 |
|-----------------|-----------------------|-------------|------|------------|-----------------------|
| 観光戦略課 | コミュニティ・ビジネス推進緊急雇用創出事業 | 震災等緊急雇用対応事業 | 委託 | 19,892 | 農山漁村コミュニティ・ビジネス総合推進事業 |
| 鹿角地域振興局 | 鹿角ニューツーリズム促進事業 | 重点分野雇用創出事業 | 直接 | 5,318 | 緊急雇用対策・観光事業 |
| 北秋田地域振興局 | 「地域の元気」PR事業 | 重点分野雇用創出事業 | 直接 | 4,621 | 緊急雇用対策・観光事業 |
| 山本地域振興局 | 山本地域観光情報収集発信事業 | 重点分野雇用創出事業 | 直接 | 2,053 | 緊急雇用対策・観光事業 |
| | 白神地域観光案内強化事業 | 重点分野雇用創出事業 | 委託 | 6,889 | 緊急雇用対策・観光事業 |
| 秋田地域振興局 | ”旬”の食農観情報発信事業 | 重点分野雇用創出事業 | 直接 | 3,427 | 緊急雇用対策・観光事業 |
| 由利地域振興局 | 「由利ならでは」のスタイル構築事業 | 重点分野雇用創出事業 | 直接 | 4,564 | 緊急雇用対策・観光事業 |
| 仙北地域振興局 | ゆるキャラ観光地創出事業 | 震災等緊急雇用対応事業 | 委託 | 12,224 | 緊急雇用対策・観光事業 |
| | 仙北地域食・農・観情報総合発信事業 | 重点分野雇用創出事業 | 直接 | 7,298 | 緊急雇用対策・観光事業 |
| 雄勝地域振興局 | 「湯沢雄勝の多彩な魅力」発信事業 | 重点分野雇用創出事業 | 直接 | 6,379 | 緊急雇用対策・観光事業 |
| イメージアップ推進室 | 秋田県イメージアップ戦略推進体制整備事業 | 重点分野雇用創出事業 | 直接 | 4,673 | 秋田県イメージアップ戦略推進体制整備事業 |
| | ソーシャルメディア活用情報発信事業 | 重点分野雇用創出事業 | 委託 | 6,035 | 秋田県イメージアップ戦略推進事業 |
| 観光振興課 | ロケ地ブランド化推進員配置事業 | 重点分野雇用創出事業 | 直接 | 4,273 | 韓国ドラマロケ地ブランド化推進事業 |
| | キャンペーンモード盛り上げ推進事業 | 重点分野雇用創出事業 | 直接 | 10,100 | 秋田デスティネーションキャンペーン推進事業 |
| | ペットもウェルカム推進事業 | 重点分野雇用創出事業 | 委託 | 8,558 | 「おもてなしの秋田」再構築事業 |
| | 秋田型ニューツーリズム検討事業 | 震災等緊急雇用対応事業 | 委託 | 17,100 | 緊急雇用対策・観光事業 |
| | 県民総PR事業 | 震災等緊急雇用対応事業 | 委託 | 17,127 | 緊急雇用対策・提案型観光事業 |
| | 秋田県版着地型旅行最適化事業 | 震災等緊急雇用対応事業 | 委託 | 21,396 | 緊急雇用対策・提案型観光事業 |
| | アーティスト・イン・レジデンス事業 | 震災等緊急雇用対応事業 | 委託 | 27,192 | 緊急雇用対策・提案型観光事業 |

(県ホームページおよび県提出資料に基づき監査人が作成)

上記のとおり、緊急雇用対策事業として実施されているものであっても、歳出上の事業名は多岐にわたっている。そのため、各緊急雇用対策事業については、該当の歳出事業の箇所において言及するものとする。

さて、ここで、当該緊急雇用対策・観光事業の歳出内訳を示すと以下のとおりである。

| | | |
|-----------------|------|-----------|
| 緊急雇用対策事業（地域振興局） | ※基金 | 52,676 千円 |
| 緊急雇用対策事業（観光振興課） | ※基金 | 17,100 千円 |
| その他 | ※諸収入 | 102 千円 |
| | 合 計 | 69,878 千円 |

B. 実施した手続

- ・事業概要について質問を実施した。
- ・歳出明細からサンプルを抽出し、歳出内容について質問を実施した。
- ・歳出明細からサンプルを抽出し、関連資料の閲覧、質問を実施した。
- ・厚生労働省の緊急雇用創出事業実施要領（以下、「実施要領」と言う。）に照らし、問題となる点がないかを分析し、関連資料の閲覧、質問を実施した。

C. 結果、指摘および意見

(a) 緊急雇用対策事業（地域振興局）(52,773千円) ※諸収入含む

i. 県が直接実施する事業 (33,660千円) ※諸収入含む

【結果】

当該事業のうち、県が直接実施するものは以下のとおりである。

| 事業名 | 類型 | 事業内容 | 事業区分 | 金額(千円) | 新規雇用人数(人) |
|-------------------|------------|---|------|--------|-----------|
| 鹿角ニューツーリズム促進事業 | 重点分野雇用創出事業 | 鹿角地域の特長である、スキースポーツや自然エネルギー、産業遺産を生かした教育旅行などニューツーリズムといわれる新たな観光メニューの構築を目指す。 | 直接 | 5,318 | 2 |
| 「地域の元気」PR事業 | 重点分野雇用創出事業 | 北秋田地域で開催される観光イベントの情報収集を行うとともに、これらの情報のデータベース化や、誘客のためのPR等を行う。また、北秋田地域振興局が主催するイベントにスタッフとして参加する。 | 直接 | 4,621 | 2 |
| 山本地域観光情報収集発信事業 | 重点分野雇用創出事業 | 山本地域の観光資源・素材の収集・整理を行い、情報発信や観光PRを行うことにより、誘客の促進を図る。 | 直接 | 2,053 | 1 |
| ”旬”の食農観情報発信事業 | 重点分野雇用創出事業 | 平成23年度に制作した秋田地域内の食農観資源の動画データの認知度アップのためのPR活動とともに、地域内の旬の食農観情報に関する情報収集とマップやガイドブックの作成、ホームページの制作・運営等を実施する。 | 直接 | 3,427 | 1 |
| 「由利ならでは」のスタイル構築事業 | 重点分野雇用創出事業 | 由利地域観光推進機構と連携して、由利地域の観光資源の情報収集とプロモーションを行う。 | 直接 | 4,564 | 2 |
| 仙北地域食・農・観情報総合発信事業 | 重点分野雇用創出事業 | 仙北地域の食・農・観に関する情報を各種媒体により作成し、または用いて総合的に発信するため、食情報マップ、体験型観光ガイドブック、食・農・観PRグッズ作成のほか、ブログでの食・農・観情報の発信、県内外での食・農・観PR活動などをを行う。 | 直接 | 7,298 | 2 |
| 「湯沢雄勝の多彩な魅力」発信事業 | 重点分野雇用創出事業 | 湯沢雄勝地域の観光物産を、イベントの開催等により仙台圏に売り込むとともに、仙台圏・首都圏等の旅行エージェントや雑誌社等において市場動向を把握し、ニーズに合った情報を発信する。また、特産品や滞在型メニュー等の新たな観光素材の情報を収集する。 | 直接 | 6,379 | 2 |

(県ホームページおよび県提出資料に基づき監査人が作成)

上記、新規雇用者については、実施要領において、本人が失業者であるとの確認が求められている。これにつき、どのような方法により確認を実施しているかヒアリングを行なったところ、履歴書にて確認しているとの回答を得た。

ii. 委託事業 (19,113千円)

【結果】

当該事業のうち、県が民間企業他に委託しているものは以下のとおりである。

| 事業名 | 類型 | 事業内容 | 事業区分 | 金額(千円) | 新規雇用人数(人) |
|--------------|-------------|--|------|--------|-----------|
| 白神地域観光案内強化事業 | 重点分野雇用創出事業 | 白神地域の観光案内人を養成するため、養成制度の構築やテキストの作成、観光案内人受講サイトの作成等を行う。 | 委託 | 6,889 | 2 |
| ゆるキャラ観光地創出事業 | 震災等緊急雇用対応事業 | ゆるキャラによる観光客や温泉入浴客等のお出迎え等を通じたおもてなし及び観光キャラバンを行い、当該ゆるキャラの知名度を上げ、もってゆるキャラ観光地の創出を目指す。 | 委託 | 12,224 | 5 |

(県ホームページおよび県提出資料に基づき監査人が作成)

当該事業の委託については、実施要領において、以下の事項を委託契約等に含めなければならないとされている。

【委託契約等に含めなければならない事項】

| | |
|-----|---|
| (1) | 委託事業の予定期間および終了予定期日 |
| (2) | 予定される事業費および人件費 |
| (3) | 事業に従事する予定の全労働者数およびそのうち新規雇用する予定の失業者の数 |
| (4) | 事業で新規雇用する予定の労働者の雇用・就業期間 |
| (5) | 事業で新規雇用する予定の労働者の募集方法 |
| (6) | 受託者は、労働者を新規雇用する際に、本人が失業者であることについて、確認するものであること。 |
| (7) | 委託者は、受託者が事業の実施に当たり所定の事項に反した場合には、委託契約額の一部または全部を返還させる権利を有するものであること。 |
| (8) | 事業が終了した場合は、前記(1)から(5)までの事項を内容に含む実績報告を作成し、都道府県に提出しなければならないこと。 |
| (9) | (8)により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、または、委託費により発生した収入があるときは、委託者は受託者に対し、返還を命じなければならないこと。 |

これにつき、契約書等を閲覧したところ、上記に違反する契約書等は認められなかった。

(b) 緊急雇用対策事業（観光振興課）（17,100千円）

観光振興課において、当該事業については以下の委託事業のみ実施している。

| 事業名 | 類型 | 事業内容 | 事業区分 | 金額 (千円) | 新規雇用 人数 (人) |
|-----------------|-------------|--|------|------------|-------------------|
| 秋田型ニューツーリズム検討事業 | 震災等緊急雇用対応事業 | 県外にほとんど知られていないが、有力な観光資源になりえるものの調査・発掘を行い、その利用方法を検討する。 | 委託 | 17,100 | 4 |

（県ホームページおよび県提出資料に基づき監査人が作成）

当該事業の委託について、実施要領の中で、委託契約等に含めなければならない事項が列挙されていることは前述のとおりである。これにつき、契約書等を閲覧したところ、上記に違反する契約書等は認められなかった。

②緊急雇用対策・提案型観光事業

A. 概要

当該事業は、「県内の経済雇用情勢に応じ、臨時的な雇用・就業機会を創出するとともに、民間の提案を活用し、地域の事情に合わせた観光振興を進めるため、緊急雇用創出臨時対策基金を活用した事業を実施する」ことを目的としている。

当該事業も、「(2) ①緊急雇用対策・観光事業」と同様、厚生労働省の緊急雇用創出事業に基づくものである。

当該事業費の 65,716 千円はすべて観光振興課で執行されている。

B. 実施した手続

- ・事業概要について質問を実施した。
- ・歳出明細からサンプルを抽出し、歳出内容について質問を実施した。
- ・歳出明細からサンプルを抽出し、関連資料の閲覧、質問を実施した。
- ・厚生労働省の実施要領に照らし、問題となる点がないかを分析し、関連資料の閲覧、質問を実施した。

| 実施主体 (県担当課名) | 事業名 | 類型 | 事業内容 | 事業区分 | 金額 (千円) | 新規雇用 人数 (人) |
|-----------------|-------------------|-------------|--|------|------------|-------------------|
| 観光振興課 | 県民総 P R 事業 | 震災等緊急雇用対応事業 | 県外に贈答されている県産品のお中元、お歳暮等に秋田の観光地や食品を紹介するガイドブックを添えて送るとともに、その仕組みを確立させる。 | 委託 | 17,127 | 8 |
| 観光振興課 | 秋田県版着地型旅行最適化事業 | 震災等緊急雇用対応事業 | ニューツーリズム等の各種ツアーやモニターツアーを主要マーケットである首都圏や仙台圏で各種媒体により P R するとともに、ツアーバイ後、分析を行い今後の旅行商品の造成に役立てる。 | 委託 | 21,396 | 6 |
| 観光振興課 | アーティスト・イン・レジデンス事業 | 震災等緊急雇用対応事業 | 秋田内陸縦貫鉄道を軸とした秋田県全域にて、アーティスト・イン・レジデンス（滞在制作プログラム）の運営・実施を通して、観光と文化の融合型ニューツーリズムの新規開拓のため、多様なプログラムの検討・提案・実践を行い、秋田県内の観光事業や経済活性化につなげる。 | 委託 | 27,192 | 12 |

(県ホームページおよび県提出資料に基づき監査人が作成)

C. 結果、指摘および意見

【結果】

当該事業の委託について、実施要領の中で、委託契約等に含めなければならない事項が列挙されていることは前述のとおりである。これにつき、契約書等を閲覧したところ、上記に違反する契約書等は認められなかった。

③広域観光団体共同事業

A. 概要

当該事業は、観光戦略課が執行箇所である広域観光団体支援共同事業、東北観光推進共同事業、観光振興課が執行箇所である北東北三県観光立県推進事業、冬の魅力集中PR事業、民間タイアップ地域観光推進事業に大別される。当該事業に係る歳出の内訳は以下のとおりである。

| | | |
|-------|-----------------|-----------|
| 観光戦略課 | 広域観光団体支援共同事業 | 800 千円 |
| | 東北観光推進共同事業 | 15,000 千円 |
| 観光振興課 | 北東北三県観光立県推進事業 | 9,034 千円 |
| | 冬の魅力集中PR事業 | 1,280 千円 |
| | 民間タイアップ地域観光推進事業 | 3,500 千円 |
| その他 | | 309 千円 |
| 合 計 | | 29,923 千円 |

B. 実施した手続

- ・事業概要について質問を実施した。
- ・歳出明細からサンプルを抽出し、歳出内容について質問を実施した。
- ・歳出明細からサンプルを抽出し、関連資料の閲覧、質問を実施した。

C. 結果、指摘および意見

(a) 広域観光団体支援共同事業（800千円）

【結果】

当該事業は、公益社団法人日本観光振興協会（以下、本節において、「協会」と言う。）が実施する全国観光振興事業に対する秋田県観光連盟の負担金を補助している。協会は、我が国の観光振興に関する中枢機関（ナショナルセンター）として、我が国観光の振興を総合的に図るために各種事業を行なうことにより、観光立国の実現、地域経済および観光産業の発展並びに国民の生活および文化の向上に寄与するとともに、国際親善に資することを目的として設立されたものである。秋田県としては、協会が行なう東北ブロック事業において、以下の取組を実施し、秋田県を含む東北ブロックのプロモーション活動および商品造成支援を行なっている。なお、県が直接支出する事業はない。

- i. 2012 台湾国際観光博覧会
- ii. 東北プロモーション in 台湾 2012
- iii. 台北国際旅行博

(b) 東北観光推進共同事業 (15,000 千円)

【結果】

当該事業は、「東北観光の認知度向上と、国内外の観光客等の誘致を推進し、観光産業の振興と東北経済の発展を図るため、東北観光推進機構が行なう事業に対し負担金を交付」することとしている。

東北観光推進機構（以下、本節において、「機構」と言う。）は、東北観光の認知度向上と、国内・海外の観光客等の誘致を推進し、観光産業の振興と東北経済の発展に寄与することを目的として、平成 19 年に設立されたものである。

機構は、平成 23 年度から平成 25 年度の指針として、「第 2 期中期実施計画」を策定、その概要を機構ホームページにて公表している。当該計画では、「東北への交流人口を増やして東北をもっと元気にしよう！」のコンセプトのもと、「東北をもっと知ってもらおう！」、「東北にもっと来てもらおう！」、「東北にもっと感動してもっともっと満足してもらおう！」、「東北はもっと連携してひとつになろう！」という 4 つの基本方針を打ち立て、それぞれについて、具体的な事業を行なっている。

秋田県と機構とのつながりとしては、機構の理事に観光文化スポーツ部長、顧問に秋田県知事が就任している。

機構の計画と秋田県の観光政策のつながりについて質問したところ、機構の事業は、県単独で事業を行なうよりも、東北全体として取り組んだ方が効果が高いと考えられる事業を行なっているものであり、秋田県の観光政策が機構の計画に包含されるものではなく、個別の事業単位での連携事例はあるものの、必ずしも機構の計画との紐付けで観光施策としての事業を組み立てているわけではない旨の回答を得た。なお、平成 24 年度において、具体的に機構の 4 つの方針に紐付けられた秋田県単独の事業は行なわれていない。

(c) 北東北三県観光立県推進事業 (9,034 千円)

【結果】

北東北三県観光立県推進事業は、「北東北三県の観光スポットをネットワーク化し、共同の情報発信事業を行なうなど、三県連携による観光振興を図るため、関係協議会等の事業費を負担する」ことを目的としている。

(d) 冬の魅力集中P R事業 (1,280千円)

【結果】

冬の魅力集中P R事業は、「冬季間の誘客を図るため、本県と青森県の観光事業者や行政、地元団体などが一体となって取り組む「十和田湖冬物語」の開催に要する経費に対し助成する」ことを目的としている。

当該事業費はすべて十和田湖冬物語実行委員会に対する補助金である。

(e) 民間タイアップ地域観光推進事業 (3,500千円)

【意見】

民間タイアップ地域観光推進事業は、「県外観光客の増加を図るため、県、JR東日本株式会社及び一般社団法人秋田県観光連盟で構成する「秋田密着型旅行商品開発促進協議会」へ負担金を支出する」ことを目的としている。

当該事業費はすべて秋田密着型旅行商品開発促進協議会に対する負担金である。

当該協議会が平成24年度に実施した事業の中に、秋田おもてなしガイドブックの作成、秋田観光おもてなしマイスターの育成がある。

前述のとおり、県を挙げての「おもてなしムーブメント」の取組が行なわれているが、そもそも、重点推進方針において、「おもてなしムーブメント」の取組推進を謳っているのは重点目標3においてである。

しかし、当該広域観光団体共同事業は重点推進方針の中では重点目標1の事業として実施されている。

つまり、重点推進方針で掲げたものを個別事業として実施しようとする場合、「おもてなしムーブメント」の取組促進を個別事業として実施するならば、重点目標3に紐付く事業として位置付けされるべきところを、実際は重点目標1の事業として実施されている。

そのため、基本方針的役割を果す重点推進方針と個別事業が必ずしも厳密に結びついているとは言えず、県としての方針を明文化しているにもかかわらず、これが個別事業まで落とし込めていない。このことは、重点推進方針の効果測定を困難にする原因となる。

したがって、今後、基本方針的役割を果す計画などが策定される場合には、それを実現するための個別事業を厳密に紐付けていく必要がある。

④観光連盟強化支援事業

A. 概要

当該事業は、「社団法人秋田県観光連盟の組織強化及び安定的な事業執行を推進するため、連盟が実施する誘客宣伝活動、情報発信、旅行商品造成事業等に助成を行なう」ことを目的としている。

B. 実施した手続

- ・事業概要について質問を実施した。
- ・歳出明細からサンプルを抽出し、歳出内容について質問を実施した。
- ・歳出明細からサンプルを抽出し、関連資料の閲覧、質問を実施した。

C. 結果、指摘および意見

【意見】

歳出内訳を確認したところ、当該事業費 31,480 千円のすべてが観光連盟への補助金であった。

秋田県によれば、当該補助金は、本来的には観光連盟が担うべき業務に係る経費のうち、観光連盟の公益的目的を踏まえて県が助成しているものであるとのことである。

ただし、観光連盟は一般社団法人であり、公益性が法的に認定された公益社団法人ではない。そのため、不特定多数の者の利益の増進に寄与しなくとも、一定の者の利益の増進に寄与していれば、その存在目的は果たされることになる。

本県観光連盟が、一定の者の利益の増進を目的とするならば、会員からの会費収入などの自己収入のみを持って事業経費をまかなうべきところであるが、会員外を含む秋田県観光全体に利益を供する事業も展開していることから、秋田県から補助金が助成されている。

このようなことから、秋田県は、観光連盟の公益的目的を踏まえつつも、観光連盟が一般社団法人であり、一定の者の利益の増進に寄与している面がある状況を鑑み、補助金の縮減を含めた検討をしていく必要がある。

なお、当該観光連盟については、すでに「1. 観光事業への取組について (2) 組織・業務分掌について ②秋田県観光連盟との関係について」においても言及しているため、当該箇所もあわせて参考されたい。

⑤男鹿水族館推進事業

当該事業は、「男鹿水族館の管理運営を指定管理者制度により、(株) 男鹿水族館に委託する」ものである。

当該事業費として計上されている 85,573 千円はすべて株式会社男鹿水族館に対する

る指定管理料の支払である。当該指定管理料については、後述の「3. 観光施設について (13) 男鹿水族館」を参照されたい。

⑥秋田ふるさと村推進事業

当該事業は、「秋田ふるさと村の管理運営を指定管理者制度により、(株) 秋田ふるさと村に委託する」ものである。当該事業費の内訳は以下のとおりである。

| | |
|------------|------------|
| ふるさと村指定管理料 | 163,871 千円 |
| 案内板用地賃貸料 | 850 千円 |
| その他 | 105 千円 |
| 合 計 | 164,826 千円 |

上記のとおり、当該事業費として計上されている 164,826 千円のうち、163,871 千円が株式会社秋田ふるさと村に対する指定管理料の支払である。当該指定管理料については、後述の「3. 観光施設について (2) 秋田県ふるさと村」を参照されたい。

⑦施設管理費

当該事業は、「観光施設等の維持管理に要する経費」（電気料、除雪費、土地賃貸借料など）を支出するものである。

| | |
|---------------------|-----------|
| 田沢湖スキー場土地賃借料 | 5,392 千円 |
| 新玉川リゾート基盤道路除雪業務委託 | 3,708 千円 |
| 新玉川リゾート基盤施設維持管理業務委託 | 1,218 千円 |
| その他 | 1,413 千円 |
| 合 計 | 11,732 千円 |

田沢湖スキー場に関する事項については、後述の「3. 観光施設について (12) 田沢湖スキー場」を参照されたい。また、新玉川リゾート基盤道路除雪業務委託、および、新玉川リゾート基盤施設維持管理業務委託については、後述の「3. 観光施設について (14) 新玉川リゾート基盤施設」を参照されたい。

⑧男鹿水族館リニューアル事業

当該事業は、「男鹿水族館をより利用者に親しまれ、喜ばれる施設とするため、リニューアルを実施する」ことを目的としている。

⑨観光施設等緊急修繕事業

A. 概要

当該事業は、「利用者の安全・安心・快適な利用を目的として修繕を実施する」ものである。当該事業費の内訳は以下のとおりである。

| | |
|---------------------------------|-----------|
| 仁賀保高原サイクリングロード関連 | 57,324 千円 |
| 田沢湖スキー場銀嶺クワッドリフト握索装置オーバーホール事業業務 | 35,980 千円 |
| その他 | 4,267 千円 |
| 合 計 | 97,572 千円 |

B. 実施した手続

- ・事業概要について質問を実施した。
- ・歳出明細からサンプルを抽出し、歳出内容について質問を実施した。

C. 結果、指摘および意見

【結果】

仁賀保高原サイクリングロードは平成 25 年 1 月ににかほ市に無償譲渡されているが、当該無償譲渡および無償譲渡直前の修繕実施についての経緯は次のとおりである。

先ず、そもそも当該施設は、にかほ市の要望により県の負担のもと設置されたものであった。そのため、にかほ市が独自に設置した周辺観光施設と一体的に管理する方がより効果的・効率的に運営できるという考えのもと、かねてよりにかほ市に対する譲渡の可能性が検討されてきた。

その折、平成 23 年 8 月に、県が当該施設を修繕することを前提に譲渡を受けることをにかほ市が表明したため、この度の修繕工事、および無償譲渡に至ったとのことであった。なお、譲渡の前年度における仁賀保高原サイクリングロードの指定管理者者はにかほ市であった。

⑩東アジア観光誘客拡大事業

A. 概要

当該事業は、「台湾をはじめ訪日旅行意欲が旺盛で、将来性の高い市場である香港や中国など「東アジア」からの観光客誘客を図るため、秋田泊旅行商品の造成拡大と一般消費者に向けた情報発信等を行なう」ことを目的としたものである。当該事業は、誘客プロモーション事業と”おいでよ秋田へ”情報発信強化事業に大別される。

当該事業費の内訳は以下のとおりである。

| | |
|-------------------|-----------|
| 誘客プロモーション事業 | 12,774 千円 |
| ”おいでよ秋田へ”情報発信強化事業 | 2,100 千円 |
| 合 計 | 14,874 千円 |

B. 実施した手続

- ・事業概要について質問を実施した。
- ・歳出明細からサンプルを抽出し、歳出内容について質問を実施した。
- ・歳出明細からサンプルを抽出し、関連資料の閲覧、質問を実施した。

C. 結果、指摘および意見

【結果】

誘客プロモーション事業のうち、9,668千円については観光連盟への業務委託費の支払である。秋田県は観光連盟に対し、誘客プロモーション事業として、東アジア現地コーディネーター設置事業、秋田泊旅行商品造成・販売促進事業、秋田へのアクセス確保対策事業、北京天津訪日市場開拓事業を委託している。

なお、秋田県と観光連盟の関係性については、「1. 観光事業への取組について（2）組織・業務分掌について ②秋田県観光連盟との関係について」で言及しているため、当該箇所を参照されたい。

⑪韓国ドラマロケ地ブランド化推進事業

A. 概要

当該事業は、「韓国ドラマ「アイリス2」の誘致やロケ支援」を目的としている。

当該事業費の内訳は以下のとおりである。

| | |
|----------------------|----------|
| 韓国ドラマ秋田サポート委員会負担金 | 37,040千円 |
| 「アイリス2」ロケ誘致事業業務委託費 | 5,409千円 |
| ロケ地ブランド化推進員配置事業 | 4,259千円 |
| アイリスミュージアムイベント等業務委託費 | 962千円 |
| その他 | 553千円 |
| 合 計 | 48,223千円 |

B. 実施した手続

- ・事業概要について質問を実施した。
- ・歳出明細からサンプルを抽出し、歳出内容について質問を実施した。
- ・歳出明細からサンプルを抽出し、関連資料の閲覧、質問を実施した。

C. 結果、指摘および意見

【意見】

韓国ドラマ秋田サポート委員会に対する負担金については、先ず秋田県側でどの程度負担金が拠出できるかが決定され、これに応じ委員会が負担金の使途としての事業内容を決めるとのことであった。このような場合、負担金の金額が、本来必要な金額よりも多くなってしまっている可能性がある。

すなわち、委員会の事業計画に基づく負担金の金額ではないため、受領した負担金は自由に使い得ることから、事業費削減のインセンティブははたらかない。

ここで、秋田県からの負担金は税金が財源となっているため、予算が付くから付いただけ使用する、という可能性を排除し、真に効果のある事業のみを行なうべきである。

当該負担金については、その内訳の大半があらかじめ決定されている韓国ドラマへの撮影協力負担金であると言う特殊事情があるものの、負担金の金額の決定方法については、出来る限り、先ず委員会に事業計画の提出を求め、これを基に折衝を繰り返し、負担金の金額を決定していくというプロセスとすべきである。

なお、これは本件に限らず、このようなプロセスを経て金額が決定される他の負担金についても同様である。

【結果】

ロケ地ブランド化推進員配置事業は、「2. 個別の事業について (2) 個別事業（観光費）①緊急雇用対策・観光事業」にて言及したとおり、秋田県の緊急雇用対策事業として実施されたものである。

| 実施主体 (県担当課名) | 事業名 | 類型 | 事業内容 | 事業区分 | 金額 (千円) | 新規雇用 人数 (人) |
|-----------------|-----------------|------------|--|------|------------|-------------------|
| 観光振興課 | ロケ地ブランド化推進員配置事業 | 重点分野雇用創出事業 | 主要交通ターミナルとロケ地等間を結ぶ二次アクセスの状況や、ロケ地に関連した観光情報等の収集・整理を行い、WEBサイトやリーフレット等での情報発信により観光客の利便性向上を図るほか、アイリス関連情報を発信する特別展を企画し、各ロケ地のネットワーク化を図るスタッフを雇用する。 | 直接 | 4,273 | 4 |

(県ホームページおよび県提出資料に基づき監査人が作成)

上記、新規雇用者については、実施要領において、本人が失業者であることの確認が求められている。これにつき、県が確認を行なった書類の閲覧を実施したところ、すべての新規雇用者について、確認が行なわれていた。

また、重点分野雇用創出事業については、新規雇用者の就業期間は原則1年以内とされているが、これを超える雇用はなされていないことについても確認が行なわれていた。

なお、「アイリス2」ロケ誘致事業、アイリスミュージアムイベント等業務については観光連盟に委託している。秋田県と観光連盟の関係性については、「1. 観光事業への取組について (2) 組織・業務分掌について ②秋田県観光連盟との関係について」で言及しているため、当該箇所を参照されたい。

⑫「おもてなしの秋田」再構築事業

A. 概要

当該事業は、「国内外からの観光客を増やすために観光関係者の意識改革を促し、受入態勢の底上げを図る」ことを目的としている。当該事業は、秋田おもてなし力向上事業とペットもウェルカム推進事業とに大別される。

秋田おもてなし力向上事業は、「先進的な取組をしている宿泊施設において本県の経営者や従業員に実務研修を実施し意識改革を図る」ことを目的としている。一方、ペットもウェルカム推進事業は、「ペットを連れた観光客がスムーズに観光を楽しめるようにペット受入観光施設のネットワーク化及び情報収集・発信、ペット受入態勢整備を行なう」ことを目的としている。当該事業費の内訳は以下のとおりである。

| | |
|------------------|----------|
| ペットもウェルカム事業 | 8,558千円 |
| 宿泊施設経営トップ等意識改革事業 | 1,806千円 |
| その他 | 99千円 |
| 合計 | 10,463千円 |

B. 実施した手続

- 事業概要について質問を実施した。
- 歳出明細からサンプルを抽出し、歳出内容について質問を実施した。
- 歳出明細からサンプルを抽出し、関連資料の閲覧、質問を実施した。

C. 結果、指摘および意見

【結果】

ペットもウェルカム事業は、「2. 個別の事業について (2) 個別事業（観光費）

①緊急雇用対策・観光事業」にて言及したとおり、秋田県の緊急雇用対策事業として実施されたものである。

| 実施主体 (県担当課名) | 事業名 | 類型 | 事業内容 | 事業区分 | 金額 (千円) | 新規雇用 人数 (人) |
|-----------------|---------------|------------|--|------|------------|-------------------|
| 観光振興課 | ペットもウェルカム推進事業 | 重点分野雇用創出事業 | ペットを同伴の観光客を誘致を目的として、ペットツーリズムを推進するために、関係観光団体のネットワーク化を推し進め、連携キャンペーンを企画する他、マップや共通のぼりを作成する。また、ホームページの強化やペット情報誌に広告を出すことにより、情報発信を行う。 | 委託 | 8,558 | 4 |

(県ホームページおよび県提出資料に基づき監査人が作成)

当該事業の委託について、実施要領の中で、委託契約等に含めなければならない事項が列挙されていることは前述のとおりである。これにつき、契約書等を閲覧したところ、上記に違反する契約書等は認められなかった。

⑬秋田デスティネーションキャンペーン推進事業

A. 概要

当該事業は、「平成25年度のデスティネーションキャンペーン（DC）開催などを契機に、本県の観光を総合戦略産業としてステップアップさせるため、行政と民間が一体となった取組を3年間にわたり集中的に実施する」ことを目的としている。

当該事業は、秋田県観光キャンペーン推進協議会への負担金支出、プレDC首都圏オープニングイベントなどの実施、キャンペーンムード盛り上げ推進事業、秋田・山形・新潟連携観光PR事業に大別される。当該事業費の内訳は以下のとおりである。

| | |
|-------------------------|-----------|
| 秋田県観光キャンペーン推進協議会への負担金支出 | 55,000 千円 |
| プレDC首都圏オープニングイベント等の実施 | 14,973 千円 |
| キャンペーンムード盛り上げ推進事業 | 10,100 千円 |
| 秋田・山形・新潟連携観光PR事業 | 4,650 千円 |
| 合 計 | 84,725 千円 |

B. 実施した手続

- ・事業概要について質問を実施した。
- ・歳出明細からサンプルを抽出し、歳出内容について質問を実施した。
- ・歳出明細からサンプルを抽出し、関連資料の閲覧、質問を実施した。

C. 結果、指摘および意見

(a) 秋田県観光キャンペーン推進協議会への負担金支出（55,000 千円）

【結果】

秋田県観光キャンペーン推進協議会とは、平成 25 年秋実施の JR グループと地方自治体が連携して進めるデスティネーションキャンペーンを機会に、当該キャンペーンの誘客宣伝効果を広く全県域にもたらすために、県、市町村、各種団体および民間が一体となって推進体制を構築することを目的として設立されたものである。

平成 25 年 4 月 26 日実施の当該協議会総会資料によると、平成 24 年度に実施した事業は以下のとおりである。

| |
|-------------------|
| 1 宣伝広報事業 |
| (1) 駅媒体等活用宣伝広告 |
| (2) インターネット活用情報発信 |
| (3) 各種メディア活用情報発信 |
| (4) 航空会社タイアップ情報発信 |
| 2 誘客対策事業 |
| (1) 誘客プロモーション |
| (2) 着地型誘客キャンペーン等 |
| 3 受入態勢整備事業 |
| (1) 歓迎ムード醸成事業 |
| (2) その他事業 |

(b) プレDC首都圏オープニングイベント等の実施 (14,973千円)

【結果】

プレDC首都圏オープニングイベント等は、「プレDCの開催に合わせ、首都圏及び秋田市内で、食農観連携によるイベント等を開催する」ものである。当該事業費のうち、大部分を占めるものが「ふるさと秋田まつり in 有楽町 2012」業務委託料（11,438千円）である。

当該事業の委託契約先は社団法人秋田県観光連盟であり、契約形態は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして随意契約となっている。また、随意契約の場合に原則2人以上からの徴収が必要とされている見積書については、財務規則第172条第1項第4号「契約内容の特殊性により、相手方が特定される工事請負等」に該当するものとして単独見積となっている。なお、委託料の支払については、地方自治法施行令第163条第2号「補助金、負担金、交付金及び委託費」に該当するものとして前金払としている。

秋田県と観光連盟の関係性については、「1. 観光事業への取組について (2)組織・業務分掌について ②秋田県観光連盟との関係について」で言及しているため、当該箇所を参照されたい。

(c) キャンペーンムード盛り上げ推進事業 (10,100千円)

【結果】

キャンペーンムード盛り上げ推進事業は、「DCに対する県民の認知度向上とキャンペーンムードの醸成を図るために、PR活動等を行なう」ものである。

当該事業は、「2. 個別の事業について (2) 個別事業（観光費）①緊急雇用対策・観光事業」にて言及したとおり、秋田県の緊急雇用対策事業として実施されたものである。

| 事業名 | 類型 | 事業内容 | 事業区分 | 金額(千円) | 新規雇用人数(人) |
|-------------------|------------|--|------|--------|-----------|
| キャンペーンムード盛り上げ推進事業 | 重点分野雇用創出事業 | 平成25年度に開催されるデスティネーションキャンペーン(DC)を広く県民に周知し、機運醸成を図るために、「キャンペーンムード盛り上げ隊」を結成するとともに、DC情報の共有化を図るためにメールマガジン等による広報活動を行なう。 | 直接 | 10,100 | 6 |

(県ホームページおよび県提出資料に基づき監査人が作成)

上記、新規雇用者については、実施要領において、本人が失業者であることの確認が求められている。これにつき、県が確認を行なった書類の閲覧を実施したところ、すべての新規雇用者について、確認が行なわれていた。

また、震災等緊急雇用対応事業については、新規雇用者の就業期間は原則1年以内とされているが、これを超える雇用はなされていないことについても確

認が行なわれていた。

(d) 秋田・山形・新潟連携観光PR事業（4,650千円）

【結果】

秋田・山形・新潟連携観光PR事業は、「日本海沿岸地域への誘客と観光流動の促進を図るため、3県連携による取組を実施する」ものである。

当該事業の委託契約先は社団法人秋田県観光連盟であり、契約形態は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして随意契約となっている。また、随意契約の場合に原則2人以上からの徴収が必要とされている見積書については、財務規則第172条第1項第4号「契約内容の特殊性により、相手方が特定される工事請負等」に該当するものとして単独見積となっている。なお、委託料の支払については、地方自治法施行令第162条第6号「経費の性質上概算をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの」に該当し、秋田県財務規則第93条の2第5号「委託費」に該当するものとして概算払としている。

秋田県と観光連盟の関係性については、「1. 観光事業への取組について (2) 組織・業務分掌について ②秋田県観光連盟との関係について」で言及しているため、当該箇所を参照されたい。

⑭東北地域への観光誘客事業

A. 概要

当該事業は、「震災で落ち込んでいる東北地域への観光復興を図るため、被災地との連携による誘客イベント等を実施し、観光流動を促進する」ことを目的としている。

B. 実施した手続

- ・事業概要について質問を実施した。
- ・歳出明細からサンプルを抽出し、歳出内容について質問を実施した。

C. 結果、指摘および意見

【結果】

当該事業費のうち、11,741千円は観光連盟への業務委託費の支払であった。秋田県と観光連盟の関係性については、「1. 観光事業への取組について (2) 組織・業務分掌について ②秋田県観光連盟との関係について」で言及しているため、当該箇所を参照されたい。

⑯「冬の秋田でぬぐだまろう」推進事業

A. 概要

当該事業は、「プレDCの誘客効果を観光需要が落ち込む冬季にも切れ目なくつなげていくため、首都圏において秋田の冬祭り等をテーマに誘客宣伝イベント等を実施する」ことを目的としている。当該事業費の内訳は以下のとおりである。

| | |
|-----------------------------|----------|
| 「冬の秋田でぬぐだまろう」推進事業業務 | 20,308千円 |
| 冬季観光キャンペーン集中宣伝事業 | 3,801千円 |
| 冬の秋田観光キャンペーンポスター・ガイドブック制作関連 | 5,666千円 |
| 秋田DCカウントダウンイベント実施事業 | 3,600千円 |
| その他 | 4,089千円 |
| 合計 | 37,464千円 |

B. 実施した手続

- ・事業概要について質問を実施した。
- ・歳出明細からサンプルを抽出し、歳出内容について質問を実施した。
- ・歳出明細からサンプルを抽出し、関連資料の閲覧、質問を実施した。

C. 結果、指摘および意見

【結果】

当該事業のうち、「冬の秋田でぬぐだまろう」推進事業業務、および、冬季観光キャンペーン集中宣伝事業については観光連盟に業務委託している。秋田県と観光連盟の関係性については、「1. 観光事業への取組について (2) 組織・業務分掌について ②秋田県観光連盟との関係について」で言及しているため、当該箇所を参照されたい。

⑯観光宣伝諸費

A. 概要

当該事業は、「観光宣伝等に要する経費」（観光パンフレットの作成、臨時職員賃金など）を支出するものである。当該事業費の内訳は以下のとおりである。

| | |
|-------------|-----------|
| 観光宣伝資料作成事業 | 7,900 千円 |
| 観光ビニール袋作成 | 1,599 千円 |
| 日本観光振興協会会費等 | 930 千円 |
| その他 | 3,879 千円 |
| 合 計 | 14,309 千円 |

B. 実施した手続

- ・事業概要について質問を実施した。
- ・歳出明細からサンプルを抽出し、歳出内容について質問を実施した。
- ・歳出明細からサンプルを抽出し、関連資料の閲覧、質問を実施した。

C. 結果、指摘および意見

【結果】

当該事業のうち、観光宣伝資料作成事業については観光連盟に委託している。秋田県と観光連盟の関係性については、「1. 観光事業への取組について (2) 組織・業務分掌について ②秋田県観光連盟との関係について」で言及しているため、当該箇所を参照されたい。

(3) 個別事業（その他観光関連経費）

①秋田県イメージアップ戦略推進事業

A. 概要

当該事業は、「コミュニケーションデザイン「あきたびじょん」のPRを全国に向けて本格的に展開し、「秋田」に目を向けさせるとともに、各種マスメディアやソーシャルメディア等を通じて秋田の本質的な魅力を発信することにより、本県のイメージアップを図り、誘客促進や県産品販路拡大へつなげていく」ことを目的としている。当該事業費の内訳は以下のとおりである。

| | |
|------------------------|------------|
| アドバイザーによる総合プロデュース | 13,863 千円 |
| 秋田を売り込む新広報デザインの制作 | 10,530 千円 |
| 交通広告の活用 | 48,589 千円 |
| あきたびじょんコミュニケーション展開 | 36,766 千円 |
| ソーシャルメディアを活用した魅力の発信 | 6,039 千円 |
| マスメディアに対する広報活動の展開 | 21,000 千円 |
| 在京テレビキー局等との制作協力による情報発信 | 14,586 千円 |
| 県出身者・県ゆかりの人との連携 | 2,728 千円 |
| 情報運用力を持つ人材の育成 | 2,704 千円 |
| 合 計 | 156,809 千円 |

B. 実施した手続

- ・事業概要について質問を実施した。
- ・歳出明細からサンプルを抽出し、歳出内容について質問を実施した。
- ・歳出明細からサンプルを抽出し、関連資料の閲覧、質問を実施した。

C. 結果、指摘および意見

【結果】

当該事業のうち、以下のものについては、「2. 個別の事業について (2) 個別事業（観光費）①緊急雇用対策・観光事業」にあるように、厚生労働省の緊急雇用創出事業に基づくものである。

| 事業名 | 類型 | 事業内容 | 事業区分 | 金額(千円) | 新規雇用人数(人) |
|-------------------|------------|---|------|--------|-----------|
| ソーシャルメディア活用情報発信事業 | 重点分野雇用創出事業 | 県のコミュニケーションデザインのPR展開と並行して秋田の情報に関心を寄せるファンを増やすため、Facebook等ソーシャルメディアを活用して秋田の本質的な魅力を発信する者を雇用する。 | 委託 | 6,039 | 2 |

(県ホームページおよび県提出資料に基づき監査人が作成)

当該事業の委託について、実施要領の中で、委託契約等に含めなければならない事項が列挙されていることは前述のとおりである。これにつき、契約書等を閲覧したところ、上記に違反する契約書等は認められなかった。

②韓国国際観光推進事業

A. 概要

当該事業は、「韓国との交流事業や誘客促進事業の実施にあたり、韓国関係者との連絡調整、通訳などの業務を行なう国際交流員を配置する」こと、および、「韓国国際定期便を活用し、本県の国際化と外国からの観光客誘致を推進し、県全体の観光振興と交流人口の拡大による地域活性化を図る」ことを目的としている。当該事業費の内訳は以下のとおりである。

| | |
|-------------------------|-----------|
| 韓国現地コーディネーター事業業務委託費 | 7,199 千円 |
| 韓国から秋田への旅行商品造成支援事業業務委託料 | 4,062 千円 |
| その他（国際交流員配置費等） | 3,667 千円 |
| 合 計 | 14,929 千円 |

B. 実施した手続

- 事業概要について質問を実施した。
- 歳出明細からサンプルを抽出し、歳出内容について質問を実施した。
- 歳出明細からサンプルを抽出し、関連資料の閲覧、質問を実施した。

C. 結果、指摘および意見

(a) 韓国現地コーディネーター事業委託費（7,199千円）

【結果】

当該事業は、「韓国の旅行会社による秋田泊旅行商品の造成を促進するため、航空業界・旅行業界事情などに精通している「現地コーディネーター」を韓国に設置し、マーケットの情報収集・分析を行なうとともに、セールスプロモーション活動を強化する」および「インターネットを活用した県内観光地、旅行商品等のPRを行い、韓国から秋田への誘客促進を図ることを目的としている。

具体的にはコーディネーターの選任等、コーディネーター活動の管理監督、インターネットを活用した情報発信を行なうものである。

当該事業の委託契約先は社団法人秋田県観光連盟であり、契約形態は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして随意契約となっている。また、随意契約の場合に原則2人以上からの徴収が必要とされている見積書については、財務規則第172条第1項第4号「契約内容の特殊性により、相手方が特定される工事請負等」に該当するものとして単独見積となっている。なお、委託料の支払については、地方自治法施行令第163条第2号「補助金、負担金、交付金及び委託費」に該当するものとして前金払としている。秋田県と観光連盟の関係性については、「1. 観光事業への取組について (2) 組織・業務分掌について ②秋田県観光連盟との関係について」で言及しているため、当該箇所を参照されたい。

(b) 韓国から秋田への旅行商品造成支援事業業務委託料（4,062千円）

【結果】

当該事業は、「秋田空港を発着する韓国との定期便を利用して、県内に送客する韓国内の旅行業者に対し、旅行商品の造成等の取組を促すことで、より一層韓国からの利用促進を図ることを目的としている。当該事業についても委託契約先は社団法人秋田県観光連盟となっている。秋田県と観光連盟の関係性については、「1. 観光事業への取組について (2) 組織・業務分掌について ②秋田県観光連盟との関係について」で言及しているため、当該箇所を参照されたい。

③農山漁村コミュニティ・ビジネス総合推進事業

A. 概要

当該事業は、「地域資源を活用した体験型旅行企画の実施による地域づくりの実証を行なうほか、農家民宿等の開業支援やグリーン・ツーリズムの情報発信、売り込み強化を図ること」を目的としている。当該事業は、ビジネスモデル実証事業、グリーン・ツーリズム推進事業に大別される。当該事業費の内訳は以下のとおりである。

| | |
|----------------|-----------|
| グリーン・ツーリズム推進事業 | 23,734 千円 |
| ビジネスモデル実証事業 | 7,563 千円 |
| 合 計 | 31,298 千円 |

B. 実施した手続

- 事業概要について質問を実施した。
- 歳出明細からサンプルを抽出し、歳出内容について質問を実施した。
- 歳出明細からサンプルを抽出し、関連資料の閲覧、質問を実施した。

C. 結果、指摘および意見

【結果】

当該事業のうち、以下のものについては、「2. 個別の事業について (2) 個別事業（観光費） ①緊急雇用対策・観光事業」にあるように、厚生労働省の緊急雇用創出事業に基づくものである。

| 事業名 | 類型 | 事業内容 | 事業区分 | 金額(千円) | 新規雇用人数(人) |
|-----------------------|-------------|---|------|--------|-----------|
| コミュニティ・ビジネス推進緊急雇用創出事業 | 震災等緊急雇用対応事業 | 秋田のグリーン・ツーリズムや農林水産物を売り込むため、民間企業の技術やプロジェクトを活用し情報発信戦略を強化する。また、平成25年のJRのデスティネーションキャンペーンに向けて「食・農・観」連携の一層の推進、多様な媒体による本県の魅力の積極的PRを推進する。 | 委託 | 19,892 | 7 |

(県ホームページおよび県提出資料に基づき監査人が作成)

当該事業の委託について、実施要領の中で、委託契約等に含めなければならない事項が列挙されていることは前述のとおりである。これにつき、契約書等を閲覧したところ、上記に違反する契約書等は認められなかった。

④がんばる食農観ビジネス応援事業

当該事業は、「豊富な食・農・観資源を活かした産業振興のため、民間事業者が中心となった、地域資源を活用したビジネス実践の拠点づくりを行なうとともに、県内で行なわれる集客イベントを支援し、秋田の食農観の魅力を全国に発信する」ことを目的としている。当該事業は、食農観ビジネス等推進重点支援地域形成事業、食農観秋田の食売り出し応援事業に大別される。

食農観ビジネス等推進重点支援地域形成事業は、「地域資源を活かした商品開発や販売促進、観光誘客等を意欲的に推進する地域の取組を支援する」ものである。

一方、食農観秋田の食売り出し応援事業は、「秋田県の食文化等を活用した、民間主体の大型観光キャンペーンと連動した集客イベントについて支援する」ものである。

| | |
|----------------------|-----------|
| 食農観ビジネス等推進重点支援地域形成事業 | 25,000 千円 |
| 食農観秋田の食売り出し応援事業 | 4,000 千円 |
| その他 | 864 千円 |
| 合 計 | 29,864 千円 |

⑤県外・海外事務所運営費

当該事業は、「県外（大阪、名古屋、福岡）事務所等及び海外（ソウル）事務所の管理運営に要する経費」を支出するものである。

| | | |
|--------|-----------------------|-----------|
| 大阪事務所 | 北東北三県大阪合同事務所運営協議会負担金 | 12,097 千円 |
| | アンテナショップ賃料 | 11,622 千円 |
| | その他 | 1,826 千円 |
| | 事務所 合計 | 25,546 千円 |
| 名古屋事務所 | 北東北三県名古屋合同事務所運営協議会負担金 | 7,815 千円 |
| | ショーウィンドウ等賃貸料 | 217 千円 |
| | その他 | 1,187 千円 |
| | 事務所 合計 | 9,219 千円 |
| 福岡事務所 | 北東北三県福岡合同事務所運営協議会負担金 | 17,062 千円 |
| | 事務所賃借料・共益費 | 13,787 千円 |
| | その他 | 2,494 千円 |
| | 事務所 合計 | 33,344 千円 |
| その他 | ソウル事務所設置運営業務委託費 | 8,800 千円 |
| | その他 | 492 千円 |
| | その他 合計 | 9,292 千円 |
| 合 計 | | 77,403 千円 |

⑥男鹿水族館災害復旧事業

当該事業は、平成 24 年 4 月に発生した暴風雨などの影響により、男鹿水族館の冷却塔などの施設が損壊したことから、入館者の安全かつ快適な鑑賞環境や、良好な飼育環境を確保するため、緊急に復旧工事を行なうこととしている。当該男鹿水族館に関する事項については、後述の「3. 観光施設について (13) 男鹿水族館」を参照されたい。

3. 観光施設について

(1) 共通事項

①実施した手続

- ・入手資料などの閲覧、質問による当該施設の概況把握を行なった。
- ・施設の現地調査（秋田県ふるさと村および秋田県田沢湖スキー場のみ）を実施した。
- ・関係書類の閲覧、照合、分析を行なった。
- ・固定資産の実地照合、視察、管理状況の把握（秋田県ふるさと村および秋田県田沢湖スキー場のみ）を行なった。
- ・当該施設の会計処理および決算書の適切性の検討を行なった。
- ・施設の利用度および市民にとっての必要性の検討を行なった。
- ・県の適切な関与および関与する必要性の検討（第三セクターのみ）を行なった。

なお、各施設の①概要については、各施設の条例および管理運営状況等評価票、経営概要書を要約したものである。

②結果、指摘および意見

A. 指定管理者の公募・選定について

【意見】

平成24年度中に指定管理者として選定されていた指定管理者について、指定管理者の候補者選定委員会による選定結果を見ると、選定の対象となった施設のすべてにおいて候補者は1者のみであり、候補者のすべてが指定管理者として選定されている。

指定管理者の候補者の募集は原則公募で実施することとなっており、公募に当たっては募集要項を県の公報およびホームページに登載する。公募期間は2か月である。

その後、部局長、次長、主管課長、施設所管課長、外部の有識者など5名以上（委員の過半数は外部委員としなければならない）の委員で構成する候補者選定委員会を設置し選定することとなる。

ここで、指定管理者制度の運用に係るガイドラインによると、指定管理者の候補者として申請するためには、県内の業者であることが要件として定められている。秋田県によれば、県内産業の振興および育成、県内における雇用創出の観点から県内要件を設定しており、県内経済状況に大幅な改善が見られないことから当該要件を存置しているとのことである。そのため、現在のところ県外の業者が指定管理者の候補者となることができない状況である。

指定管理者制度導入の目的は、「多様化する住民ニーズに、より効果的、効

率的に対応するため、民間事業者のノウハウを活用し、利用者に対するサービスの向上や管理に要する経費の縮減等を図る」と定められており、当該目的を達成するためにも幅広く指定管理者を募集することが必要だと考えられる。とりわけ、観光施設については全国各地にノウハウを持った事業者が存在するため、これらの業者についても指定管理者の候補者となれるようにすべきであり、県内業者であることを要件とする現在のガイドラインを改定することを検討することが必要である。

B. 施設の利用料金について

【意見】

秋田県によれば、指定管理者制度を採用している観光戦略課所管の公の施設で、施設の利用料金以外に指定管理料を収入とする、いわゆる利用料金併用制をとっている指定管理者は、「株式会社秋田ふるさと村」と「株式会社男鹿水族館」の2社である。利用料金併用制は、施設の利用料金のみで施設の運営が困難な場合に、不足する部分について公費で賄う制度である。施設の運営は、本来、施設の利用の対価として徴収された利用料金のみでされるべきであり、利用料金により施設の維持・管理運営に要する経費を賄うことが望ましく、運営に必要な費用は、基本的には施設の利用者である受益者が負担する必要があると考えられる。つまり、利用料金併用制ではなく、本来は施設の利用料金のみで施設を運営する完全利用料金制にするべきである。しかし、実際には利用料金だけでは施設の運営が困難な施設もあるため、公費が投入されているのが現実である。そのため、実際は施設を利用していない人も施設の運営に不足する部分について間接的に負担していることになる。

前述のとおり、指定管理者制度導入の目的は、「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間事業者のノウハウを活用し、利用者に対するサービスの向上や管理に要する経費の縮減等を図る」とされているため、指定管理者は提供するサービスの質を下げることなく利用者の負担を最小限にする施策が必要であり、施設の利用率や稼働率などの利用状況を十分に把握し運営することが求められる。

ここで、秋田県ふるさと村および男鹿水族館の利用料金の設定について考察する。現在、施設の通常利用料金は秋田県ふるさと村および男鹿水族館とともに年間を通じて同料金の設定となっており、割引料金は、秋田県ふるさと村および男鹿水族館とともに団体割引、シルバー割引、福祉割引を実施している。その他、男鹿水族館については年間パスポートや学校授業料金の設定もある。このように利用料金の各種割引については検討しているが、閑散期と繁忙期で料金設定を変えるなどの方策はとられていない。両施設の年間利用者数をみると（年間の利用者数については各施設

の「C.月別入場者数・利用者数」を参照）、夏場がピークであり冬場は著しく利用者が減少しているのが見てとれる。冬場の閑散期にいかに集客できるかが課題であり、そのため、冬場の閑散期に利用料金を低く設定することなど、更に集客力を高める施策を検討することが必要である。

【施設名】秋田県ふるさと村

(単位：円)

| 有料施設名 | 一般（18歳以上） | 学生 | 小・中学生 |
|------------|-----------|-----|-------|
| 星空探検館スペーシア | 500 | 400 | 300 |
| ワンダーキャッスル | 500 | 400 | 300 |
| チューチュートレイン | 400 | 400 | 200 |

※幼児無料、ただしチューチュートレインは2歳以下無料。

※学生：高校生、18歳以上の大学生・高専生を含む。

| 割引名 | 割引 |
|---------------|-----|
| 団体割引（20名以上） | 1割引 |
| シルバー割引（70歳以上） | 1割引 |
| 福祉割引 | 半額 |

【施設名】秋田県立男鹿水族館

●普通料金

(単位：円)

| おとな | 小・中学生 | 福祉（おとな） | 福祉（小・中学生） |
|-------|-------|---------|-----------|
| 1,000 | 400 | 700 | 250 |

●割引料金

| 割引名 | おとな | 小・中学生 |
|-------------|-----|-------|
| 団体料金（20名以上） | 800 | 300 |
| 福祉の日（水・木） | 500 | 200 |

| | |
|--------|-----|
| シルバー割引 | 700 |
|--------|-----|

※後期高齢者（長寿）医療制度に該当する75歳以上の方

●学校授業料金

| 小・中学生 |
|-------|
| 200 |

●年間パスポート

| おとな | 小・中学生 |
|-------|-------|
| 2,500 | 1,000 |

(各施設のホームページを基に監査人が作成)

C. 施設利用率向上の施策について

【意見】

施設の利用率向上の施策の一つとして、料金面での工夫が挙げられる。現在、指定管理者制度を採用している観光戦略課所管の公の施設では、団体割引やシルバー割引、福祉割引などの一般的な割引制度は採用しているものの、利用率を向上させるような料金面での工夫が不足しているように考えられる。

料金面での工夫の一つとして特別な割引制度や季節料金などがある。特別な割引制度は、たとえば、青森県営浅虫水族館では前日の降雪量により割引率を設定する「降雪割引」を採用している。また、名古屋港水族館では、小・中学生および幼児（4歳以上）が、二親等内の親族である両親・祖父母・高校生以上の兄弟姉妹と一緒に購入または小・中学生、幼児（4歳以上）の兄弟姉妹が同時に購入した場合には料金を割引する「家族割引」を採用している。更に、千葉市民ゴルフ場は、対象期間中にプレーした領収証5枚集めると次回のプレー料金を割り引く「回数割引」を採用している。この他には、多くの施設で他社や他の施設と提携して料金を割り引く「提携割引」などもある。季節料金は、主に閑散期と繁忙期の料金体系を変えることにより年間を通じて収益を安定させる施策である。たとえば、いわき市遠野オートキャンプ場や高知県立土佐西南大規模公園（オートキャンプ場）、群馬県青少年自然の家など多くの施設で採用されている。

このように、施設の利用率向上の施策としての料金面での工夫は多種存在している。秋田県としては、施設の利用率向上を図ることにより観光客の増加に繋がることから、たとえ完全利用料金制度を採用している施設であっても、施設の利用率を向上させるためにさらなる料金面での工夫を検討することが必要である。

D. 指定管理者導入施設の評価制度について

【意見】

「秋田県指定管理者制度導入施設における評価実施要領」において、指定管理者の業務改善を促し、もってサービス水準の向上ならびに当該施設の目的に照らした運営の適切性および効率性の確保を図ることを目的として、指定管理者制度導入施設の管理状況などの評価を実施すると定められている。

評価の実施は、一次評価と二次評価の二段階で行なわれる。先ず、一次評価については、指定管理者が当該年度の利用目標の達成状況、利用者満足度の状況、管理運営体制の状況およびサービス向上に向けた取組の実施状況の4つの観点について、各評価項目ごとに自己評価するとともに、その結果を事業報告書における管理業務の実施状況に関する事項および管理施設の利用状況に関する事項の一部として、翌年度4月末までに県に報告する。

次に、二次評価については、県は指定管理者から提出された自己評価（一次

評価）に基づき、必要に応じてヒアリングおよび実地調査を実施し二次評価を行なうこととされている。

表1は各施設の一次評価と二次評価をまとめたものである。県が実施している二次評価は一次評価と同一の結果になっているのがわかる。

前述した4つの観点のうち、（観点III）管理運営体制の状況（表2）および（観点IV）サービス向上に向けた取組の実施状況（表3）については、評価項目が記載しており、各評価項目ごとに指定管理者および県が採点している。二次評価の採点についてヒアリングしたところ、（観点III）管理運営体制の状況（表2）の⑤備品は適切に管理されているかという中の「備品台帳に記載されている備品が全て揃っている」という評価項目については、実際現物が揃っているか確認したわけではなく、指定管理者の一次評価をそのまま利用した結果であることが判明した。

各評価項目については、ある一時点で達成していればよいものではなく、指定管理期間を通じて達成している必要があるため、二次評価者である県のモニタリングは非常に重要な役目を果たすことになる。しかしながら、一次評価をそのまま利用することは、指定管理者の業務改善を促し、もってサービス水準の向上ならびに当該施設の目的に照らした運営の適切性および効率性の確保を図るという目的は達成することはできず、評価制度そのものの是非が問われるところである。

そこで、当該評価制度の実効性・正当性を確保するためには、現在、一次評価と二次評価の二段階になっている制度に、独立した第三者の評価を付け加えることが考えられる。

以上のことから、二次評価者の評価方法が明文化されていないことから、具体的に実施する手続および時期を明文化するとともに、三次評価として独立した第三者のモニタリング制度を導入すべきである。

表1

| 施設名 | 一次評価 | 二次評価 |
|------------------|------|------|
| 秋田県ふるさと村 | A | A |
| 秋田県営十和田観光宿泊センター | A | A |
| 秋田県営八幡平オートキャンプ場 | C | C |
| 秋田県営大潟スポーツ宿泊センター | A | A |
| 秋田県営秋の宮山荘 | A | A |
| 秋田県営島海観光宿泊センター | A | A |
| 秋田県営男鹿オートキャンプ場 | A | A |
| 秋田県営宮沢海岸オートキャンプ場 | A | A |
| 秋田県営由利高原オートキャンプ場 | B | B |
| 秋田県営田沢湖オートキャンプ場 | A | A |
| 秋田県田沢湖スキー場 | A | A |
| 秋田県立男鹿水族館 | A | A |

(平成24年度管理運営状況等評価票より)

表2

| (観点III) 管理運営体制の状況 |
|--|
| ①有資格者を含む職員配置状況は適切か <ul style="list-style-type: none"> 事業計画書等に照らして適切な職員配置になっている。 受付担当者が不在にならないなど利用者に迷惑がかからない配置になっている。 |
| ②職員の勤務実績は適切か <ul style="list-style-type: none"> 事業計画書等に照らして適切な勤務実績になっている。 各職員が、他の職員の業務状況を把握し手伝えるような工夫をしている。 |
| ③職員の待遇等は適切か <ul style="list-style-type: none"> 職員の待遇が労働法規に反していない。 職員に対する何らかの福利厚生事業が行なわれている。 |
| ④施設・設備は適切に管理されているか <ul style="list-style-type: none"> 事業計画書等の日常保守管理、定期点検、清掃、警備等の計画に照らして適切に管理されている。 施設・設備に目に見える損傷、汚れ等がない。 |
| ⑤備品は適切に管理されているか <ul style="list-style-type: none"> 備品台帳に記載されている備品が全て揃っている。 備品に目に見える損傷等がない。 |
| ⑥個人情報の保護に対する体制の構築がなされているか <ul style="list-style-type: none"> 「個人情報取扱特記事項」が全て遵守されている。 職員に対し個人情報保護に関する理解の向上を図っている。 |
| ⑦安全で安心できる環境を確保しているか <ul style="list-style-type: none"> 事故防止マニュアル等及び緊急時連絡体制を整備している。 職員に対し、研修の実施等の事故防止に関する理解の向上を図っている。 |
| ⑧経費節減のための努力を行い、成果を上げているか <ul style="list-style-type: none"> 前年度よりも事務経費を節減する取組をしている。 実際に経費節減の成果を挙げている。 |
| ⑨計画的な修繕等がなされているか <ul style="list-style-type: none"> 施設・設備の修繕に関する年度計画が存在する。 利用者が常に安全に利用できる状態に保たれている。 |
| ⑩健全な経営がなされているか <ul style="list-style-type: none"> 経理書類が適切に作成され、通帳や印鑑などが適切に管理されている。 選定時の各財務指標と比較し、特段の経営の悪化が見られない。 |

(平成24年度管理運営状況等評価票より)

表3

| (観点IV) サービス向上に向けた取組の実施状況 | |
|---------------------------------------|--|
| ①開館日、開館時間等は守られているか | ・仕様書又は事業計画書等に照らして適切な開館状況になっている。 |
| ②事業計画に掲げられた業務は適正に実施されているか | ・仕様書又は事業計画書等に照らして適正に業務が実施されている。 |
| ③施設の使用許可、料金減免の手続、説明は適正か | ・料金減免の説明が分かりやすく掲示されている。 ・仕様書又は事業計画書等に照らして適正に使用許可されている。 |
| ④職員の接客マナーは適切か | ・全職員が名札を着用し適切な服装をしている。 ・施設名と対応者名を名乗った電話対応など丁寧な挨拶や対応がなされている。 |
| ⑤利用者が利用しやすい窓口案内を実施しているか | ・電話やHP等による利用相談がなされている。 ・来客への応対に関する研修がなされている。 |
| ⑥全ての利用者が等しく利用情報を得ることができるよう情報発信を行っているか | ・分かりやすいパンフレットの備え付けや、見学希望への対応などに取り組んでいる。 ・指定管理者名称、指定期間、業務概要等を利用者に周知している。 |
| ⑦潜在的な利用者へ向けた広報を実施しているか | ・広報誌発行、県・市町村広報への登載、HP作成、チラシ配布等の広報を実施している。 |
| ⑧満足度調査の結果、課題がある場合に対応策を講じているか | ・満足度調査から課題を抽出して対応策を講じている。 ・満足度調査結果及び課題への対応策を公表している。 |
| ⑨利用者が意見や苦情を述べやすい環境を構築しているか | ・意見・苦情の提出先に関する情報を公表している。 ・意見・苦情の内容を記録し、対応策を実施している。 |
| ⑩意見・苦情等を受けて迅速に対応できる体制を構築しているか | ・苦情の受付・解決方法や担当者等を明確にし職員に周知している。 ・意見・苦情への対応策の実施・公表をしている。 |

(平成24年度管理運営状況等評価票より)

E. 月例報告のフォーマット

【意見】

施設の管理に関する基本協定書によれば、その第21条に指定管理者は、毎月、秋田県が指定する期日までに月例報告書を提出しなければならないと定められている。現在、月例報告書の様式が統一されていないため、各指定管理者の提出する月例報告書の様式は様々であり、業務の実施状況や管理施設の利用状況などの情報についての施設間の比較が非常に煩雑となっている。

そのため、各施設に共通的な事項については統一のフォーマットにより月例報告書の提出を受けることで、施設間の比較を容易に実施することができ、か

つ、情報収集についても非常に効率よく実施することができると考えられる。したがって、共通的事項について月例報告書の様式統一化を検討することが必要である。

F. 月例報告書の收受印の押印もれについて

【指摘】

秋田県によれば、県の行政文書管理要綱により、收受した書類などについては收受印を押印することになっており、指定管理者から受領する月例報告についても受領時に收受印を押印する必要がある。

しかし、株式会社秋田ふるさと村、株式会社男鹿水族館および田沢湖高原リフト株式会社以外の指定管理者から受領した月例報告については FAX やデータで受領しているという理由で收受印を押印していない。そもそも收受した書類などについて收受印を押印するのは、受領した日時や受領した事実を証明するために必要なものである。

そのため、FAX で受領したものについては FAX に收受印を押印する、データで受領したものについては紙面で打ち出し收受印を押印する、または指定管理者に紙面で提出することを義務付けるなど、県の行政文書管理要綱に準拠した取扱いをすることが必要である。

G. アンケートによる評価について

【意見】

「秋田県指定管理者制度導入施設における評価実施要領」によると、指定管理者は、県と協議の上、施設の管理状況、職員の対応状況などサービスに関する利用者満足度を測定するため、利用者アンケート調査を実施することになっている。

利用者アンケート調査の結果については、表 1 を参照いただきたい。この表だけをみると平成 24 年度の利用者満足度は非常に高い水準にあると言える。

しかし、利用者数に対する回答者数の割合を算定した表 2 をみると、アンケートの回収率は相当低いものであると言え、当該回収率をもって施設全体の利用者満足度を測定することに疑念がある。

また、視察した秋田県ふるさと村にはアンケート回収箱が 2 か所設置してあるが、回収箱が柱の陰に隠れているなど非常にわかりづらい場所にあり、アンケートに回答してもらう動機付けが適切になされていない。

したがって、たとえば、アンケート回収箱の設置場所やアンケート用紙の配布方法の変更、割引券や無料券の抽選配布、利用者の意見に対する秋田県の対応策や返事などをホームページ上で公開するなどし、利用者目線で対応することで、アンケートの回収率の向上と利用者満足度の向上を図るべきである。

その結果、より信頼性のあるアンケート調査結果を導くことができ、指定管理者制度導入施設の適切な評価に繋がると考えられるため、アンケート調査の実施方法については検討することが必要である。

表1

| 施設名 | H24年度満足度 | 調査方法 | 満足度の算出方法 |
|------------------|----------|---------|--|
| 秋田県ふるさと村 | 81.7% | アンケート調査 | 2段階のアンケート調査で「よかつた」「満足」と回答した利用者の割合 |
| 秋田県営十和田観光宿泊センター | 92.1% | アンケート調査 | 5段階のアンケート調査で「満足」「概ね満足」と回答した利用者の割合 |
| 秋田県営八幡平オートキャンプ場 | 85.7% | アンケート調査 | 5段階のアンケート調査で「満足」「概ね満足」と回答した利用者の割合 |
| 秋田県営大潟スポーツ宿泊センター | 94.6% | アンケート調査 | 3段階のアンケート調査で「満足」「やや満足」と回答した利用者の割合 |
| 秋田県営秋の宮山荘 | 85.0% | アンケート調査 | 4段階のアンケート調査で「期待以上」(100点)、「期待通り」(75点)、「期待以下」(50点)、「残念」(25点)の合計点数を100点満点に換算し算出 |
| 秋田県営鳥海観光宿泊センター | 87.9% | アンケート調査 | 5段階のアンケート調査で「非常に良い」「良い」と回答した利用者の割合 |
| 秋田県営男鹿オートキャンプ場 | 96.2% | アンケート調査 | 5段階のアンケート調査で「良い」「やや良い」「妥当」と回答した利用者の割合 |
| 秋田県営宮沢海岸オートキャンプ場 | 87.1% | アンケート調査 | 5段階のアンケート調査で「良い」「やや良い」と回答した利用者の割合 |
| 秋田県営由利高原オートキャンプ場 | 0.0% | アンケート調査 | 回答なし |
| 秋田県営田沢湖オートキャンプ場 | 95.0% | アンケート調査 | 5点満点で点数を付けてもらい、その平均点を100点満点に換算し算出 |
| 秋田県田沢湖スキー場 | 76.2% | アンケート調査 | 4段階のアンケート調査で「満足」「概ね満足」と回答した利用者の割合 |
| 秋田県立男鹿水族館 | 97.2% | アンケート調査 | 4段階のアンケート調査で「また来たい」「来たい」と回答した利用者の割合 |

(公共施設の利用者満足度（平成24年度）調査表より)

表2

| 施設名 | 利用者数 | 回答者数 | 回答割合 |
|------------------|----------|--------|--------|
| 秋田県ふるさと村 | 620, 212 | 787 | 0. 13% |
| 秋田県営十和田観光宿泊センター | 13, 835 | 279 | 2. 02% |
| 秋田県営八幡平オートキャンプ場 | 2, 518 | 28 | 1. 11% |
| 秋田県営大潟スポーツ宿泊センター | 26, 710 | 296 | 1. 11% |
| 秋田県営秋の宮山荘 | 13, 293 | 324 | 2. 44% |
| 秋田県営鳥海観光宿泊センター | 13, 634 | 141 | 1. 03% |
| 秋田県営男鹿オートキャンプ場 | 6, 504 | 52 | 0. 80% |
| 秋田県営宮沢海岸オートキャンプ場 | 2, 260 | 70 | 3. 10% |
| 秋田県営由利高原オートキャンプ場 | 1, 318 | 0 | 0. 00% |
| 秋田県営田沢湖オートキャンプ場 | 5, 457 | 36 | 0. 66% |
| 秋田県田沢湖スキー場 | 101, 823 | 6, 729 | 6. 61% |
| 秋田県立男鹿水族館 | 242, 030 | 1, 316 | 0. 54% |

(公共施設の利用者満足度（平成24年度）調査表より)

(2) 秋田県ふるさと村

①概要

A. 施設の概要

| | |
|------------------|---|
| 施設名 | 秋田県ふるさと村 |
| 所在地 | 秋田県横手市赤坂字富ヶ沢 |
| 所管部署 | 観光文化スポーツ部観光戦略課 |
| 設置根拠条例 | 秋田県ふるさと村条例 |
| 運営時期 | 平成6年4月20日 |
| 設置目的 | 秋田の有形無形の文化遺産を次世代に継承し、新たな文化を創造する郷土文化の拠点であり、秋田の優れた観光情報や物産の提供を狙いとした観光拠点として、県民の文化向上と地域産業の振興を図ろうとするもの。 |
| 指定管理料 (H24年度) | 156,068千円（消費税抜） |

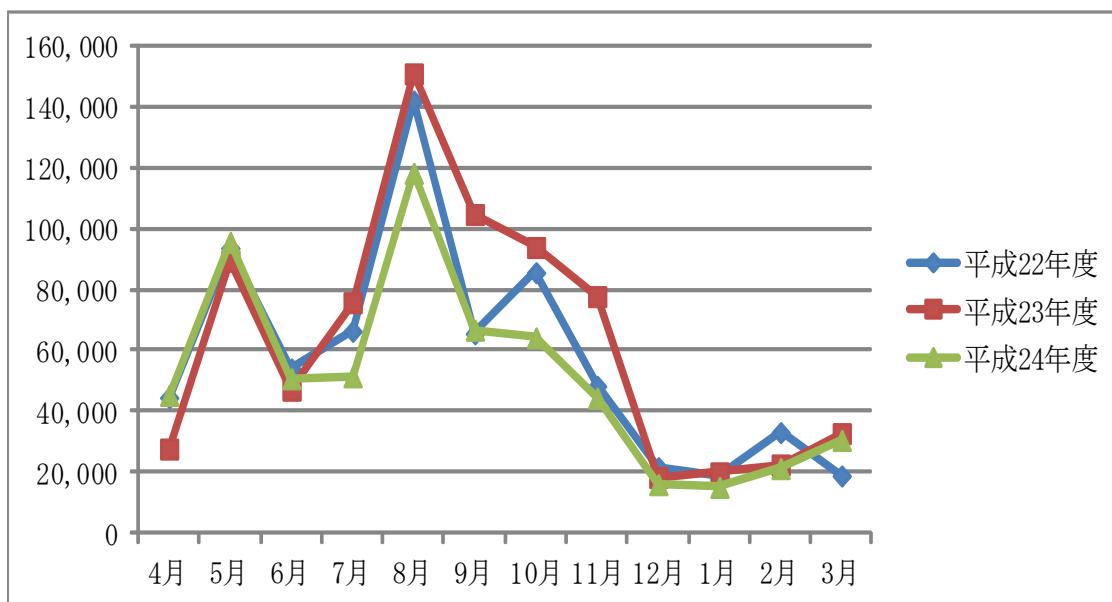
B. 指定管理者およびその概要

| | |
|--------------------------|---|
| 指定管理者 | 株式会社秋田ふるさと村 |
| 所在地 | 秋田県横手市赤坂字富ヶ沢 62-46 |
| 団体設置年 | 平成5年5月18日 |
| 資本金 | 495,000千円 |
| 県の出資比率 | 50.5% |
| 指定管理者が 実施している 業務内容 | ① 秋田県ふるさと村諸施設の管理運営業務の受託 ② 店舗等の管理および経営に関する業務 ③ イベント、展示、会議等の企画および実施に関する業務 ④ 観光情報等の収集および提供に関する業務 ⑤ 観光土産品の企画開発および販売に関する業務 ⑥ 秋田県ふるさと村施設内の売店および飲食店の経営に関する業務 ⑦ 遊園地の経営に関する業務 ⑧ 広告代理店業務 |

C. 月別入場者数・利用者数

| 【施設名】秋田県ふるさと村 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | (単位：人)上期合計 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|------------|
| 平成22年度 | 44,613 | 93,587 | 54,079 | 66,381 | 141,872 | 65,589 | 466,121 |
| 平成23年度 | 27,793 | 89,358 | 47,097 | 75,781 | 150,759 | 104,660 | 495,448 |
| 平成24年度 | 45,374 | 95,559 | 50,826 | 51,463 | 118,149 | 66,752 | 428,123 |
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 平成22年度 | 85,595 | 48,367 | 21,702 | 18,586 | 33,191 | 18,972 | 692,534 |
| 平成23年度 | 93,849 | 77,748 | 18,482 | 19,983 | 22,578 | 32,841 | 760,929 |
| 平成24年度 | 64,218 | 44,483 | 16,134 | 15,240 | 21,376 | 30,638 | 620,212 |

(県提出資料に基づき、監査人が作成)



②結果、指摘および意見

A. 施設と設置目的について

【意見】

秋田県ふるさと村条例第1条によると、「秋田県の文化遺産を次代に継承するとともに、郷土の文化を創造する機会を提供し、及び観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、もって県民のゆとりある文化的な生活の向上に寄与するため、秋田県ふるさと村に各施設を設置する」と定められている。

また同第2条では、上記目的を達成するための各施設の業務について定められており、下表に記載のとおりである。

| 施設 | 業務 |
|--------------------------|---|
| ドーム劇場 | 音楽、演劇、郷土芸能等の鑑賞の機会を提供する。 |
| スノーホワイト城 (ワンダーキャッスル) | 県の自然、歴史、文化等に関する情報を娯楽性のあるメディアにより提供し、併せて観光レクリエーション活動に資する業務を行なう。 |
| かまくらシアター (星空探検館スペーシア) | 県の自然、歴史、産業等に関する情報をプラネタリウム映像その他全天周映像により提供する。 |
| 工芸展示館 | 県の優れた工芸品の展示、販売等のために必要な施設を提供する。 |
| 工芸工房 | 県の優れた工芸品の製作過程の公開等のために必要な施設を提供する。 |
| 体験工房 (手づくりスタジオ) | 県の優れた工芸品の製作等を体験する機会の提供のために必要な施設を提供する。 |
| ふるさと広場 | 県の自然、歴史、産業等を紹介し、及び観光に関する情報を提供する。 |
| ふるさと市場 | 物産の販売のために必要な施設を提供する。 |
| ふるさと料理館 | 郷土料理等の提供のために必要な施設を提供する。 |

※観光戦略課所管の施設のみ抜粋。括弧内はパンフレット記載の施設名。

秋田県ふるさと村の設置当初は、秋田県ふるさと村条例に準拠し、その設置目的にあった施設の利用および運営がなされていたと考えられる。

現在のワンダーキャッスルのトリックアートワールドは、「見て、触れて、不思議な世界を楽しもう。」をコンセプトに設置されており、「トリックドア」「鏡の部屋」「ワンダーストリート」「小人の部屋」「巨人の部屋」「ブラックライトの部屋」「雲の上の世界」「斜めの部屋」「ワンダーサーカス」「マジックショー」「水のない水族館」「エイムズの部屋」「秋田のお祭り」の施設がある。また、同施設内のあきた遊びの国は、「大型木製アスレチック」「まっすぐ滑り台・ぐねぐね滑り台」「なまはげフリーフォール」「ボールプール」「そらの部屋」「ノブのおもちゃ箱」の施設がある。

この中で、当初の施設の業務とされていた県の自然、歴史、文化などに関する情報を発信できている施設は「秋田のお祭り」「なまはげフリーフォール」くらいで、その他の施設については設置目的にあった利用とは考えづらい。

また、星空探検館スペーシアについても現在公開されている内容は、「絵のない絵本」「アジアン・ヒーリング」とアンデルセンの物語であり、秋田県の

自然、歴史、産業などに関する情報と何ら関係のあるものではなく、ワンダーキャッスルと同様に当初の設置目的に合致した施設の利用とはなっていないと考えられる。

上記表の施設については、当然に集客目的で利用する側面があることは理解できるが、そもそも秋田県ふるさと村の設立目的を念頭に置いた上で、どのようにすれば秋田県の自然、歴史、産業などを利用者に伝えることができるのか、設置目的に従った施設利用方法を十分に検討することが必要である。

B. 指定管理料について

【意見】

秋田県では、指定管理者の業務実施に対する対価について、指定管理者制度の運用に係るガイドラインの中で利用料金制の有効活用を謳っている。利用料金制は、利用者の利用料金が指定管理者の収入となるため、指定管理者の経営努力の発揮が指定管理者の利益に直結する。そのため、利用料金制を採用することによって指定管理者の自主的な経営努力の発揮や県および指定管理者の会計事務の効率化などが期待できる施設については、施設の性格や設置目的、その有効な活用および適正な運営ならびに委託に係る会計事務の効率化の観点から総合的に判断し、利用料金制の採用を検討している。

秋田県ふるさと村については、指定管理料と利用料金の併用制を採用しており、秋田県からの指定管理料と秋田県ふるさと村の利用料金の両方の収入があることになる。ここで、指定管理料は、指定管理期間である5年間の総額で決められており、年度ごとに均等割となっている。

秋田県ふるさと村は、平成6年度の開村当時、入村者1人当たり千円の入村料を徴収していたが、入村者が伸び悩んだため、平成11年度から入村を無料開放している。平成11年度の無料化を実施するまでの間に赤字経営が続いていたことから、平成11年度までの累積で最大161,009千円の累積赤字となっていた。その後、無料開放の効果もあり順調に利益を計上しており、平成21年度には累積赤字を解消するに至っている。累積赤字を解消した平成21年度から現在に至るまでは損失は計上しておらず、比較的安定した経営をしている。

このような経緯があったことから、秋田県ふるさと村については、指定管理料と利用料金の併用制となっていたが、ここ最近は安定した経営をしており、累積赤字も解消し、単年度黒字化を達成しており、後述のとおり、余剰資金（普通預金、定期預金、投資有価証券）も存在する。したがって、株式会社秋田ふるさと村については、利用料金併用制を採用していることの是非や、指定管理料の変更について検討することが必要である。

| 直近5年の収支決算(単位:千円) | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収入計 | 533,532 | 515,401 | 497,677 | 509,601 | 498,715 |
| | 利用料収入 | 141,649 | 147,596 | 139,109 | 148,197 |
| | 指定管理料 | 193,165 | 174,769 | 166,030 | 156,068 |
| | その他収入 | 198,718 | 193,036 | 192,538 | 205,336 |
| 支出計 | 509,604 | 483,279 | 476,738 | 488,424 | 473,287 |
| | 人件費 | 98,293 | 94,176 | 98,989 | 100,847 |
| | 人件費以外 | 411,311 | 389,103 | 377,749 | 387,577 |
| 差引 | 23,928 | 32,122 | 20,939 | 21,177 | 25,428 |

(平成24年度管理運営状況等評価票より)

C. 余剰資金について

【意見】

株式会社秋田ふるさと村の平成24年度末貸借対照表には、普通預金216,833千円、定期預金270,000千円、投資有価証券100,000千円が計上されている。秋田県によれば、資本金は公金と認識しており、現金、普通預金、定期預金で留保しているとのことである。投資有価証券については、北東北3県の観光振興と交流ネットワークの構築をテーマとする「北東北みらい債」（地方債）とのことである。

しかしながら、留保している普通預金および定期預金の合計486,833千円は総資産644,877千円の約75%を占めており、相当な金額を留保していると言える。また、投資有価証券については、償還期間5年の地方債であり長期間資金が固定化することになるが、このような状況においても資金繰りに特段の問題は生じていないことから、当該現金預金および投資有価証券への投資は余剰資金であると言わざるえない。

株式会社秋田ふるさと村については、近年は単年度黒字化を達成していることから、このような余剰資金については秋田県に何らかの方法で返還することを検討すべきである。

D. 投資判断基準について

【意見】

株式会社秋田ふるさと村は地方債に100,000千円投資している。しかし、有価証券などの投資に対する投資判断基準が規程などで明確に定められていない。秋田県によれば、投資判断は経営者の経営判断に委ねているということであるが、株式会社秋田ふるさと村は秋田県が出資している第三セクターであり、かつ、施設の利用料金のほかに指定管理料を受けている指定管理者であるため、資金の使途については適切に関与すべきである。更に、投資案件については適切な投資判断基準に基づき投資されるよう規程などの整備をすべきである。

また、前述のとおり、株式会社秋田ふるさと村は地方債である「北東北みらい債」に投資しているが、資金の流れをみると、観光費として支出された指定管理料が、

北東北みらい債の対象事業である交流ネットワーク道路整備事業へと流れしており、事業費の付け替えになっているような誤解を与えてしまう。株式会社秋田ふるさと村は、施設の利用料金のほかに秋田県から指定管理料も受けている指定管理者であり、資金の使途については誤解が生じないよう慎重に判断するべきである。

E. 秋田県ふるさと村内の案内表示について

【意見】

現在、秋田県では県の観光重点施策として、観光消費額が高い外国人観光客誘致を強化している。秋田県ふるさと村には海外からのツアーリー客も多く、特に中国、香港、台湾、韓国の観光者が多くを占めている。そのため、村内には中国語および韓国語の村内パンフレットを用意している。

しかしながら、村内の案内表示の多くは外国語対応がなされておらず、広大な敷地内を効率良く見ることが難しいと考えられる。したがって、パンフレットのみではなく村内の主要な施設などに効率良く案内できるよう、外国語対応の案内表示を更に多く設けるべきである。

F. 秋田県から貸与されている重要物品について

【意見】

観光戦略課の平成 24 年度監査資料によれば、秋田県が株式会社秋田ふるさと村に貸与している重要物品で平成 24 年度にまったく利用していない物品が存在している。

これらの物品については、取得当初は利用していたが現在は使用しておらず倉庫で保管しているのみの状況となっている。これらの合計金額は 261,698 千円と金額的に大きく、廃棄または今後有効活用するよう検討することが必要である。

| 品名 | 取得年月日 | 数量 | 金額 | H24 年度利用状況 |
|--------------------------------|-----------------|----|------------|------------|
| 映像フィルム なまはげ漫遊記 | 平成 8 年 4 月 1 日 | 一式 | 180,000 千円 | 年 0 日 |
| 映像フィルム なまはげ秋田紀行 | 平成 7 年 8 月 30 日 | 一式 | 30,000 千円 | 年 0 日 |
| レーザーディスク 匠のこころ | 平成 8 年 4 月 1 日 | 一式 | 20,321 千円 | 年 0 日 |
| レーザーディスク 秋田の四季 | 平成 8 年 4 月 1 日 | 一式 | 25,877 千円 | 年 0 日 |
| プラネタリウムソ フト「ノブのおはな し玉手箱」 | 平成 14 年 8 月 2 日 | 一式 | 5,500 千円 | 年 0 日 |

(平成 24 年度監査資料を基に監査人が作成)

G. 防災訓練の参加率について

【意見】

秋田県ふるさと村では、有事に備え不特定多数の来村者と全社員の生命と安全を守るために通報連絡から避難誘導まで一連の消防活動を、組織的な指示統率の元に、自衛消防隊の総合訓練を実施し、防火意識の高揚を図るとともに、訓練を通して社員の消防技術の習得を図ることを目的として防災訓練を年間 2 回実施している。

横手市消防署の立会のもと、通報連絡や館内放送、来村者の避難誘導、初期消火活動など本格的な訓練内容となっており、防災意識の高さがうかがえる。

しかし、防災訓練の参加者数は以下の表のとおりであり十分な参加率とは言えない。

| | 平成 24 年 6 月 18 日実施 | 平成 24 年 11 月 12 日実施 |
|-------------------------|--------------------|---------------------|
| 秋田ふるさと村職員 (臨時雇用者を除く) | 30/30 (100.0%) | 26/26 (100.0%) |
| テナント職員 | 8 /67 (11.9%) | 15/67 (22.4%) |
| 外部職員※ | 6 /22 (27.3%) | 6 /22 (27.3%) |

(株式会社秋田ふるさと村提出資料より)

※外部職員とは、業務委託している外部の常駐業者および警備員などである。

上記表からもわかるとおり、テナント職員および外部職員の参加率が特に低い状況となっている。分母の人数は総職員となっているため、テナント職員および外部職員については、出社状況が参加率に大きな影響を与える原因の一つとなっていることは理解できるが、広大な敷地内の安全管理を実施する上で秋田県ふるさと村の職員のみで対応することは不可能であり、有事の際に全職員が対応できるようにする必要があると考えられる。そのため、防災訓練計画を職員に対して周知徹底することや開催時間の調整など、テナント職員および外部職員の防災訓練の参加率向上させる施策を検討することが必要である。

H. 取締役会の開催頻度について

【指摘】

株式会社秋田ふるさと村は定款により、取締役会の設置会社である。

会社法第 363 条第 2 項において、取締役は 3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を取締役会に報告しなければならないとされており、少なくとも 3 か月に 1 回以上は取締役会を開催する必要がある。

実際、同社の取締役会規則においても同様の内容が規定されているが、平成 24

年度における取締役会の開催日程の実績は平成 24 年 6 月 8 日、6 月 25 日、10 月 26 日および 3 月 29 日の 4 回であり、3か月に一回以上の開催がなされていない。

秋田県ふるさと村の繁忙期は夏場であり、夏場についてこそ各取締役の業務の執行状況を報告する必要があると考えられるため、会社法に準拠した取締役会の開催スケジュールを設定する必要がある。

(3) 秋田県営十和田観光宿泊センター

①概要

A. 施設の概要

| | |
|-------------------|---|
| 施設名 | 秋田県営十和田観光宿泊センター |
| 所在地 | 秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字鉛山 |
| 所管部署 | 観光文化スポーツ部観光戦略課 |
| 設置根拠条例 | 秋田県営観光レクリエーション施設条例 |
| 運営時期 | 平成 10 年 7 月 30 日 |
| 設置目的 | 秋田県、鹿角市、小坂町との連携を密にし、十和田ホテルが登録有形文化財・近代化産業遺産であることを利用者に広くアピールしていく。また地産地消を目的としたメニュー構成により、地元食材の活用を図り、地元業者から購入することにより販路拡大を推進する。 |
| 指定管理料 (H24 年度) | 0 円 |

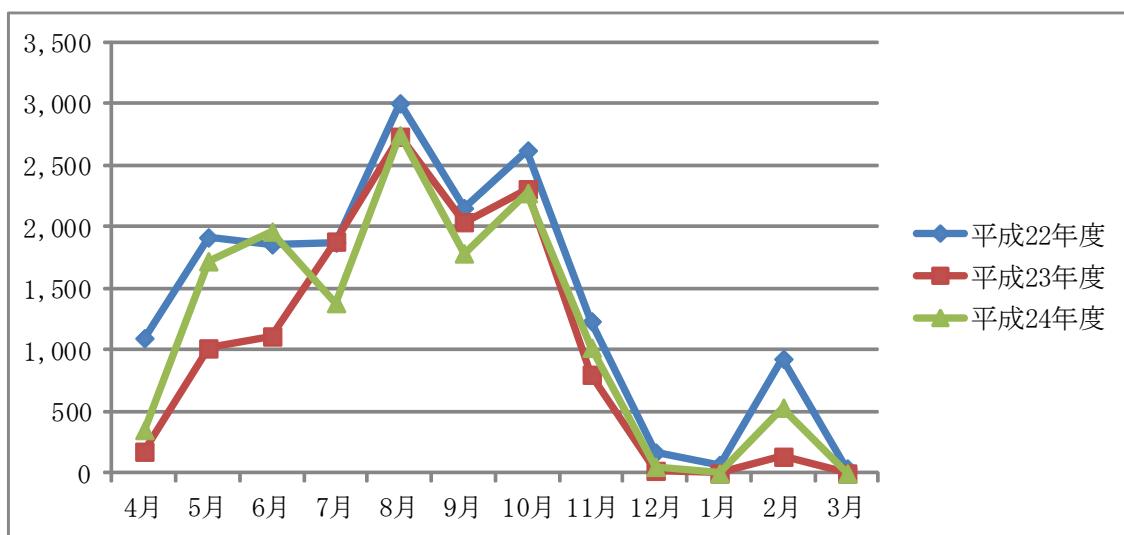
B. 指定管理者およびその概要

| | |
|--------------------------|-------------------------------------|
| 指定管理者 | 十和田ホテル株式会社 |
| 所在地 | 秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字鉛山 |
| 団体設置年 | 平成 9 年 12 月 5 日 |
| 資本金 | 250,000 千円 |
| 県の出資比率 | 40.0% |
| 指定管理者が 実施している 業務内容 | ①宿泊施設、レストラン、浴場等十和田ホテルの諸施設の管理運営業務の受託 |

C. 月別入場者数・利用者数

| 【施設名】秋田県営十和田観光宿泊センター | | | | | | | (単位：人) |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期合計 |
| 平成22年度 | 1,098 | 1,916 | 1,860 | 1,875 | 3,004 | 2,154 | 11,907 |
| 平成23年度 | 177 | 1,015 | 1,112 | 1,882 | 2,733 | 2,040 | 8,959 |
| 平成24年度 | 353 | 1,722 | 1,963 | 1,383 | 2,745 | 1,786 | 9,952 |
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 平成22年度 | 2,622 | 1,235 | 170 | 70 | 930 | 41 | 16,975 |
| 平成23年度 | 2,307 | 802 | 22 | 0 | 136 | 0 | 12,226 |
| 平成24年度 | 2,275 | 1,020 | 54 | 0 | 534 | 0 | 13,835 |

(県提出資料に基づき、監査人が作成)



②結果、指摘および意見

手続の結果、指摘および意見については（1）共通事項の②結果、指摘および意見を参照。

(4) 秋田県営八幡平オートキャンプ場

①概要

A. 施設の概要

| | |
|--------|---|
| 施設名 | 秋田県営八幡平オートキャンプ場 |
| 所在地 | 秋田県鹿角市八幡平字切留平 |
| 所管部署 | 観光文化スポーツ部観光戦略課 |
| 設置根拠条例 | 秋田県営観光レクリエーション施設条例 |
| 運営時期 | 平成 18 年 4 月 1 日 |
| 設置目的 | 恵まれた自然の中で県民が自由時間を利用して行なう観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与する。 |
| 指定管理料 | 0 円 |

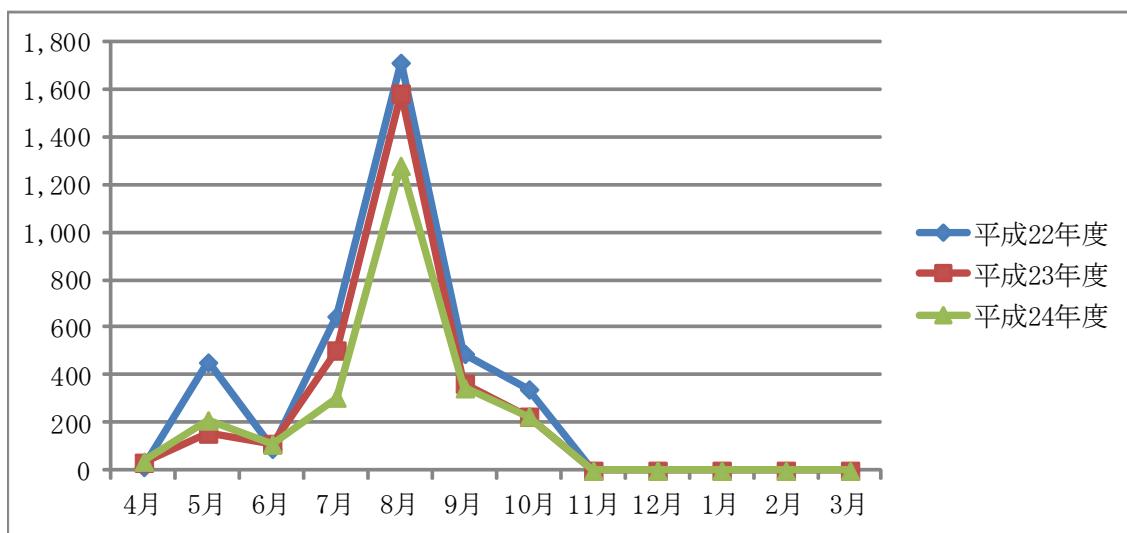
B. 指定管理者およびその概要

| | |
|----------|---------------------|
| 指定管理者 | 有限会社 秋田八幡平リゾート |
| 所在地 | 秋田県鹿角市八幡平字切留平 15- 1 |
| 団体設置年 | 平成 17 年 7 月 20 日 |
| 資本金 | 1 円 |
| 県の出資比率 | 0. 0% |
| 市の主な業務内容 | ①オートキャンプ場、宿泊施設管理運営 |

C. 月別入場者数・利用者数

| 【施設名】秋田県営八幡平オートキャンプ場 | | | | | | | (単位：人) |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|--------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期合計 |
| 平成22年度 | 16 | 454 | 92 | 647 | 1,710 | 490 | 3,409 |
| 平成23年度 | 34 | 156 | 113 | 504 | 1,581 | 365 | 2,753 |
| 平成24年度 | 38 | 211 | 110 | 307 | 1,278 | 346 | 2,290 |
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 平成22年度 | 341 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,750 |
| 平成23年度 | 227 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,980 |
| 平成24年度 | 228 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,518 |

(県提出資料に基づき、監査人が作成)



(注) なお、11月から3月までは営業を休止している。

②結果、指摘および意見

A. 利用者数増加への一層の経営努力について

【意見】

概況にあるとおり、八幡平オートキャンプ場は18万9千m²の広大な日本最大級とうたわれているキャンプ場である。にもかかわらず平成24年度の過去3年平均の年間利用者数は3,083人であり観光戦略課が管轄している他のオートキャンプ場と比較しても決して多いとは言えない。

開設時の投資額の効率性を利用者人数の観点から確認するために、開設時の総事業費用を過去3年間の年間利用者数の平均値で割った数値に関しては、他の秋田県観光戦略課の管轄である全てのオートキャンプ場と比較して2倍以上の金額となり、非効率な投資であったと言える。

また、近年では玉川温泉の雪崩事故、八幡平熊牧場での事件がニュースで大きく

取り上げられた影響を受け利用者数が減少しているとは言え、平成24年度のシーズンの最盛期でも6割程度の利用者数しか入っていない。そのため利用者数を増やすため、より一層の経営努力を実施する、もしくはキャンプ場の活用方法の一部転用を検討することが必要である。

○観光戦略課が管轄しているオートキャンプ場の総事業費用と年間利用人数

| 施設名 | 開設時の 総事業費用 (千円) | 年間利用人数 (H22年度～H24 年度の3年平均) | 総事業費用 ÷年間利用人 数 | 八幡平オートキャンプ 場を100%とした時 の他のキャンプ場の 効率性 |
|----------------------|-----------------------|----------------------------------|----------------------|--|
| 八幡平 オートキャン プ場 | 1,812,154 | 3,083人 | 587,853円 | 100.0% |
| 由利高原 オートキャン プ場 | 175,549 | 776人 | 226,223円 | 259.8% |
| 宮沢海岸 オートキャン プ場 | 530,000 | 2,024人 | 240,508円 | 244.4% |
| 男鹿オート キャンプ場 | 1,250,000 | 5,621人 | 222,368円 | 264.4% |
| 田沢湖 オートキャン プ場 | 710,000 | 4,428人 | 160,335円 | 366.6% |

(県提出資料を基に監査人が作成)

※上記のキャンプ場はすべて完全利用料金制であり、運営に係る費用は利用料金で賄っているため、県は指定管理料を払っていない。

B. 保険について

【指摘】

指定管理者は、議会による議決があり指定管理者として指定された場合、知事などと、管理の業務に関する事項、県が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項、管理運営の細目事項など、管理業務の実施に当たり必要な事項について協定を締結する。秋田県営八幡平オートキャンプ場についても、秋田県と有限会社八幡平リゾートとの間で「秋田県営八幡平オートキャンプ場施設の管理に関する基本協定

書」が締結されている。

その中の第31条第2項にて指定管理者が行なう管理業務の実施に当たり、指定管理者が付保しなければならない保険として、施設賠償責任保険および第三者賠償保険の2つが挙げられている。しかし、有限会社八幡平リゾートは現指定管理期間となつてから一度も加入しておらず、秋田県も確認をしていなかった。

当該保険は、施設や業務の遂行に起因する対人・対物事故による賠償責任を補償する保険であり、付保することが求められているものであるため、速やかに加入する必要がある。

また、秋田県においても基本協定書で締結した内容が適切に実施されているかを確認することは非常に重要なことであり、保険証券の提出を義務付けるなどし、適時適切なチェックの実施を検討することが必要である。

(5) 秋田県営大潟スポーツ宿泊センター

①概要

A. 施設の概要

| | |
|-------------------|--------------------------|
| 施設名 | 秋田県営大潟スポーツ宿泊センター |
| 所在地 | 秋田県南秋田郡大潟村字北一丁目 3 番地 |
| 所管部署 | 観光文化スポーツ部観光戦略課 |
| 設置根拠条例 | 秋田県営観光レクリエーション施設条例 |
| 運営時期 | 平成 8 年 4 月 26 日 |
| 設置目的 | スポーツ合宿・勉強合宿・観光レクリエーション施設 |
| 指定管理料 (H24 年度) | 0 円 |

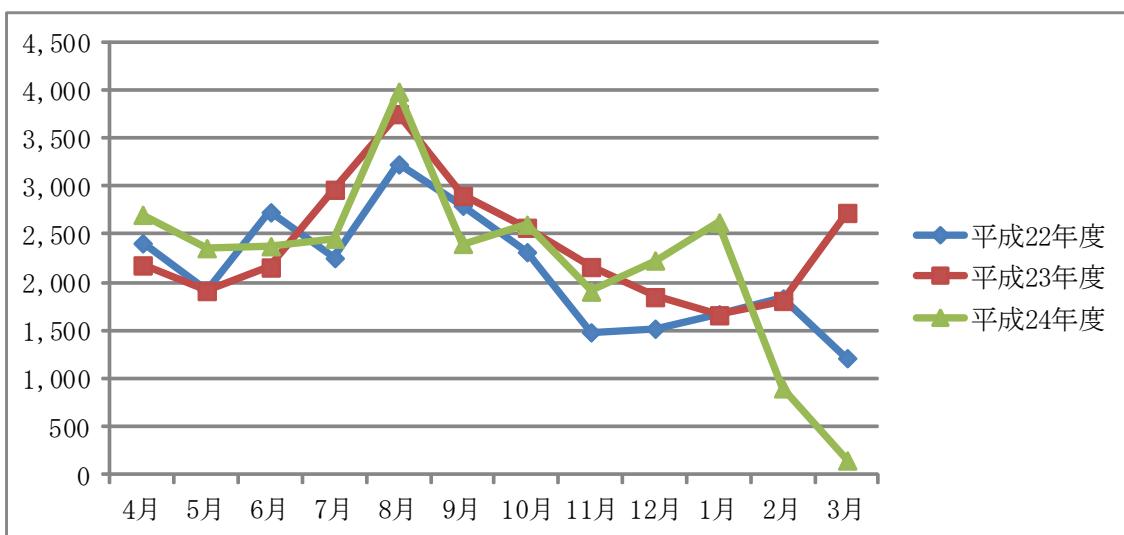
B. 指定管理者およびその概要

| | |
|--------------------------|---|
| 指定管理者 | 株式会社ルーラル大潟 |
| 所在地 | 秋田県南秋田郡大潟村字北一丁目 3 番地 |
| 団体設置年 | 平成 7 年 3 月 1 日 |
| 資本金 | 200,000 千円 |
| 県の出資比率 | 0.0% |
| 指定管理者が 実施している 業務内容 | ①秋田県営大潟スポーツ宿泊センター管理運営（観光戦略課所管） ②大潟村ふるさと交流施設管理運営 ③大潟村ソーラースポーツラインの管理運営 ④酒類、清涼飲料水、食品、観光土産品、衣料品の販売 ⑤イベント、映画、演劇、演芸、コンサート、講演会の企画及び興行 ⑥冠婚葬祭の企画及び運営業務 ⑦日用品雑貨、スポーツ用品の販売 ⑧各種カルチャー講座、レッスン教室の運営業務 ⑨農林水産物の加工及び販売 ⑩エネルギー開発に関する企画業務 |

C. 月別入場者数・利用者数

| 【施設名】秋田県営大潟スポーツ宿泊センター | | | | | | | (単位：人) |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期合計 |
| 平成22年度 | 2,409 | 1,918 | 2,731 | 2,255 | 3,229 | 2,800 | 15,342 |
| 平成23年度 | 2,180 | 1,914 | 2,158 | 2,966 | 3,751 | 2,901 | 15,870 |
| 平成24年度 | 2,705 | 2,358 | 2,379 | 2,458 | 3,984 | 2,403 | 16,287 |
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 平成22年度 | 2,317 | 1,484 | 1,522 | 1,673 | 1,836 | 1,216 | 25,390 |
| 平成23年度 | 2,571 | 2,163 | 1,850 | 1,662 | 1,811 | 2,725 | 28,652 |
| 平成24年度 | 2,603 | 1,908 | 2,231 | 2,625 | 903 | 153 | 26,710 |

(県提出資料に基づき、監査人が作成)



②結果、指摘および意見

A. 公共施設の利用者満足度（平成 24 年度）調査表と実際のアンケート用紙との差異

【意見】

大潟スポーツ宿泊センター（サンルーラル）のアンケート調査に関して、「公共施設の利用者満足度（平成 24 年度）調査表」では満足度の算出方法が 3 段階のアンケート調査により「満足」「やや満足」と回答した利用者の割合が 94.6% と記載されていた。

しかし、入手したホテルの宿泊の実際のアンケート用紙の回答項目は「良い」「普通」「悪い」の項目の記載があり、ホテルのレストランの実際のアンケート用紙の回答項目には「大満足」「満足」「満足していない」の項目の記載がされていた。

「公共施設の利用者満足度（平成 24 年度）調査表」の回答項目と実際のアンケート用紙の回答項目との差異の原因はサンルーラル大潟の報告内容に誤りがあったためであったが、実際の算出方法は、ホテルの宿泊アンケートに「良い」と答えた割

合とホテルのレストランのアンケートに「大満足」「満足」と答えた割合が 94.6% であった。

結果として、サンルーラル大潟の報告内容に大きな間違いがあったわけではないが、「管理運営状況等評価票」の数値に誤りがある、秋田県としてはそれに気付かず、自己申告の内容をなんら確認することなく、評価を実施している状況を露呈している。そのため、指定管理者の管理運営の状況を適切に把握し評価するために、なんらかのチェック体制（モニタリング）を構築すべきである。

（6）秋田県営秋の宮山荘

①概要

A. 施設の概要

| | |
|-------------------|---|
| 施設名 | 秋田県営秋の宮山荘 |
| 所在地 | 秋田県湯沢市秋ノ宮字殿上 1 番地の 1 |
| 所管部署 | 観光文化スポーツ部観光戦略課 |
| 設置根拠条例 | 秋田県営観光レクリエーション施設条例 |
| 運営時期 | 平成 8 年 7 月 1 日 |
| 設置目的 | 県民が自由時間を利用して行なう観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、もってゆとりある県民生活の実現に寄与する。 |
| 指定管理料 (H24 年度) | 0 円 |

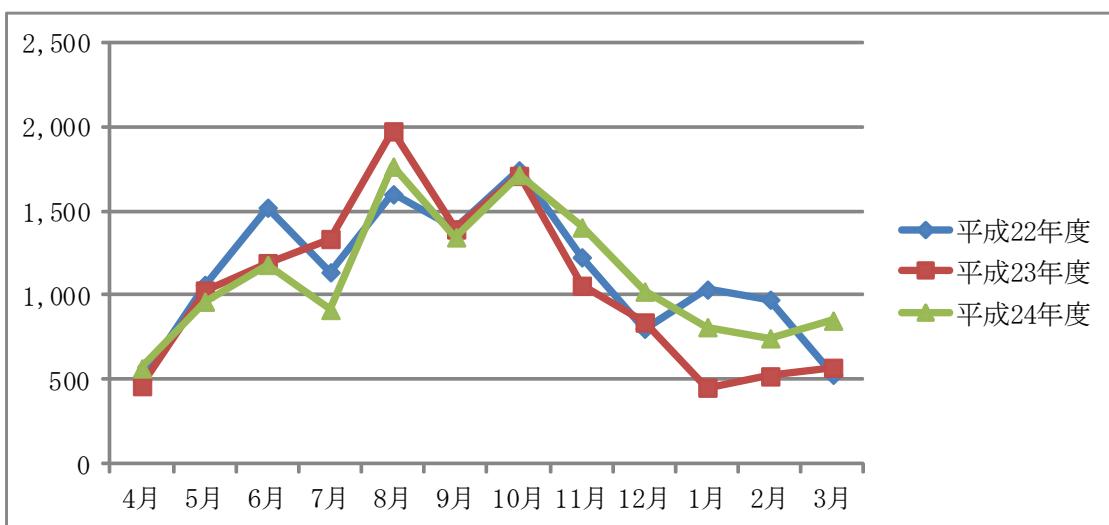
B. 指定管理者およびその概要

| | |
|--------------------------|---|
| 指定管理者 | 株式会社秋の宮山荘 |
| 所在地 | 秋田県湯沢市秋ノ宮字殿上 1 - 1 |
| 団体設置年 | 平成 7 年 4 月 1 日 |
| 資本金 | 133,000 千円 |
| 県の出資比率 | 0.0% |
| 指定管理者が 実施している 業務内容 | ①宿泊施設、レストラン、浴場の営業 ②酒類、食品、観光土産品の販売 ③公共施設の管理運営の受託業務 |

C. 月別入場者数・利用者数

| 【施設名】秋田県営秋の宮山荘 | | | | | | | (単位：人) |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期合計 |
| 平成22年度 | 492 | 1,064 | 1,521 | 1,138 | 1,600 | 1,392 | 7,207 |
| 平成23年度 | 464 | 1,030 | 1,193 | 1,336 | 1,973 | 1,392 | 7,388 |
| 平成24年度 | 569 | 964 | 1,182 | 915 | 1,764 | 1,345 | 6,739 |
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 平成22年度 | 1,742 | 1,227 | 804 | 1,036 | 976 | 532 | 13,524 |
| 平成23年度 | 1,709 | 1,059 | 841 | 455 | 522 | 573 | 12,547 |
| 平成24年度 | 1,714 | 1,404 | 1,024 | 813 | 747 | 852 | 13,293 |

(県提出資料に基づき、監査人が作成)



②結果、指摘および意見

A. 備品の管理について

【指摘】

「秋の宮山荘運営協議会」の資料によれば、株式会社秋の宮山荘が秋の宮山荘施設内の備品をすべて管理しきれておらず、県が購入した備品と株式会社秋の宮山荘が購入した備品が入り交っている状況である。

このような状況では、固定資産を実地照合することはできず、株式会社秋の宮山荘が備品を処分しようとしたとき、そのつど、処分する資産が県の資産であるか県の資産台帳を確認する必要があり非常に煩雑である。県としては県の資産が秋の宮山荘にある事実を確認するとともに、秋の宮山荘施設内にある財産を早急に株式会社秋の宮山荘の所有物であるのか県の所有物であるのかを識別する必要がある。

(7) 秋田県営鳥海観光宿泊センター

①概要

A. 施設の概要

| | |
|------------------|--|
| 施設名 | 秋田県営鳥海観光宿泊センター |
| 所在地 | 秋田県由利本荘市鳥海町猿倉字奥山前8番地の45 |
| 所管部署 | 観光文化スポーツ部観光戦略課 |
| 設置根拠条例 | 秋田県営観光レクリエーション施設条例 |
| 運営時期 | 平成9年5月31日 |
| 設置目的 | 県民が自由時間を利用して行なう観光レクリエーション活動のための利便性の増進を図り、もってゆとりある県民生活の実現に寄与するとともに、由利地域における観光振興と滞在型観光の拠点として設置された。 |
| 指定管理料 (H24年度) | 0円 |

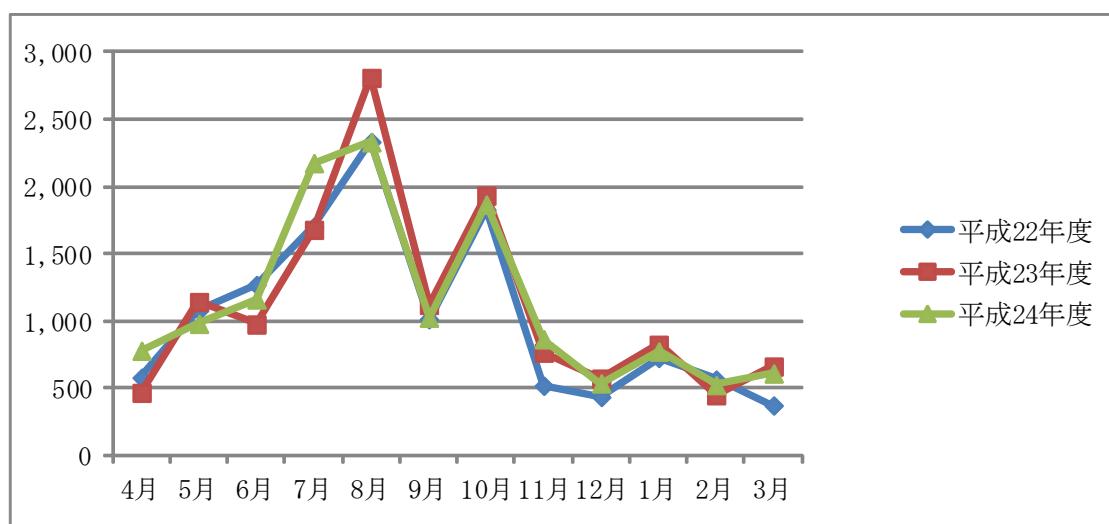
B. 指定管理者およびその概要

| | |
|--------------------------|--------------------------------------|
| 指定管理者 | 株式会社フォレスター鳥海 |
| 所在地 | 秋田県由利本荘市鳥海町猿倉字奥山前8-45 |
| 団体設置年 | 平成8年2月20日 |
| 資本金 | 215,000千円 |
| 県の出資比率 | 0.0% |
| 指定管理者が 実施している 業務内容 | ①施設及び設備の維持管理に関する業務 ②施設の利用促進に関する業務 |

C. 月別入場者数・利用者数

| 【施設名】秋田県営鳥海観光宿泊センター | | | | | | | (単位：人) |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期合計 |
| 平成22年度 | 580 | 1,080 | 1,270 | 1,704 | 2,334 | 1,015 | 7,983 |
| 平成23年度 | 467 | 1,143 | 976 | 1,680 | 2,811 | 1,121 | 8,198 |
| 平成24年度 | 780 | 980 | 1,162 | 2,176 | 2,331 | 1,026 | 8,455 |
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 平成22年度 | 1,830 | 520 | 436 | 727 | 566 | 373 | 12,435 |
| 平成23年度 | 1,935 | 766 | 573 | 825 | 449 | 663 | 13,409 |
| 平成24年度 | 1,868 | 865 | 537 | 774 | 524 | 611 | 13,634 |

(県提出資料に基づき、監査人が作成)



②結果、指摘および意見

【結果】

手続の結果、指摘および意見については（1）共通事項の②結果、指摘および意見を参照。

(8) 秋田県営男鹿オートキャンプ場

①概要

A. 施設の概要

| | |
|-------------------|---|
| 施設名 | 秋田県営男鹿オートキャンプ場 |
| 所在地 | 秋田県男鹿市北浦北浦字平岱山 |
| 所管部署 | 観光文化スポーツ部観光戦略課 |
| 設置根拠条例 | 秋田県営観光レクリエーション施設条例 |
| 運営時期 | 平成 12 年 4 月 1 日 |
| 設置目的 | 恵まれた自然の中で県民が自由時間を利用して行なう観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、ゆとりある県民生活の実現に寄与するため設置。 |
| 指定管理料 (H24 年度) | 0 円 |

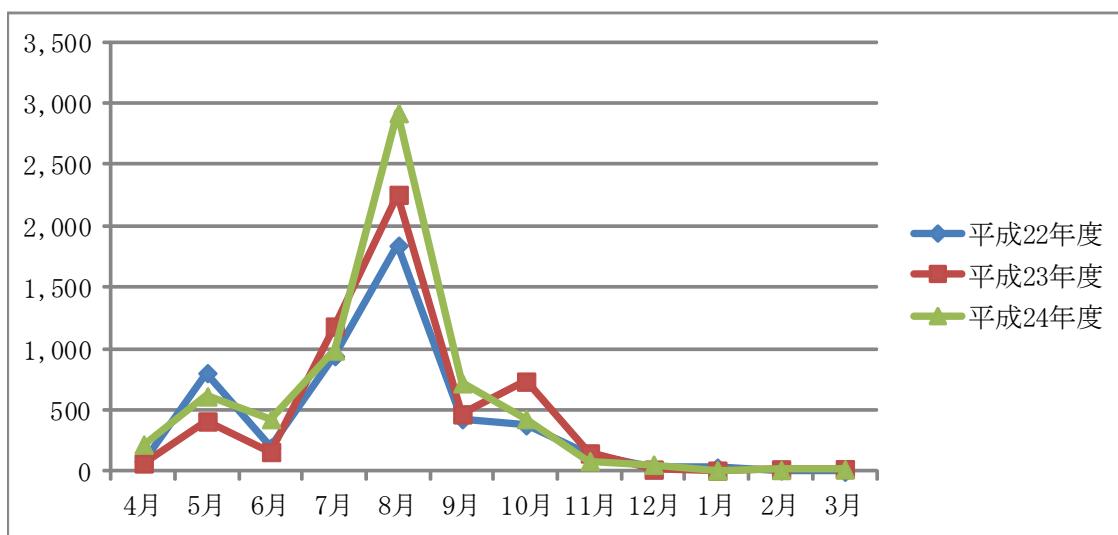
B. 指定管理者およびその概要

| | |
|--------------------------|---|
| 指定管理者 | 株式会社おが地域振興公社 |
| 所在地 | 秋田県男鹿市北浦北浦字平岱山地内 |
| 団体設置年 | 平成 8 年 4 月 1 日 |
| 資本金 | 32,500 千円 |
| 県の出資比率 | 0.0% |
| 指定管理者が 実施している 業務内容 | ①温浴ランドおがの指定管理業務 ②男鹿山温泉供給装置の管理受託業務 ③なまはげ館の指定管理業務 ④男鹿オートキャンプ場の指定管理業務（観光戦略課所管） ⑤国民宿舎男鹿の指定管理業務 ⑥男鹿山温泉 1 号供給装置の管理受託業務 ⑦夕陽温泉 WAO の指定管理業務 ⑧夕陽温泉供給装置の管理受託業務 ⑨若美かんぽの里コテージ村の指定管理業務 ⑩宮沢海岸オートキャンプ場の指定管理業務（観光戦略課所管） |

C. 月別入場者数・利用者数

| 【施設名】男鹿オートキャンプ場 | | | | | | | (単位：人) |
|-----------------|-----|-----|-----|-------|-------|-----|--------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期合計 |
| 平成22年度 | 83 | 803 | 196 | 942 | 1,842 | 428 | 4,294 |
| 平成23年度 | 68 | 409 | 160 | 1,183 | 2,256 | 467 | 4,543 |
| 平成24年度 | 221 | 613 | 428 | 988 | 2,922 | 720 | 5,892 |
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 平成22年度 | 378 | 141 | 30 | 33 | 10 | 0 | 4,886 |
| 平成23年度 | 734 | 149 | 17 | 9 | 19 | 21 | 5,492 |
| 平成24年度 | 428 | 85 | 57 | 10 | 13 | 19 | 6,504 |

(県提出資料に基づき、監査人が作成)



②結果、指摘および意見

【結果】

手続の結果、指摘および意見については（1）共通事項の②結果、指摘および意見を参照。

(9) 秋田県営宮沢海岸オートキャンプ場

①概要

A. 施設の概要

| | |
|-------------------|--|
| 施設名 | 秋田県営宮沢海岸オートキャンプ場 |
| 所在地 | 秋田県男鹿市野石字大場沢下 |
| 所管部署 | 観光文化スポーツ部観光戦略課 |
| 設置根拠条例 | 秋田県営観光レクリエーション施設条例 |
| 運営時期 | 平成 18 年 4 月 1 日 |
| 設置目的 | 恵まれた自然の中で県民が自由時間を利用して行なう観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、もってゆとりある県民生活の実現に寄与する。 |
| 指定管理料 (H24 年度) | 0 円 |

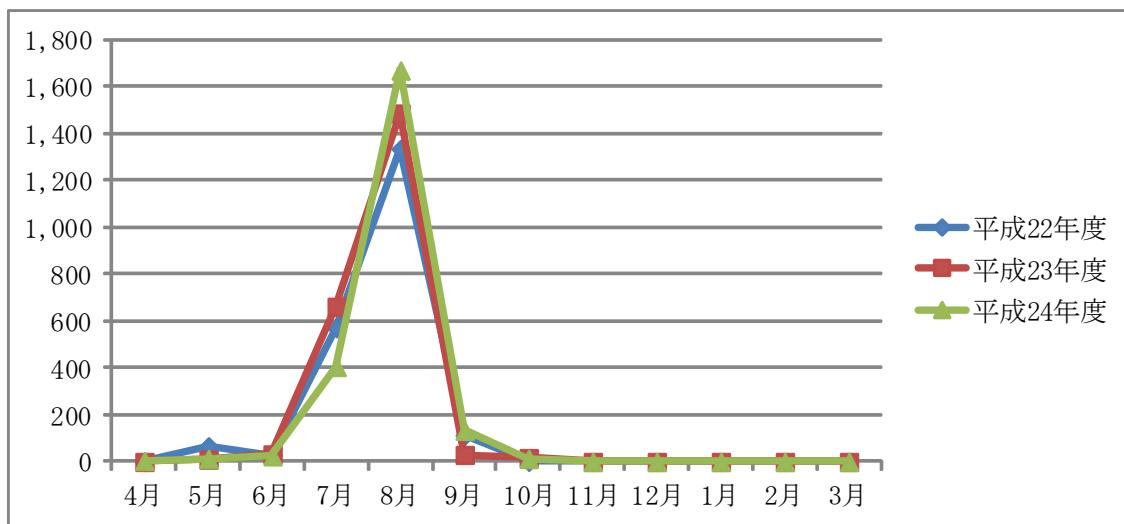
B. 指定管理者およびその概要

| | |
|--------------------------|---|
| 指定管理者 | 株式会社おが地域振興公社 |
| 所在地 | 秋田県男鹿市北浦北浦字平岱山地内 |
| 団体設置年 | 平成 8 年 4 月 1 日 |
| 資本金 | 32,500 千円 |
| 県の出資比率 | 0.0% |
| 指定管理者が 実施している 業務内容 | ①温浴ランドおがの指定管理業務 ②男鹿山温泉供給装置の管理受託業務 ③なまはげ館の指定管理業務 ④男鹿オートキャンプ場の指定管理業務（観光戦略課所管） ⑤国民宿舎男鹿の指定管理業務 ⑥男鹿山温泉 1 号供給装置の管理受託業務 ⑦夕陽温泉 WAO の指定管理業務 ⑧夕陽温泉供給装置の管理受託業務 ⑨若美かんぽの里コテージ村の指定管理業務 ⑩宮沢海岸オートキャンプ場の指定管理業務（観光戦略課所管） |

C. 月別入場者数・利用者数

| 【施設名】秋田県営宮沢海岸オートキャンプ場 | | | | | | | (単位：人) |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|--------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期合計 |
| 平成22年度 | 0 | 67 | 28 | 570 | 1,335 | 113 | 2,113 |
| 平成23年度 | 0 | 10 | 32 | 662 | 1,486 | 30 | 2,220 |
| 平成24年度 | 4 | 12 | 24 | 405 | 1,669 | 133 | 2,247 |
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 平成22年度 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,114 |
| 平成23年度 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,237 |
| 平成24年度 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,260 |

(県提出資料に基づき、監査人が作成)



(注) なお、11月から3月までは営業を休止している。

②結果、指摘および意見

【結果】

手続の結果、指摘および意見については（1）共通事項の②結果、指摘および意見を参照。

(10) 秋田県営由利高原オートキャンプ場

①概要

A. 施設の概要

| | |
|------------------|--|
| 施設名 | 秋田県営由利高原オートキャンプ場 |
| 所在地 | 秋田県由利本荘市西沢字南由利原 |
| 所管部署 | 観光文化スポーツ部観光戦略課 |
| 設置根拠条例 | 秋田県営観光レクリエーション施設条例 |
| 運営時期 | 平成4年4月24日 |
| 設置目的 | 恵まれた自然の中で県民が自由時間を利用して行なう観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、もってゆとりある県民生活の実現に寄与する。 |
| 指定管理料 (H24年度) | 0円 |

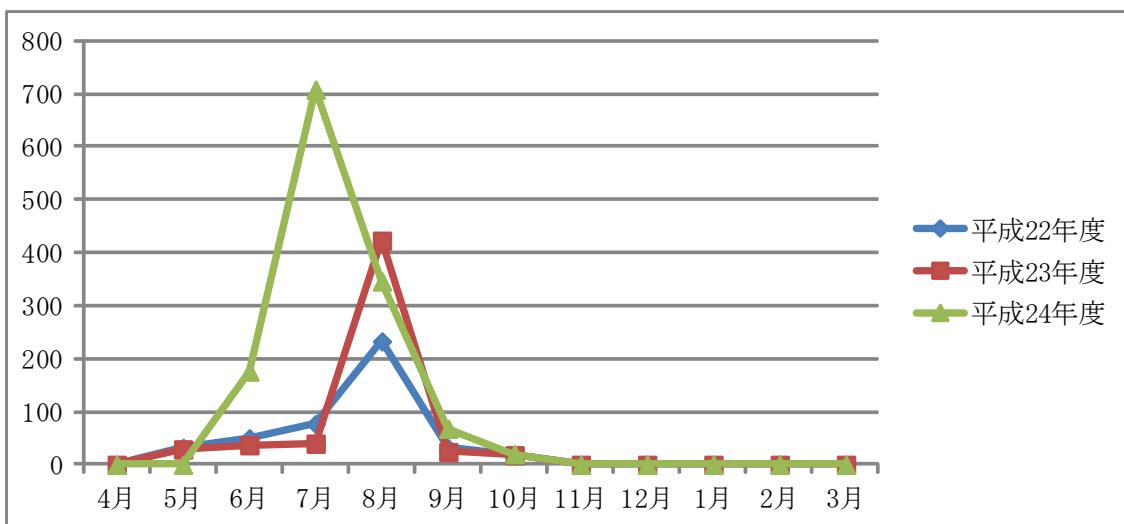
B. 指定管理者およびその概要

| | |
|--------------------------|----------------|
| 指定管理者 | 秋田県由利本荘市 |
| 所在地 | 秋田県由利本荘市尾崎17番地 |
| 団体設置年 | 平成17年3月22日 |
| 資本金 | - |
| 県の出資比率 | 0.0% |
| 指定管理者が 実施している 業務内容 | ①オートキャンプ場の管理運営 |

C. 月別入場者数・利用者数

| 【施設名】秋田県営由利高原オートキャンプ場 | | | | | | | (単位：人) |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|--------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期合計 |
| 平成22年度 | 0 | 32 | 50 | 77 | 233 | 31 | 423 |
| 平成23年度 | 0 | 29 | 37 | 40 | 423 | 24 | 553 |
| 平成24年度 | 0 | 0 | 176 | 708 | 346 | 68 | 1,298 |
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 平成22年度 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 441 |
| 平成23年度 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 571 |
| 平成24年度 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,318 |

(県提出資料に基づき、監査人が作成)



(注) なお、11月から4月までは営業を休止している。

②結果、指摘および意見

A. 運営協議会の議事録の作成

【指摘】

「秋田県営由利高原オートキャンプ場運営協議会要綱」の第5条において、「業務を円滑に実施し、情報交換および業務の調整を図るため、運営協議会の会議は年1回以上開催し、運営協議会の協議内容については議事録を作成するものとする」とある。

しかしながら、由利高原オートキャンプ場の運営協議会について、平成24年度の運営協議会の議事録が存在しないため、協議会自体が実施されているか否かが不明である。

また、議事録が作成されていないと、協議内容を共有することが難しくなり、決定事項に対する責任も不明確なものとなってしまう。そのため秋田県由利本荘市で

は運営協議会を実施したのであれば、議事録を作成し保存する必要がある。

B. アンケート調査の回答が0件

【意見】

前述のとおり、指定管理者は、県と協議の上、施設の管理状況、職員の対応状況などサービスに関する利用者満足度を測定するために、利用者アンケート調査を実施している。

そのため、由利高原オートキャンプ場は利用者アンケート調査を実施したが、利用者が年間で1,318人（平成24年度）であったにもかかわらず、利用者から回答を得られることはできず、アンケート調査の回答がない。

これでは利用者満足度の状況は年次の管理運営状況等評価票の評価対象となっているが、サービス水準向上のために実施された取組の結果が利用者の満足度につながっているのかが見えない。そのため、まずはアンケートの回収の方法を見直し、アンケート回収率を改善すべきである。

C. 客単価について

【意見】

概要にも記載したとおり、由利高原オートキャンプ場の指定管理者は由利本荘市が実施している。しかしながら、由利高原キャンプ場は経営状態が悪く毎年度赤字が計上されているため、由利本荘市が赤字損失（平成24年度は849千円）を被っている状況にある。この赤字の原因をその他の秋田県観光戦略課の管轄である全てのオートキャンプ場と比較し調査した結果、その他のキャンプ場と比較してそもそも利用料収入が少ない理由は、年間利用人数が少ないと、一人当たりの利用料収入が少ないことがわかった。

そのため、指定管理者である由利本荘市は今後、年間利用人数の増加と一人当たりの利用料収入を増加させるために、毎年行なっている事業以外の集客活動を積極的に実施し利用料収入を増やすことを検討する必要がある。

| 施設名 | 利用料収入 (過去3年平均) (千円) | 年間利用人数 (過去3年平均) | 利用料収入 ÷ 年間利用 人数 | 由利高原オートキ ャンプ場を100% とした時のその他の キャンプ場の効 率性 |
|-------------------|---------------------------|--------------------|-----------------------|---|
| ①由利高原 オートキャンプ場 | 308 | 776人 | 397円 | 100.0% |
| ②田沢湖 オートキャンプ場 | 5,914 | 4,428人 | 1,336円 | 336.5% |
| ③宮沢海岸 オートキャンプ場 | 3,070 | 2,204人 | 1,393円 | 350.8% |
| ④男鹿オート キャンプ場 | 9,731 | 5,621人 | 1,731円 | 436.0% |
| ⑤八幡平 オートキャンプ場 | 7,212 | 3,083人 | 2,340円 | 589.4% |

①由利高原オートキャンプ場

オートキャンプ1泊：3,150円／1区画

【入場料】 大人（高校生以上）210円、子供110円

②田沢湖オートキャンプ場

テントサイト 宿泊4,000円

【入場料】 大人（高校生以上）400円、子供200円

③宮沢海岸オートキャンプ場

宿泊（1区画1泊） 4,000円

【入場料】 大人（高校生以上）400円、子供200円

④男鹿オートキャンプ場

テントサイト 宿泊 1泊1区画 4,000円

【入場料】 大人（高校生以上）400円、子供200円

⑤八幡平オートキャンプ場

テントサイト（電源使用） 2,500円

【入場料】 大人（高校生以上）500円、子供250円

（各施設のパンフレットを基に監査人が作成）

(11) 秋田県営田沢湖オートキャンプ場

①概要

A. 施設の概要

| | |
|-------------------|--|
| 施設名 | 秋田県営田沢湖オートキャンプ場 |
| 所在地 | 秋田県仙北市田沢湖字田沢潟前 |
| 所管部署 | 観光文化スポーツ部観光戦略課 |
| 設置根拠条例 | 秋田県営観光レクリエーション施設条例 |
| 運営時期 | 平成 12 年 4 月 1 日 |
| 設置目的 | 恵まれた自然の中で県民が自由時間を利用して行なう観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、もってゆとりある県民生活の実現に寄与する。 |
| 指定管理料 (H24 年度) | 0 円 |

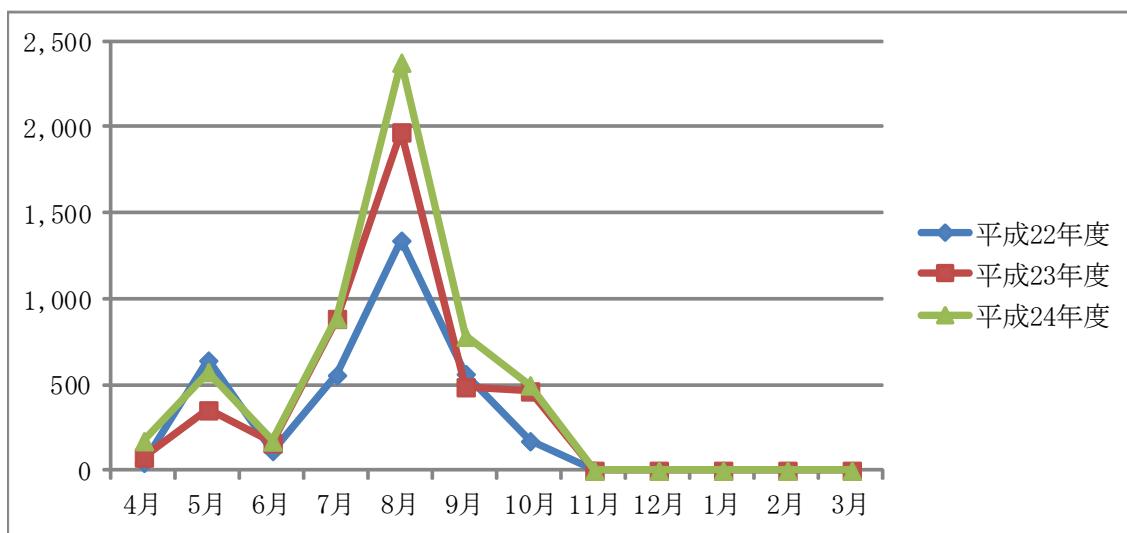
B. 指定管理者およびその概要

| | |
|--------------------------|---|
| 指定管理者 | 商栄株式会社 |
| 所在地 | 秋田県大仙市大曲栄町 2 番 10 号 |
| 団体設置年 | 昭和 47 年 3 月 14 日 |
| 資本金 | 11,500 千円 |
| 県の出資比率 | 0.0% |
| 指定管理者が 実施している 業務内容 | ①大仙市・東成瀬村など公共建物の清掃・衛生害虫防除など ②各官公庁建物の設備保守点検・空気測定・貯水槽清掃など ③プール受付・料金収受、広域交流センター窓口・使用許可・料金収受 ④大曲仙北北部斎場・南部斎場へ職員派遣 |

C. 月別入場者数・利用者数

| 【施設名】秋田県営田沢湖オートキャンプ場 | | | | | | | (単位：人) |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|--------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期合計 |
| 平成22年度 | 46 | 642 | 115 | 556 | 1,340 | 563 | 3,262 |
| 平成23年度 | 77 | 352 | 160 | 884 | 1,970 | 486 | 3,929 |
| 平成24年度 | 172 | 574 | 171 | 887 | 2,376 | 780 | 4,960 |
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 平成22年度 | 172 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,435 |
| 平成23年度 | 462 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,391 |
| 平成24年度 | 497 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,457 |

(県提出資料に基づき、監査人が作成)



(注) なお、12月から3月までは営業を休止している。

②結果、指摘および意見

【結果】

手続の結果、指摘および意見については（1）共通事項の②結果、指摘および意見を参照。

(12) 秋田県田沢湖スキー場

①概要

A. 施設の概要

| | |
|-------------------|---|
| 施設名 | 秋田県田沢湖スキー場 |
| 所在地 | 秋田県仙北市田沢湖生保内字下高野 73 番地の 2 |
| 所管部署 | 観光文化スポーツ部観光戦略課 |
| 設置根拠条例 | 秋田県田沢湖スキー場条例 |
| 運営時期 | 昭和 44 年 7 月 22 日 |
| 設置目的 | スポーツおよびレクリエーション活動振興を図り、もって県民の健康増進及び観光の振興に資する。 |
| 指定管理料 (H24 年度) | 0 円 |

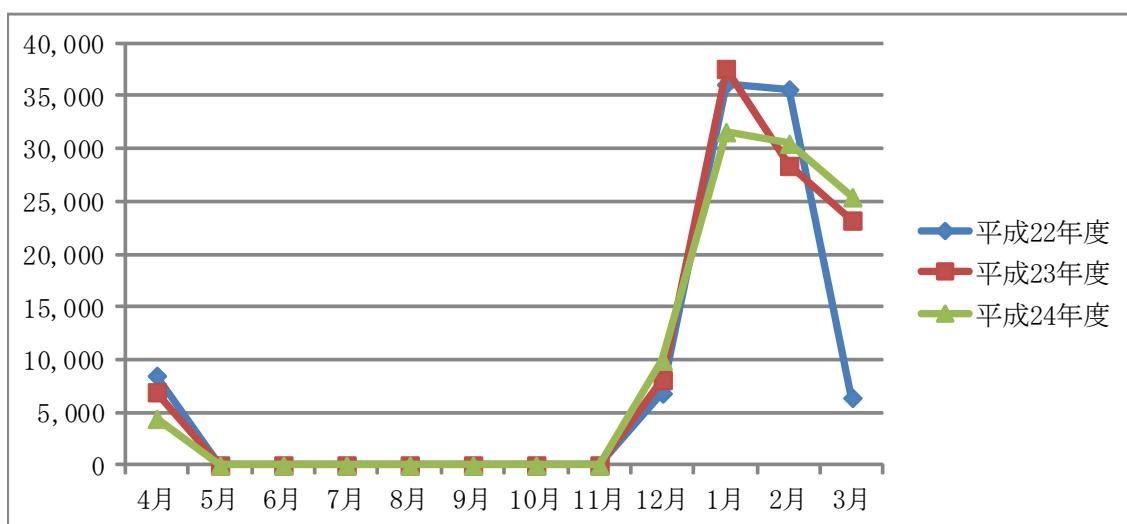
B. 指定管理者およびその概要

| | |
|--------------------------|------------------------------------|
| 指定管理者 | 田沢湖高原リフト株式会社 |
| 所在地 | 秋田県仙北市田沢湖生保内字下高野 73 の 2 |
| 団体設置年 | 昭和 44 年 7 月 22 日 |
| 資本金 | 391,725 千円 |
| 県の出資比率 | 45.8% |
| 指定管理者が 実施している 業務内容 | ①秋田県田沢湖スキー場運営 ②秋田県田沢湖スポーツセンター運営 |

C. 月別入場者数・利用者数

| 【施設名】秋田県田沢湖スキー場 | | | | | | | (単位：人) |
|-----------------|-------|-----|-------|--------|--------|--------|---------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期合計 |
| 平成22年度 | 8,493 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8,493 |
| 平成23年度 | 6,939 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,939 |
| 平成24年度 | 4,409 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,409 |
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 平成22年度 | 0 | 0 | 6,829 | 36,105 | 35,632 | 6,404 | 93,463 |
| 平成23年度 | 0 | 0 | 8,095 | 37,580 | 28,387 | 23,206 | 104,207 |
| 平成24年度 | 0 | 0 | 9,931 | 31,586 | 30,483 | 25,414 | 101,823 |

(県提出資料に基づき、監査人が作成)



(注) なお、5月から11月までは営業を休止している。

②結果、指摘および意見

A. 取締役会の開催頻度について

【指摘】

田沢湖高原リフト株式会社は定款により、取締役会の設置会社である。

会社法第363条第2項において、取締役は3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を取締役会に報告しなければならないとされており、少なくとも3か月に1回以上は取締役会を開催する必要がある。

実際、同社の取締役会規則においても同様の内容が規定されているが、平成24年度における取締役会の開催日程の実績は平成24年7月24日、8月7日および8月28日の3回のみである。

同社はスキー場の運営を主たる業務としていることからも繁忙期である冬場についてこそ各取締役の業務の執行状況を報告する必要があると考えられるため、会社法に準拠した取締役会の開催スケジュールを設定する必要がある。

B. 固定資産の実地照合について

【指摘】

固定資産の実地照合は、固定資産台帳と現物とを照合することにより、台帳に掲載されている資産が実在していることを確認するとともに、現物が漏れなく網羅的に台帳に掲載されているかを確認することを目的とする。また、資産の遊休状態の確認なども併せて実施することができる。

当該固定資産の実地照合については、同社の固定資産管理規程第12条において、「固定資産管理責任者は、毎期末およびその他必要と認められたとき、固定資産管理台帳の記録と現物資産を実地に照合しなければならない。」と規定している。

しかしながら、固定資産の実地照合は長い間行なわれていない状態が継続しており、最後に行なわれた際の記録も残存していないため、実地照合が実施されていない期間が不明となっている。

また、田沢湖スキー場内の固定資産は特に資産番号シールなどの管理が行なわれていない。特にスキー場内には秋田県保有で賃貸している固定資産と同社保有の固定資産が混在しているため、資産番号シールを固定資産に添付するなどして、現物と固定資産帳簿が一目でリンクしていることがわかるようにするとともに、管理の対象となる固定資産がわかるように工夫した上で、固定資産の実地照合を行なうことが必要である。

C. 遊休固定資産について

【意見】

同社が保有する以下の人工降雪機について、ここ数年使用実績がなく、またメンテナンスが行なわれていない状態であるため、今後の使用は見込めないとのことである。更に実際人工降雪機を使用する場面が必要となった場合、当該人工降雪機器については、古いタイプのものであり、使用コストの問題から別途新機種を購入することとなることである。

(単位：千円)

| 勘定科目 | 資産名 | 供用年月 | 取得価額 | 平成25年5月末 簿価 |
|------|--------------------|----------|--------|----------------|
| 機械装置 | 人工降雪機 | 平成13年12月 | 3,624 | 108 |
| 機械装置 | 人工降雪機ポンプおよびポンプ周り配管 | 平成13年12月 | 3,611 | 180 |
| 機械装置 | 人工降雪機送水および取水配管 | 平成13年12月 | 6,352 | 1,816 |
| 機械装置 | 人工降雪機機械室 | 平成13年12月 | 1,379 | 558 |
| 機械装置 | 人工降雪機取水池 | 平成13年12月 | 4,920 | 3,119 |
| 機械装置 | 人工降雪機電気工事その他 | 平成13年12月 | 16,274 | 4,672 |
| 合 計 | | | 36,163 | 10,456 |

(固定資産台帳より)

会計上、休止状態にある資産を遊休資産と言う。当該遊休資産について、今後の使用見込みがない場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額する減損会計による評価損失の計上もしくは資産を有姿のまま除却する有姿除却の処理が考えられる。

当該機械装置については、現状では引き続き通常の減価償却費の計上を行っているが、今後の使用見込みがほとんどないと言えるため、処分費用および回収可能価額を検討の上、評価損失の計上もしくは除却処理を検討することが必要である。

D. 入場者数の把握

【意見】

指定管理者の管理運営状況を県が確認し評価するために、「管理運営状況等評価票」を作成しているが、その評価項目の1つに「利用目標の達成状況」を評価する欄があり、そこに記載する内容は、目標人数と実績人数を記載することになっている。

また田沢湖スキー場では利用者数を把握するために、駐車台数とリフトの輸送人員をカウントして、以下の式を利用して利用者数を算出している。

平日：(駐車台数×2.5+リフトの輸送人員×0.074)/2

休日：(駐車台数×2.5+リフトの輸送人員×0.074)/2

上記の数式に関しては、昔から一定であり近年変更していないと伺っている。しかししながら、田沢湖スキー場では近年リフト券を1日券や半日券だけでなく、時間単位で販売しているためリフト券の種類が増えており、また家族構成も上記の数式を決定した当初から変わっている可能性がある。にもかかわらず、上記の数式を見直さず昔から一定としてしまうと、入場者数の推定値が実際と大幅に乖離する恐れがある。したがって、上記の数式は適時に見直すべきである。

E. スキー学校売上について

【意見】

田沢湖高原リフト株式会社のスキー場関連の売上は大きくリフト売上・ハウス売上（レストラン売上）・スキー学校売上の3つに区分することができる。

そのうち、リフト売上に関しては指定管理者としての売上が計上されており、またハウス売上（レストラン売上）に関しては行政財産の目的外使用として（秋田県財務規則第329条）、使用料を徴収している（秋田県行政財産使用料徴収条例第1条）。

スキー学校売上に関して、県は指定管理者としての業務の範囲内で行なっているとの認識であると聞いているが、秋田県と指定管理者の間で取り交わされた「秋田県田沢湖スキー場の管理に関する基本協定書」および「秋田県田沢湖スキー場管理業務仕様書」において、当該業務の具体的な記載が行なわれておらず、指定管理者としての月例報告の対象にも入ってはいない。

したがって、リフト売上と同様に指定管理者としての収入として整理するのであれば、当該契約書および仕様書において、当該業務を具体的に規定した上で月例報告の対象とする必要がある。また、ハウス売上と同様に行政財産の目的外使用の使用料としての収入として整理した場合であっても、同様に秋田県への報告をする必要がある。

(13) 秋田県立男鹿水族館

①概要

A. 施設の概要

| | |
|-------------------|---|
| 施設名 | 秋田県立男鹿水族館 |
| 所在地 | 秋田県男鹿市戸賀塩浜字壺ヶ沢 93 番地先 |
| 所管部署 | 観光文化スポーツ部観光戦略課 |
| 設置根拠条例 | 秋田県立男鹿水族館条例 |
| 運営時期 | 平成 16 年 7 月 13 日 |
| 設置目的 | 魚や海獣のふれあいを通じ自然保護や地球環境に対する知識と意識を深めるとともに、生涯学習の場を提供し、観光レクリエーション活動の為の利便の増進を図り、もって地域振興の向上および県民の福祉の増進を図る。 |
| 指定管理料 (H24 年度) | 81,498 千円（消費税抜） |

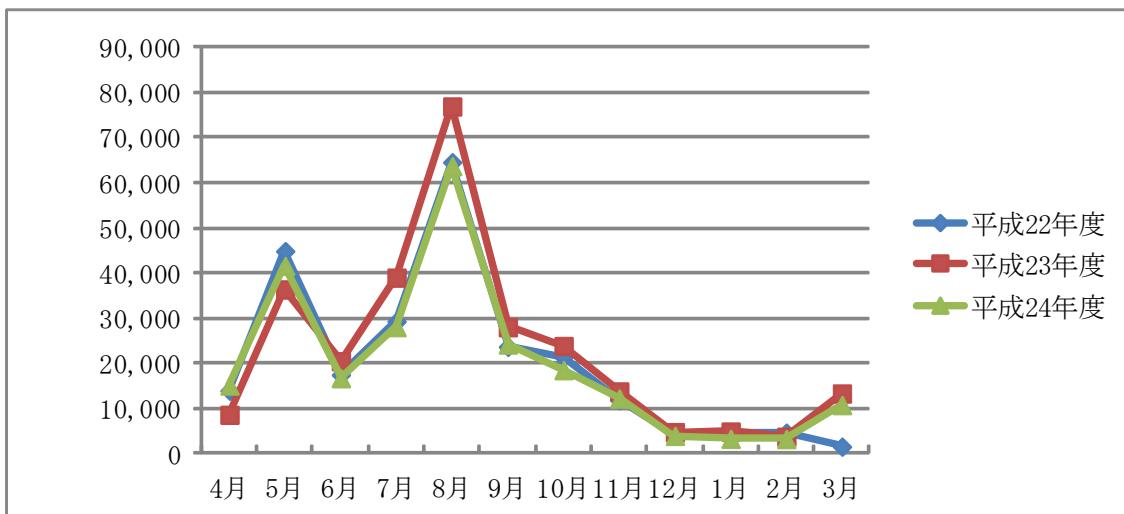
B. 指定管理者およびその概要

| | |
|--------------------------|-----------------------|
| 指定管理者 | 株式会社男鹿水族館 |
| 所在地 | 秋田県男鹿市戸賀塩浜字壺ヶ沢 93 番地先 |
| 団体設置年 | 平成 15 年 4 月 16 日 |
| 資本金 | 100,000 千円 |
| 県の出資比率 | 51.0% |
| 指定管理者が 実施している 業務内容 | ①水族館、レストラン、売店の運営 |

C. 月別入場者数・利用者数

| 【施設名】秋田県立男鹿水族館 | | | | | | | (単位：人) |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 上期合計 |
| 平成22年度 | 14,041 | 44,919 | 17,532 | 29,351 | 64,587 | 23,739 | 194,169 |
| 平成23年度 | 8,697 | 36,425 | 20,546 | 39,055 | 76,942 | 28,068 | 209,733 |
| 平成24年度 | 15,175 | 41,641 | 16,790 | 28,088 | 63,721 | 24,246 | 189,661 |
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 平成22年度 | 21,472 | 11,953 | 4,433 | 4,548 | 4,748 | 1,641 | 242,964 |
| 平成23年度 | 23,919 | 13,848 | 4,864 | 4,979 | 3,847 | 13,411 | 274,601 |
| 平成24年度 | 18,571 | 12,280 | 4,017 | 3,350 | 3,317 | 10,834 | 242,030 |

(県提出資料に基づき、監査人が作成)



②結果、指摘および意見

A. 投資判断基準について

【意見】

株式会社男鹿水族館は地方債に 5,000 千円投資している。しかし、有価証券などの投資に対する投資判断基準が規程などで明確に定められていない。秋田県によれば、投資判断は経営者の経営判断に委ねているということであるが、株式会社男鹿水族館は秋田県が出資している第三セクターであり、かつ、施設の利用料金のほかに指定管理料を受けている指定管理者であるため、資金の使途については適切に開与すべきである。更に、投資案件については適切な投資判断基準に基づき投資されるよう規程などの整備をすべきである。

また、前述のとおり、株式会社男鹿水族館は地方債である「北東北みらい債」に投資しているが、資金の流れをみると、観光費として支出された指定管理料が、北東北みらい債の対象事業である交流ネットワーク道路整備事業へと流れしており、事

業費の付け替えになっているような誤解を与えてしまう。株式会社男鹿水族館は、施設の利用料金のほかに秋田県から指定管理料も受けている指定管理者であり、資金の使途については誤解が生じないよう慎重に判断するべきである。

B. 取締役会の開催頻度について

【指摘】

株式会社男鹿水族館は定款により、取締役会の設置会社である。

会社法第 363 条第 2 項において、取締役は 3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を取締役会に報告しなければならないとされており、少なくとも 3 か月に 1 回以上は取締役会を開催する必要がある。

実際、同社の取締役会規則においても同様の内容が規定されているが、平成 24 年度における取締役会の開催日程の実績は平成 24 年 5 月 24 日、6 月 6 日および 10 月 31 日の 3 回であり、3 か月に 1 回以上の開催がされていない。

同社は水族館の運営を主たる業務としていることからも繁忙期である夏場についてこそ各取締役の業務の執行状況を報告する必要があると考えられるため、会社法に準拠した取締役会の開催スケジュールを設定する必要がある。

(14) 新玉川リゾート基盤施設

①概要

A. 施設の概要

| | |
|--------------------|---|
| 施設名 | 新玉川リゾート基盤施設 |
| 所在地 | 秋田県仙北市田沢湖玉川字渋黒沢国有林 |
| 所管部署 | 観光文化スポーツ部観光戦略課 |
| 設置根拠条例 | - |
| 運営時期 | - |
| 設置目的 | 県のリゾート構想に基づき、玉川重点整備地区に民間宿泊施設及び自然公園施設が整備される予定であったことから、地区内に給湯施設などの基盤施設を整備 |
| 受託業務収入 (H24 年度) | 4,692 千円（観光戦略課所管）（消費税抜） |

B. 受託者およびその概要

| | |
|----------------|--|
| 受託者 | 株式会社玉川サービス |
| 所在地 | 秋田県仙北市田沢湖玉川字渋黒沢国有林 14 林班 |
| 団体設置年 | 平成 3 年 10 月 22 日 |
| 資本金 | 10,000 千円 |
| 県の出資比率 | 50.0% |
| 受託者が実施している業務内容 | <ul style="list-style-type: none">①新玉川リゾート基盤施設維持管理業務（観光戦略課所管）②新玉川リゾート基盤道路除雪業務（観光戦略課所管）③新玉川地区給排水施設維持管理業務（観光戦略課所管）④秋田県営玉川温泉ビジャーセンター管理運営業務⑤玉川地区自然公園施設管理業務 |

②結果、指摘および意見

A. 非公募について

【意見】

新玉川リゾート基盤施設については、観光戦略課所管の県の施設であるが、現在、指定管理者制度を採用していない施設である。秋田県によれば、新玉川地区では給排水施設や自然公園施設、道路等の管理、除排雪等の業務を行なっているが、収益的な事業ではないため指定管理者制度に馴染まないことから、過去から業務委託を行なっているとのことである。また、新玉川地区が立地上不便であることや冬期の道路状況が悪いことなどから、民間業者では業務を実施することが困難と判断し、一般競争入札も実施していない。

しかし、秋田県は、県が所管する施設の指定管理者制度導入の目的として、「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間事業者のノウハウを活用し、利用者に対するサービスの向上や管理に要する経費の縮減等を図る」と定めており、施設の管理・運営に対する経費の削減を大きな目標としている。そうであるならば、新玉川リゾート基盤施設についても同様に経費の削減を実施すべきであり、業務委託先について現在の非公募ではなく、一般競争入札の実施を検討することが必要である。

また、現在、新玉川リゾート基盤施設の直接の受益者となっているのは、株式会社湯瀬ホテルおよび株式会社ぶなの森玉川温泉の 2 社であることから、秋田県としてはさらなる合理化に努めるべきである。そのため、一般競争入札を実施することに加え、直接の受益者である 2 社にさらなる負担を求めるべきである。

B. 修繕積立金および設備積立金について

【意見】

平成 24 年度の貸借対照表の負債の部において、修繕積立金および設備積立金がそれぞれ、9,335 千円、8,000 千円が計上されている。

修繕積立金については、秋田県と株式会社玉川サービスとの間で締結している「新玉川給排水施設の修復費用の積立に関する覚書」の第 1 条で「不慮の事故、災害その他により、緊急に施設の修復が必要となった場合及び将来施設の更新が必要となった場合に備え、一定の金額を積み立てるものとする。」と定められており、第 2 条で積み立てる金額は年額 3,000 千円と定められている。また、設備積立金については、平成 21 年度から送湯管の交換工事のために年額 2,000 千円の積立を開始している。

これらの積立金は、新玉川リゾート基盤施設の直接の受益者である株式会社湯瀬ホテルおよび株式会社ぶなの森玉川温泉の 2 社が利用割合に応じて負担しており、株式会社玉川サービスは負担していない。

秋田県によれば、当該積立を株式会社湯瀬ホテルおよび株式会社ぶなの森玉川温泉の 2 社が負担することについて、株式会社玉川サービスの取締役会で承認はされているものの、2 社の取締役が株式会社玉川サービスの取締役であるという理由から、株式会社玉川サービスと 2 社との間で書面でのやり取りは行なわれないままに金銭の授受をしている状況である。

このような取引について、書面などで残っていないと現在の取締役が交代したときに、現在の契約の継続性が不安定になり、それにより積立金を負担してもらえない状況になると資金不足などの問題も生じることになる。

取締役会で 2 社が負担することが決まっていること、および金銭の授受を伴つてのことから、通常の取引と同様に書面などで残しておくべきである。

C. 業務の再委託について

【意見】

株式会社玉川サービスでは、前述のとおり、秋田県（観光戦略課所管の業務のみ）から新玉川リゾート基盤施設維持管理業務、新玉川地区給排水施設維持管理業務および新玉川リゾート基盤道路除雪業務を受託している。これらの業務の中で、新玉川リゾート基盤施設維持管理業務および新玉川リゾート基盤道路除雪業務については、契約書にて基本的に秋田県の承認がない限り再委託は禁止されており、承認のない再委託はされていない。一方、新玉川地区給排水施設維持管理業務については、契約書で再委託は禁止となっておらず、給排水施設維持管理業務は、株式会社友愛サービスに再委託されている。平成 24 年度運営費・事業費科目内訳書によれば、株式会社友愛サービスに対して給排水施設維持管理業務委託費として 6,600 千円計上

している。

再委託先である株式会社友愛サービスは、株式会社玉川サービスが新玉川地区給排水施設維持管理業務を受託して以来、当該業務を受託しており当該業務に対する実績は十分にある。しかしながら、再委託先の決定には相見積もりが実施されないまま、株式会社友愛サービスが受託しており、適切な価格競争が行なわれていない。また、秋田県についても、再委託先の契約業者は把握しているものの経営状況の把握まではしていない。

再委託先の決定については、相見積もりを実施するなどして適正な価格競争のもと決定すべきである。また、県は出資者として再委託先の契約業者がどのように選定されているのか、および契約業者の財務状況の把握も含め適切に関与すべきである。

D. 取締役会の開催頻度について

【指摘】

株式会社玉川サービスは定款により、取締役会の設置会社である。

会社法第 363 条第 2 項において、取締役は 3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を取締役会に報告しなければならないとされており、少なくとも 3 か月に 1 回以上は取締役会を開催する必要がある。

実際、同社の取締役会規則においても同様の内容が規定されているが、平成 24 年度における取締役会の開催日程の実績は平成 24 年 6 月 22 日および 11 月 27 日の 2 回であり、3 か月に 1 回以上の開催がされていない。

会社法に準拠した取締役会の開催スケジュールを設定する必要がある。

4. 終りに

秋田県は、竿燈まつりやなまはげといった伝統行事、大曲の花火大会、男鹿・鳥海・栗駒といった国定公園、白神山地・田沢湖・十和田湖などの雄大な自然、乳頭温泉郷に代表されるような温泉地、きりたんぽ・比内地鶏・稻庭うどんに代表される郷土料理など、全国的に有名な観光資源を多く有している。

【竿燈まつり】



(秋田県観光総合ガイド あきたファンドットコムより)

今回の監査対象年度である平成 24 年度はプレ・デスティネーションキャンペーンが、監査作業期間である平成 25 年度はデスティネーションキャンペーンが実施された年であり、秋田県内の様子や東京・有楽町で開催された秋田けけけ祭りなどを実際に見る限り、キャンペーンによる盛り上がりがうかがえた。また、監査人およびその補助者も折に触れて、男鹿や角館、田沢湖、十和田湖などの地域を訪れたが、それぞれ観光資源としては素晴らしいものであるという印象を抱いている。

【十和田八幡平国立公園】



(秋田県観光総合ガイド あきたファンドットコムより)

しかしながら、全国的に有名なリゾート地などと比較すると、秋田県の観光資源に対する全国の知名度は低く、観光入込客数を伸ばす余地はまだまだ十分にあると考えられる。

そのため、デスティネーションキャンペーンによる観光機運の高まりを維持するためには、今後も持続的かつ戦略的な取組がなされていくことを期待する。

あわせて、平成 25 年には内閣主導で立ち上げられた観光立国推進閣僚会議において「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」が策定されたこと、また平成 32 年(2020 年)の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定されたこと、さらには訪日外国人旅行者数が史上初めて 1,000 万人を突破したことなどを受けて、外国人旅行者の誘客に対する機運が全国的にさらに高まりつつある状況の中、秋田県においても、より一層外国人旅行者誘客の取組を強化していくことを期待する。

以上